14.5-625
1200501218009
.5
625

始

11
67

滿洲國古蹟古物調査報告　第二編

考古學上より見たる熱河

康德七年

民生部

正誤表

頁	行	正	誤
一〇六	一二	近似するものなり	近似すするものなり
〃		伴出したる石器	伴出せし石器
一一三	八	二字抹消	篷蓋
一一三	一四	家形とをなし其裏面に	家とをなし其表面に
一一四	一〇	基くものなるべし	基くものなるべく
一一四	一三	左圖には	右圖には
一一四	一八	右圖に	左右に
一一八	一	環狀に	瑞狀に
一二一	一一	となれるものなり	となれるものあり
一二二	四	この三彩陶器が	この三彩陶が

滿洲國古蹟古物調査報告　第二編

考古學上より見たる熱河

發行所寫本

昭和十六

康德七年

民生部

14.5
625

凡例

一滿洲は歷史極めて古くその地域亦遼濶從つて國內に存在する古蹟古物は時代的民族的に多種多樣なり、これ等、古蹟古物中には國寶として指定し保存すべきもの尠からざるべく、その調査は一日も忽にすべからざるところなり。こゝに於て本部は全國的に之が調査を行ひつゝあり。

一熱河省內各地に於ける古蹟古物調査に關しても本部は各方面の權威に委囑して逐年實施しつゝあるが、康德三年十二月京都帝國大學講師島田貞彥氏に調査を委囑したる處前後二回に亘る踏査の上廣く關係資料を蒐獵、之等考古學的資料を基本として明淸時代以前に就いて編述康德四年十二月報告ありたり。舊臘末、上梓のことに決定を見るや更に最近の新資料に關しわざ〳〵編述せられたるを以て之を補遺として添付し並に刋行するものなり。

本書は學術上に於ける貴重なる文獻たると共に古蹟古物保存上有力なる參考資料なりと信ず。

一本部に於て實施せる調査報告の印刷すべきものは既に二十數編の多數にのぼるも經費の關係により急速には實施し得ざるも第三編以下として逐次刋行の豫定なり。

序言

余輩過般滿洲國民生部の委囑を受け、熱河省内各地における史蹟調査に従事する處ありき。固よりその日數僅に卅日を以て限れると、時あたかも舊臘十二月中旬に向ひし爲め、年度末に際し且又積雪等の爲め凌源、凌南、平泉、承德、灤平、豐寧の地を漸く訪ねるを得たるのみにして、隆化、圍城、赤峰、大寧城等は翌年に期することとしたり。本年九月初旬、殘餘の諸地調査の爲め出發せし處、時將に支那事變に入り、隆化、圍場方面に至るの交通困難なるにより、赤峰に至り、それより更に烏丹に入り、巴林方面に至り、引返して大寧城に至りしも降雨の爲め踏査不能に終りしは最も遺憾とする處なりき。この前後二回に亘る踏査を外にして昭和十年六月、東亞考古學會と滿洲國民生部の共同發掘調査を行ひし熱河省赤峰における先史時代遺跡に幸に參加するものありて、朝陽、錦州、平泉、承德を經、建平より赤峰に入り十數日、赤峰における發掘に從事したる、並に承德より古北口に出で北京に入り、陸路山海關を經て錦州に向ひしことあるは這次の踏査の缺を補ふに稍々充分なるものあるを覺ゆ。

由來熱河省は滿洲國の西南に位置し、南は直に長城を界して北支那に接し、西北方面は所謂蒙古地帶に接し、古代より近代に至るまでの文化史的考察は一は漢族と一は北方乃至固有民族との交涉を常に物語らざるものなく、既に先史時代において或は固有的なる

打石器文化に加ふるに北方系の細石器文化を被ひ、これに更に漢族の磨石器文化を隨所に點在するの交錯的所產を齎し、滿洲におけるこの分野に最も新しき刺激を學界に提供せるものに外ならず。しかも尙金石並用期より漢初代に亘るや所謂綏遠式銅器なる北方系の如實の發見を告げるものありてこれ亦幾多の興味ある東亞考古學上の至要なる題目に觸るるものなり。

漢初代における北支那文化の當地方に浸潤する狀勢は既に戰國時代において濃厚なる交涉を告げるものあり、東漸する東亞文明黎明の洗禮地として熱河省は正しくその始發の地たりしものなり。

平泉地方の既に前漢時代に右北平郡の治所たりし、五胡十六國代には舊熱河省の朝陽が慕容氏の前燕、後燕、北燕等の故都たりし、隋唐代における北支那及中支那との交涉は茲に擧げるまでもなく常に遼西、遼東に出づるの唯一的陸路交通のものなりしなり。

唐代既に赤峰の地に漢族の勢力を來し、饒樂都督府の設けありしこともあり、年代を降るに及び、遼金時代における熱河省は或は遼の中京大定府、金の北京大定府の場所が今の大名城附近にあり、當代の文化的所產は其遺構と近時諸地より發見せらるる考古學的資料において（或は鷄冠壺、或は金屬假面或は墓誌、石棺其他により）證明せらるるものなり。

熱河省の地をして今日世界にその盛名を文化史的に擧げしめたるものは、清朝における承德の地に熱河行宮と諸伽藍を造營し、今日尙その壯觀に容易に接し得るものあるを以てなり。そも〳〵熱河なる地名は承德をよぎる灤河上流の一支流より出でたる武烈河なるを推さるるものなり。行宮乃至諸伽藍の建築は單なる行樂的の施設に非ずして滿漢蒙三族の融合方法として經倫せるものなるを知るとき、うたた其意圖の尨大なるに驚くものありと云ふべし。

今、茲に熱河省の遺蹟遺物を編述するに當り、余輩は主として考古學的資料を基本としたる明清時代以前に就いて述べんとするものなり。

清朝時代における最も雄偉とすべき熱河行宮を中心としたる諸建造物に就いては故關野貞博士の逸早く尨大なる「熱河」の刊行さるるものありて、正にその調査報告の完璧を見たるものなり、かた〳〵本篇には明清時代における一切に觸るるを避くるものなり。

然れども考古學的分野における調査は漸くその緒に就けるものにして、本編に記述するところ畢竟資料の小集成に過ぎず將來にその大成を期すべきものなるは云ふを俟たざるものなり。

ただ歷史時代における熱河行宮の地は幸に國家的保存の遂行せらるるものありて、北支那における北京故宮と共に東亞における二大壯觀を如實に觀るものとして益々完全なる保存を期せらるべきものなり。更に遺址として最も調査を期すべきは大名城址なりとするものなり。將來これが組織的調査の一日も早からんことを希ふものなり。

熱河省出土の考古學的資料は固より充分なりとは云ひ難きも、滿洲國國立奉天博物館、

東京、京都及京城各帝國大學乃至旅順博物館等にそれ〳〵資料を蒐集するものあり。孰れも新興滿洲國における貴重なる考古資料として其認識を深められつつあり。

本篇記述に際し、先輩諸學者の論述に據るもの多く、特に敬意を表するものなり。又調査其他に格別の配慮を忝うしたる滿洲國民生部、奉天博物館、日滿文化協會、熱河省長同省次長同省各縣長同省各縣正副參事官竝に職員諸氏の厚意を深く謝するものなり。

昭和十二年十二月

京都帝國大學講師
旅順博物館主事
島田貞彦

目次

熱河省に於ける遺跡と遺物の研究

一　先史時代の熱河省　一
（一）熱河省を中心として見たる石器の様相　四
（二）赤峰附近　四
（イ）墳墓　四
（ロ）副葬石器　六
（ハ）鬲形土器　八
（ニ）青銅遺物　一一
（ホ）彩文土器　一一
（ヘ）細石器と磨石器　一八
二　漢初時代の熱河省　三一
（一）明刀錢　三一
（二）劍柄形銅器　三四

三　遼時代の熱河省
（一）交通……三七
（二）塼塔、墳墓……四〇
（三）墓誌類……四三
（四）古銀銅面……六二
（五）鶏冠壺……六八
四　金時代の熱河省
（一）交通……七四
（二）墓誌類……七六
五　元時代の熱河省
（一）墓誌類……七九
（二）成吉思皇帝聖旨牌……九一
補　遺
一　先史時代の熱河省
（一）赤峯先史文化概括（據濱田耕作博士）……九八
（二）滿洲先史文化の様相……一〇六
二　遼時代の熱河省
（一）墓誌……一一二
（二）石棺……一一三
（三）墳墓發見遺物……一一六

上揭の寫眞は本省赤峯の先史時代遺跡の發掘を現地調査の最終として他界せられた前京都帝國大學總長濱田耕作先生より筆者におくられし最後の書翰である。

拜復御見舞振なく存じ候實は去月頃より血壓相當に高く且つ腎臟炎の氣味にてこれには安靜と食物療法の必要ありて過日入院加療の事に致し候次第にて別に始終臥床致し居る次第に無之大學へも評議會宣誓式等へも出掛け勅語も拜讀訓示も與へ居る有樣につき御安神下されたく候たゞ昨年來の惡戰苦鬪の結果やら何やらにてだん〳〵弱つたこと〻意氣地なく思ひ居り赤峯を最後にもはや發掘の第一線には立ち難くこの方面はいよ〳〵謹め申し候へども滿洲朝鮮支那への旅行だけはなほやつて見たく存じ居る事に候何しろ二十餘年一つの器械を使ひふるしたること〻て愚くなるのは當り前に候。

「古船をドックに入れていましばし使はんとぞ思ふ今日の入院」（下略）

圖版目次

		本文對照頁
第一圖	滿洲新石器時代遺跡分布圖（據水野清一氏原圖）	一—四
第二圖	南滿洲各地發見磨石器圖（同上）	三—四
第三圖	南滿洲發見各種石器（旅順博物館藏）	三—四
第四圖	滿洲與安西省小庫倫發見石器（同上）	三—四
第五圖	支那發見石器及玉器（京都帝國大學藏）	三—四、八
第六圖	南滿洲發見土器及磨製石鏃（旅順博物館藏）	三—四
第七圖	熱河赤峰紅山後發見石棺（據東亞考古學會撮影）	五—六
第八圖	熱河赤峰紅山後發見遺物（同上）	五
第九圖	熱河赤峰紅山後發見土器及石器（島田原圖）	六、九
第一〇圖	支那發見玉器（旅順博物館藏）	七—八
第一一圖	熱河赤峰附近發見石器（京都帝國大學藏）	一
第一二圖	南滿洲貔子窩發見顱形土器（旅順博物館藏）	一〇
第一三圖	滿洲與安西省小庫倫發見高形土器（同上）	九
第一四圖	熱河赤峰附近發見土器類（京都帝國大學藏）	九
第一五圖	熱河園場東家營子古墳發見遺物據リサン師寫眞）	一一

第一六圖　熱河赤峰附近發見各種遺物京都帝國大學藏）……一三
第一七圖　北方系銅劍（旅順博物館藏）……一五
第一八圖　北方系青銅刀子（京都帝國大學藏）……一六
第一九圖　熱河大名城附近發見青銅遺物（旅順博物館藏）……三八
第二〇圖　熱河赤峰附近發見青銅兜及銅劍等奉天博物館藏）……一七
第二一圖　北支那發見北方系青銅兜（京都帝國大學藏）……一七
第二二圖　北方系綏遠式銅器旅順博物館藏）……一八、二〇
第二三圖　北方系綏遠式銅器同上）……一九、二〇
第二四圖　北支那發見北方系銅容器同上）……二〇
第二五圖　北支那發見北方系銅容器同上）……二〇
第二六圖　北方系綏遠式青銅器（京都帝國大學藏）……一八、二〇
第二七圖　南滿洲貔子窩發見彩文土器（旅順博物館藏）……二一、二二
第二八圖　熱河赤峰紅山後發見彩文土器破片（京都帝國大學藏）……二二
第二九圖　熱河赤峰四道河子附近發見彩文土器同上）……二二—二六
第三〇圖　熱河赤峰四道河子附近發見彩文土器圖（據濱田博士原圖）……二二—二六
第三一圖　熱河承德附近發見土器及磨石器圖（據八幡一郎氏原圖）……八、一〇
第三二圖　熱河承德附近發見石器圖（據八幡一郎氏原圖）……八

第三三圖　熱河承德、灤平、隆化發見石器圖（據八幡一郎氏原圖）……八
第三四圖　熱河大廟附近發見石器圖（據亦堀英二、三上次男氏原圖）……三〇
第三五圖　熱河大廟附近發見石器圖同上）……三〇
第三六圖　滿洲各地發見錢貨（旅順博物館藏）……三一
第三七圖　滿洲發見劍柄形銅器同上）……三四—三六
第三八圖　熱河大名城址大塔（據關野貞博士寫眞）……四〇
第三九圖　熱河老西營子墳墓計測圖（據水野清一氏原圖）……四一—四二
第四〇圖　熱河老西營子墳墓同上）……四一—四二
第四一圖　熱河凌源附近發見墳墓羨門表飾墳（旅順博物館藏）……四二—四三
第四二圖　熱河發見遼金代經幢同上）……六〇、六一、七七、七八
第四三圖　蒙疆發見古銀銅面（京都帝國大學藏）……六三
第四四圖　熱河發見古銀銅面（旅順博物館藏）……六四、六五
第四五圖　熱河發見古銀銅面同上）……六四、六五
第四六圖　熱河發見銅網製手足及銀製腕輪同上）……六五
第四七圖　滿洲吉林省高麗城址發見金銅製假面同上）……六七
第四八圖　熱河各地發見鷄冠壺類同上）……六八—七〇
第四九圖　熱河凌源縣石羊石虎溝所在石人……七八

第五〇圖　熱河凌源縣石羊石虎溝所在石獸……七八
第五一圖　熱河發見成吉思皇帝聖旨牌(京都帝國大學藏)……九一—九六
第五二圖　元代牌奉天博物館藏)……九六
補　遺
第五三圖　熱河遼代墳墓發見孟公墓誌拓影(原物旅順博物館藏)……一一二、一一三
第五四圖　滿洲遼代墳墓發見石棺(奉天博物館,旅順博物館藏)……一一三—一一五
第五五圖　熱河遼代墳墓發見石棺浮彫拓影……一一三—一一五
第五六圖　熱河遼代墳墓發見石棺附屬石製欄杆及僧形石人像(旅順博物館藏)……一一五、一一六
第五七圖　熱河遼代墳墓發見金銅鳳凰及金銅鈴(同上)……一一六
第五八圖　熱河遼代墳墓發見金製鳳凰飾(同上)及金銅飾板(石野昌平氏藏)……一一九、一二〇
第五九圖　熱河遼代墳墓發見石彫獅子及同青銅製具(同上)……一二一
第六〇圖　遼三彩陶器(旅順博物館藏)……一二二、一二三

熱河省に於ける遺跡と遺物の研究

一　先史時代の熱河省

由來、熱河省内における人類學又は考古學的に調査したる學者お日本人にありては鳥居龍藏博士にして、既に明治四十年前後に喀喇泌王王府に入り、常に赤峯を中心として各地に足跡を印せられたるものあり。(鳥居龍藏氏『蒙古旅行』)更に天津在住の佛國人宣教師リサン師は、天津に北疆博物院を創設し、西暦一九一七年以降しばしば東南蒙古を始め本省内を調査するものありて、殊に一九二七年の踏査においては圍場附近にて石器時代墳墓を發見するものありたり。(リサン氏『天津北疆博物院に代表されし新石器時代の遺跡』)

而して滿洲國建國に當り、日本人諸氏の踏査多きを加へ、しかも赤峯における組織的發掘調査等ありて格段の進歩を告ぐるに至りしものなり。今、當代の考古學的記述を試みるに當り特に敬意を表するものなり。

(一)　熱河省を中心として見たる石器の樣相

人類文化の發達を利器の主用材料に依り、石、青銅、鐵の三時期に分類せられ、先史時代は正しく石を主用とせる時代に屬するものなり。熱河省は滿洲國における地理的區分により、如何なる文化圈に

屬すべきものなるかを推すに、渤海にのぞめる南滿洲、牡丹江、松花江の沿岸する東部滿洲に對し、熱河省は潢河、老哈河の中間高地に屬するものにして興安嶺東麓の蒙古地帶に連り、換言すれば滿洲と蒙古との中間地帶をなすものとも云ふべし。

されば玆に自ら當代文化の交渉に、一は濃厚なる蒙古的色彩と、一は固有的なる色彩と、一は黃河流域を基本とする北支那的色彩の夫れ〳〵三者を分類し得るものなり。

今簡單に本省を基本としてその個々につき記述せんに(第一圖)

一、蒙古地帶は東は興安嶺の山脈を以て本地に接し、南は陰山々脈を以て支那の北疆地帶と連り、西は內外蒙古を經て遠く中央亞細亞の沙漠、草原地帶に及ぼし、北は外蒙古を經て遂に西比利亞に通するものなり。此等の高原一帶は固より古往今來、牛羊を追ふ牧人の生活圈にして彼等の有する新石器時代文化の特質は其使用する石器によりて代表すれば所謂「細石器」として認められるものなり。

この細石器の石質は大體において高原に於いて發見する玉髓、碧玉、瑪瑙等を以て打缺き小形打製の石器なり。この小形打製は其形狀によりて扁平細長なるものを石及と云ひ、先端の尖れるを尖石とし、又石匙もあり。就中石及は細石器を代表するの石器とすべく、多くは單に打ち缺けるものの薄片にして、之を木又は骨の柄に嵌め込み以て利器とせるものなり。この石及を作る爲めに打缺ける多角形の殘石を石核と呼べるものにして、此兩者は常に共存するものなり。以上の石器は小なるは三四分より、大なるものも一寸に滿たざるものにして恰に細石器と命名せらるゝ所以たるものなり。

蒙古地帶における細石器文化の基本をなすものは上來擧げたる手法の石器が主體をなすものにして、此等と伴ひて或は打製の石斧又は砂岩製なる石皿、石棒乃至環石等ありて此等は恐らく穀物を磨りつぶす爲めに使用する道具として認められるるものなり。

今代表的遺跡として學界に紹介せらるるものは、多倫淖爾、貝子廟、海拉爾齊齊哈爾附近にして、本省の北境に近き興安西省の林西及び本省の赤峯乃至興安南省の鄭家屯に出現するものなり。

一、北方固有的と稱するはその石器において常に大形の打製を伴へるものなり。就中石斧において多く見る處にして地域的に見るに南滿洲にては奉天以北に多く、此等は東滿洲における特色ある一樣をなし、北部朝鮮との連關を推さしめるものなり。その打製石器たるの基本は前に擧げたる細石器の樣相と規を一にするも、細石器の要素とは全然異にするものにして前者は云ふまでもなく、牧人であり、また狩獵の民なりしものなるは此等の小形石器を以て動物の皮を剝ぎ肉をそぐを以てし、伴存する磨製の石皿乃至石棒類は穀物をすりつぶすに役立ちたるものあるに反し後者は大形石器を以て森林を開墾し原始的の農耕に從事し、石庖丁を以て穗先をつみ石臼を以て製粉せしもののありしを推定さるべく、森林においては打石斧、打石鏃等を以て狩獵をなし、他方、海岸河邊においては鍾石を用ひたる網を以て漁獵をなしたるを推すものなり。

一、北支的色彩を帶べる石器は、即ち南滿洲發見の磨石器中、特に支那的要素を有するものと、全然同一の手法あるものを發見するものにして、(第二—四圖)一般に磨石器中において石斧は泥灰岩、板岩、玢岩又は閃綠岩等を以て作り、形狀に多少の差異あれど孰れも直及をなし、曲及のもの少し。有肩石斧はまた滿洲の特色ある石器とせらるるものなり。

有孔石斧中特に大形扁平なるものは、その手法型式全く支那本土出土のものと同一にして、此等の外、石庖丁、石劒、環石其他が周漢時代の各種の玉器にその型態を推移せしむるもののあることは玉石

器の移行を推す上に最も興味ある事項なりとす。（第五圖）

以上の類別は熱河出土の石器を推考する上において常に出現するものにして、この外各種の土器乃至青銅器等の出土は幾多の興味ある金石乃至金屬初期時代に亘る當代地域の文化樣相を推さしむるものと云ふべし。

（二）赤峯附近

赤峯附近には石器時代並に金石並用時代に亘る遺跡頗る多く、しかも昭和十年東亞考古學會の試みたる赤峯郊外に所在する紅山後の遺跡發掘に際しては、多數の貴重なる遺物を出土せり。就中、二十數基に及ぶ原始石棺の發見は中に完存する人骨を伴へるもの少からず、且又磨研土器を副葬し此等の土器中には完存する甕形土器を伴存するものありなほ又土器の外に磨製有孔石斧乃至青銅器を伴存するものもありたり。

更にこの地に近くして彩文土器の破片多量を含包する遺跡地に出會し、此地において始めて日本人學者による同系土器發見の確實なる例證に接するものありたり。昭和十一年にこの彩文土器と同系統に屬し、しかも完存する數個が同じく赤峯の東南三邦里の四道井子附近にて偶發せられたることは益々この土器に對する關心を深めしめたるものなり。

赤峯紅山における完璧する調査報告は擧げて今京都帝國大學考古學敎室（濱田博士「熱河赤峯遊記」考古學第六卷第八號）において整理中にして、近くその出刊を告げるものあるを以て茲にはその大略に就いて記述するに止むるものとす。

（イ）墳墓

赤峯の紅山は元來蒙古人によりて命名されたる山名にして、最も神聖視さるる山丘なりとす。遺跡はその紅山の裏に當り、山腹一帶の地に埋存せられたる多數の當代前後の墳墓地たるものにして、二十數基は孰れもその構造を同じくせる尺大の花崗岩又は玄武岩の粗石を以て長さ七尺、幅二尺、高二尺前後に圍み、多くは東西に長く、頭部を東にしたるものにして、伸展葬をなし天井部は稍々扁平なる石材數枚を以て蓋石とせる原始石棺（第七圖）の手法にして日本においても先史、原史兩時代を通じて見る所のものなり。

而してこの石棺中に死骸を伸展して埋置し、頭部に土器、頸部に小玉、或は有孔石斧、骨鏃乃至頭部に銅飾板、上肢部に銅腕輪或は貝貨形の貝製品の副葬さるるものもありたり。（第八圖）

この式に屬する埋葬墓は曩に佛國人リサン師によりて本省内の園場附近の東家營子において發見せられ、磨石器並に青銅器（北方系銅器）を副葬するの著例を擧げたり。蓋しこの種の遺物を副葬するものの滿洲における嚆矢とすべきが如し。（第一五圖）

從來滿洲において發見せられたる少くとも漢初代を降らざるものの墳墓例として擧げらるるものは關東州龍子窩單砣子島において二基の墳墓を發見し、略々完存する一例に徴するに棺槨の施設なく、伸展葬をなし、頭部より脚部に沿ふて六個の漢式系壺形土器と脚部に一個の扁平大形有孔石斧並に頭部に數個の珠玉の副葬せらるるものあるを發見せり。（龍子窩東方考古學叢刊第一册）又北滿洲の昻々溪附近において哈爾濱博物館の手により發掘せる墳墓には死骸は伸展をなし、粗製素燒土器の外、打製及び磨製の石器乃至細石器を挿し挾む爲めの骨製器具等を發見せられあり。此外關東州内においては金石並用期として積石塚乃至ドルメン（石棚）あり。漢初代のものとして、粘土槨、石墓、

甕棺等の發見を報するものあれども死骸腐朽の爲めその葬位を知り難し。(牧羊城東方考古學叢刊第二冊島田「北滿海拉爾附近石器時代墳墓發見遺物」(考古學雜誌第廿八卷第八號)

他方古代における漢族の埋葬は死骸を伸展せしめ、その頭部を北又は西向きにせしめるもの多く、河南省安陽縣小屯にて發見せる墳墓例はいづれも棺槨無く、中にも一例には胸部に青銅戈を置きしもの、又他例には胸部に兩形土器、青銅爵、觚等を副葬するものありて、支那における青銅器時代初期墳墓の好例とさるるものなり。(安陽發掘報告第三期)

上來の埋葬狀態より推すに赤峯紅山における伸展葬とせる原始石棺はたして固有獨自的なるか或は漢族の文化圈に既に浸潤せるものなるかを遽に定め難きものあり、又地域的より推して漢族の混淆少き在來民族のものとしても容易に決定し難き問題なりとせざる可らず。況んや東胡族と類似をもち漢族系として否み難きものあり。

赤峯紅山一帶の地は石器時代の遺物を包含するものにして、環石、石庖丁を始め磨製有孔石斧乃至小安貝等を隨所に發見するものあり。而して原始石棺中の第三號墓中において完存する有孔石斧の副葬するものありたり。

(ロ) 副葬石器

赤峯紅山後發見の第三號墓には長さ三寸、幅一寸五分厚さ五分の磨製有孔石斧一個(第九圖2)の副葬さるるものありしが、斯の如く石器を副葬せし墳墓例は往々聞く處にして、關東州旅順附近所在の積石塚にて、嘗て鳥居龍藏博士により磨製石劍の副葬ありしは著例に屬せり。(鳥居博士「南滿洲調査報告」其他前に記せる關東州貔子窩單砣子島の同じく磨製大形扁平有孔石斧の副葬せる或は熱河省

圍場東家營子等に類例を見るものありたり。

石器と支那古玉器との相關關係に就いては既にしばしば〳〵論考せらるる所ありて就中、林泰輔博士、ラウファエル氏及び濱田耕作博士等の夙に唱導せらるるものあり。(第一〇圖)

今、二三に就いて見るに、有孔石斧と圭と稱する玉器の形式において支那山東、陝西其他發見の有孔石斧は短冊形のもの多く、一個又は二個の孔を穿ちたるもの普通にしてこの式の有孔石斧を以て支那石斧の一特徴とするものなり。圭と稱する玉器は又その形狀は大體短冊形又は撥形をなし、有孔することにおいて相一致す。「周禮」考工記玉人の條に曰く、

玉人之事、鎮圭尺有二寸、天子守之、命圭九寸、謂之桓圭、公守之、命圭七寸、謂之信圭、侯守之、命圭五寸、謂之躬圭、伯守之」

とありてその大小を以て天子以下公侯伯の位を差別せるものの如し。又その形制に就いて「天子圭中必云々」とある中必は圭の中央に穿孔あるものを云ひ、石斧の中央に孔あるものの形を傳へたるものなりとせらる。

又有孔の石劍、石刀より發して玉器となれるものに璋あり。また璋の一變形にして笏と云へるは一方に偏して孔を穿ちたる即ち石庖丁の系統にして、石庖丁は支那を始め滿洲、朝鮮及び日本の石器時代遺跡より多く發見する所のものなり。

又支那古玉中最も重要なるものに璧あり、これは圓形の板にして中央に大なる孔を開きたるものにして、石器時代遺跡より發見する石環の系統より出で、普通環狀石斧と名づけらるるものに屬す。この環狀石斧は石庖丁と共に赤峯において發見することしばし〳〵なり。

以上は石器と玉器との移行關係を推す一二の主要なる例證を擧げたるものにして、斯の如く有孔石斧、石庖丁乃至環石等においてその手法型式の大本の既に支那本土にあるを知るものにして熱河省内の當代前後の遺跡において此種の磨石器を發見する場合には、それは既に北支那を通じて此地に影響せる文化的交涉の結果なりとすることは固より穩當のこととすべし。

この種の支那式石器の滿洲における分布は既に記せし如く、南滿洲を最も濃密とし、東滿洲においては間島省に見るべく、北滿洲にては遠く齊々哈爾にその存在を指摘するものあり、本省の近くにては奉安西省の小庫倫(綏東)發見のもの最も著名にして此種の精巧なるもの多く、殊に多頭環狀石斧の如きは類列少きものなり。(第四圖下)

以上の如き支那式石器乃至磨石器と共に打製大形石器の發見するもののあるは云ふをまたず。赤峯附近三道河子において既に見る所なり。(赤峯、竹內虎一氏藏)又最近本省内の隆化縣城の西北の西山にて磨石斧を欒平縣城西北丘陵にて磨石器(石庖丁、有孔磨石斧等)承德附近にては曩に佛國のリサン師により數個の打石斧の發見を告ぐるものありしが、更に同河東にて磨石斧、有孔石斧等の發見せらるるものありたり。(第三一—三三圖)(八幡一郎氏熱河省南部の先史時代遺跡及遺物)

(八) 鬲形土器

赤峯紅山後發見の原始石棺内に副葬せられし土器は皆れも素燒の壺形土器に屬し、その表面を磨研せる所謂磨研土器の系統に類するもの多かりしも、中に第七號墳より發見せるは同系統に屬する土器中特に鬲(レキ)形土器と稱する三個の中空の袋足を有するものの副葬ありたり。(第九圖1)

元來、滿洲における當代前後の土器系統は、磨研土器の外赤褐色の砂土を含み、火度低き粗質厚手に屬するもの、支那金石並用期に屬する繩文系統、漢式系土器及びこれに屬する鬲形乃至豆形土器の外、近時特に其存在を指摘せらるる櫛目文土器系等あり。

赤峯附近より發見せらるる鬲形土器は、恐らくその多くと同樣なるべしと推察せらるるものにして、曩に京都帝國大學考古學敎室には此式に屬するの多數(第一四圖)のものありて孰れも墳墓出土のものと傳へらるるものなり。

今、滿洲において此式の鬲形土器を出土したる著例のものは關東州旅順附近の貝塚及び積石塚、同州内龍子窩高麗寨遺跡(第一二圖)乃至奉安西省小庫倫(第一三圖)等にして、更に八幡一郎氏により大凌河附近朝陽附近、承德河東附近(第三一圖)並に同伊犂廟台地、遼平附近等に發見せらるるものありたり。(八幡氏、熱河省南部の先史時代遺跡及遺物)支那本土においては河南省仰韶を始め甘肅省青海附近並に同省洮沙縣辛店、狄道縣寺窪山乃至河北省張家口、山東省龍口等を擧げるべくその分布區域は支那本土を中心として北は蒙古地帶に及べる特殊の土器にして恐らく支那の新石器時代末期に發達したる形態なりと想像せらるべきものなるのなり。

斯の如き中空の袋形の三脚を有する土器は支那においては鬲なる象形文字を以て表示さるる器物にして、鬲なる文字が既にこの土器の形態を寫せる圖形に起因するものなることは疑を容れざる所なり。而してこの器形は鼎形土器と密接なる關係を有するものなるも袋形の三足を有する器形に至りては殆ど全く支那とその文化關係に濃密なる關聯ある前に記せる滿洲及蒙古地方に限定せられ、支那の特殊土器とせらるるものなり。

鬲は元來、水を沸かしてその發生したる水蒸氣を以て器上に載せたる底部に小孔を有する甑中の

穀物等を蒸熟せしむる用に供したるものにして此際において三個の袋足に水を滿たし、之を焚火の上に置く時はその火熱を受くる表面は他の單なる鉢壺等を支柱によりて支持して熱するものに比し數倍のものあるを以てその迅速にしてかつ多量の水蒸氣を發散せしめ、その目的に適應するものなり。斯くして高形は上に載する甑形と結合して甗（ゲン）なる器形を生ずるに至りしことは固より當然のことと云ふべし。

斯の如き甑形は支那三代の古銅器においては多く見る所のものなるも土器のものとしては曩に關東州、龜子窩高麗寨遺跡（第一二圖）において發見したるものを以て嚆矢とさるべく今日においても尙唯一的の存在となれるものなり。

高形土器の形態には固より種々あり、或は脊は低くして足の短きもの、或は脊の高くしてかつ足の長きもの、或は器體に把手の附著せるものなどあれどもその發生的の起原は恐らく角形土器を三個聯結せるものより見たるものなりと推察するものなり。されば大體において足の長大なるものを以て原型式とすべく、足の低くして小なるものを後出の型式とするを得べし。

赤峯紅山後の石棺中よりは更に素燒壺形土器の多數を發見し、中には表面を磨研せられあるものもありたり。此等の土器は次に記述する彩文土器の手法に類似するものにして恐らく既に簡單なる甗罐の存在を窺知し得べきものなり。

之を要するに赤峯所在の墳墓群はその副葬器物において有孔磨石斧あり、高形土器あり、だとへ交易的所產なりとするも甚しく支那文化の影響を認めざるを得ず。而して更に興味あるは本地附近にその出土を報ずるもの多々あり、かつまた此等の群集墳中よりも若干個を發見せし青銅製遺物にして此等は所謂綏遠式銅器とも關聯して夙に學界において重要視せらるる所のものなり。以下記載を試みるべき青銅遺物は必しも當地方における遺跡に限られたるものにあらざるも便宜上茲に收錄するものなり。

（二）青銅遺物

從來、熱河省內において古代青銅製遺物の確實なる發見地は園場の東家營子において佛國のリサン師により粗製箱式石棺內より各種の磨石器と共に所謂綏遠式青銅器遺物を發見せるを以てすべし。今、この報告を擧げんに

「東家營子即ちダヲイノールの西南、ハタの東南、園場の東境に近き一村落に於いて非常に古い古墳を發掘する機を得ましたが、これらからは後期新石器時代の遺物を得ることが出來ました。

古墳はこの村のすぐ北に方り、駱駝の形をした一丘陵の麓に位置して居ります。而してそれ等は東西の方向に並んで居ります。葬られた人體は頭を東向にし、木製の棺の痕跡を認めませぬ。屍體は底も天井もない粗面の石板から成つた一種の棺の如きもの丶中に、窮屈に葬られて居りました。勿論土が此の棺を充塡してゐたが、その中に鐵器の痕跡は一つもありませぬ。蹄鐵が一つ出たが保存狀態から見て後に混入したものと見える。私は五基の古墳を發掘しました。風化の爲め顱頂骨は一つを除く外は表面に損傷を受けてゐました。タイプは甚だ廣頭であります。春の高さは中春であります。

圖版第一五圖中(1)及(2)は石製の槌であります。いづれも實物の二分の一の大さであります。(3)はかなり粗末な併し二糎乃至三糎の穴のあいた石塊です。(4)はよく研いだ、そして星の形に琢せら

れた十二又は十三世紀の或る種の武器にある大槌に似たものであります。以上(3)(4)の二種は屍體の右手の處にありました。(5)は形から察して一種の燈明皿かと思はれるものであります。

ある一つの墓からは特に面白いものが出ました。私は細心なる注意をもつて自らナイフを手にして掘り進みました。ところが圖版中(7)に示すやうな白い石の長いのと短いのとを綴つた珠數の如き腰飾りを發見しました。これはきつと帶の類にさげてあつたものでありませうが、今は痕跡もとゞめて居りませぬ。おそらくは同じ帶の右側にさげてあつたものと思はれる曲つたナイフと錐とがありました。これが(6)であります。

他の墓にも珠は澤山ありました。殊に頸のまわりに頸輪の形をして存して居りました。ある一つの頭蓋骨の下には丸く筋をつけた木の端くれがありました。最後に注意すべきことは三つの墓から屍體の右の頰の邊に、犬の下顎骨を發見したことであります。(これは狼のものとも見えますが恐らくは犬のものでありませう。)これは葬式の風習に關係あるものでせうか。私は場所が墓地だと云ふ事から考へてそうだらうと思ひます。恐らくは墓の守護又は忠義のしるしとして犬を埋めたものでありませう。表面に於いてはテイピカルな新石器時代の遺物を集める事が出來ました。私は近き將來に此の發掘を再び續けたいと思つて居ります。(下略)エ・リサン(天津北疆博物院の古生物學的並に考古學的事業考古學論叢二)

以上のリサン師に依るに、一個の曲れるナイフは即ち青銅製刀子にして支那北疆地帶一圓に出土する北方系の利器に外ならざるものなり。而して此地發見の遺物を復原想像するに恐らく帶革に垂下並列せしめたるものと考へらるるものなり。

次に赤峯紅山後所在の石棺中より發見したる青銅製遺物は徑一寸二分の圓形の釦類に外ならず、これまた北方系文化の範疇に屬すべきものなり。

以上の二例は出土地の最も確實なる例證を擧げたるものなるが、近時各種の青銅製遺物を本省内に發見するもの多く、特に赤峯を中心として一帶の地域よりその出土を報ずるものの多きは(第一六圖)これ全く甘草掘りに際し偶々發見するものに歸するものなり。

又本省外においては、北滿海拉爾附近(哈爾濱博物館藏)關東州旅順附近牧羊城址(旅順博物館藏)遼陽附近(奉天國立博物館藏)等に見るべく、蒙疆地帶を中心として分布する此等の青銅製遺物は晩近著しくその存在價値を高潮せられつつあるものなり。次に此等について細説を試みる處あるべし。

北方系乃至綏遠式青銅器と稱するは元來ユウラシア大陸の沙漠草原地帶に占居せし遊牧民において特殊の青銅器文化を作成し、それらは「スキート・シベリア文化」と汎稱せられ、南露の黒海北岸と西比利亞のイエニセイ河上流を中心地として歐亞兩大陸の北部に弘布せるものなり。近時に至り、同系統の青銅器文化が蒙疆の綏遠「厚和」地方を中心として蒙古の南邊、支那北邊、即ち萬里の長城地帶に亘り濃厚なる分布あるを證せられ、茲に「スキート・シベリア文化」の一特殊地域のものとして「スキート・蒙古文化」又は「綏遠青銅器」として局限せられたる青銅文化の存在を認識せしめらるるに至りしものなり。

茲において從來、支那の青銅器文化として最も認識せらるる處の黄河青銅器文化との對立を物語るものありて、黄河青銅器文化は定着農耕の漢民族として、他方綏遠青銅器文化は北方遊牧民族として兩者の文化的相違を遺物の上において承認するものとなりたり。

他方、漢民族の青銅器文化として戰國式青銅器文化の發生は當初において綏遠青銅器文化を通じて更に多分の北方ユウラシア系文化の影響を受くるものにして互に交涉を有する兩者の文化樣相の基本は別個の二文化圈を形成するものなりとさるるものなり。

今、綏遠青銅器の分布を見るにオルドス、厚和、大同、宣化の長城地帶に濃密し、南は山西省太原、大谷、平遙、汾陽、介休、洪洞に及び、甘肅省の慶陽、鎭番、西寧に亘り、北は蒙古全域に分布し、熱河省に豐富を告げ、北滿海拉爾に見るべく、要するに北滿洲、蒙古長城地帶の殆ど全部をこの青銅器文化によるものとせらるるものなり。而してその最盛期時代を以て西紀前五百年頃より前百年頃と推され、その文化晚期は西紀後二三百年とし、前者の盛時は戰國式青銅器文化に、後者の晚期は漢式鐵器文化に併行するものなりとせらるるものなり。

次に此式に屬する各個の遺物の名稱を擧ぐるに、

一　銅斧、銅鑿類

此式のものは孰れも柄部を挿入すべき空孔即ち銎を有するものにして袋穗斧頭、袋穗鑿頭なり。（第一九圖）

元來、袋穗の祖型を楔形石斧に求むるものあれど、寧ろ袋穗の發達は扁平又は緣あり鰭ある銅斧より發達完成するものとすべく、歐羅巴における青銅器時代に始まり、南露、中露、東露を經て西比利亞にも更に北支那に傳はりしものと考へらるるものなり。後に擧ぐる熱河省大名城出土の銅斧は特に興味あるものなり。

二　銅劍類

短劍に屬するもの多く、劍身には變化なく、斷面菱形をなすもの多きを認む。劍柄に多くの裝飾ありて撞木狀、動物飾、鳥頭觸角形、雙鐶狀、鐶頭等あり（第一七圖）。これらはいづれも西比利亞其他において類型を見出さるるものなり。

短劍の鞘は一般に皮製なりしと推察せらる。而して皮の表面は保護又は裝飾の目的を以て透彫小金具の施されありしことは遺物により想像するに難からず。

然れども往々にして銅劍を被りしままの青銅製鞘の存在するものありて、表裏二枚の透金具を一つに鑄造し、一個又は二個の耳を附し懸垂に便せり。透彫の一面は羽狀並行線の幾何學的意匠を以てし、他面には動物を表したるものあり。奉天國立博物館藏の赤峯發見遺物の一群は甲冑を始めする類例あり。出土地の確實なることと相俟つて貴重なる資料なり。

奉天國立博物館において最近入手せられたる赤峯附近出土の墳墓發見遺物の一群は甲冑を始め馬具等多數の青銅製遺品ありてその所作年代において漢代を降らざるものにして、滿洲における發見遺物として從來その比を見ざる興味あるものなり。（滿洲史學第一卷第二號（昭和十二年九月）に此遺物に就いて始めて紹介せらるる處ありしが主要遺物として兜（一個）劍及鞘各一個）獸類（數對）小札（大形約六十個、小形約三十個）鉚類（大形約二十個、小形約四十個）等の外に銅鏃、刀子等を擧げらるるものなり。（島田「滿洲國新出の古銀銅面及二三の青銅遺物」考古學雜誌第廿八卷第二號）

今茲に特に兜（後述）と劍鞘第二〇圖）とに就いて見るに、劍は總長約一尺四寸强あり、柄頭は鈴形をなし、劍身の基部の中央兩面に一種の獸面を附す。鞘は大小二個を密着せしめたる扁平形のものなり。前述の劍はその大劍に當るものにして小劍は亡失せり。鞘の周緣に　單なる鋸齒文を線刻しあり。

而して裏面に上下二個所に環紐ありて斜に帶するに便せり。

三　青銅刀子類

綏遠青銅器中、この類に屬するもの最も特徴を有し、かつその數においても多きを占むるものなり。（第一八圖）

及部は眞直なるもの、內側に彎曲せるもの更に先端の著しく外側に反轉したるものあり、柄頭には瘤狀のもの、鐶頭のもの、孔のみあるもの等に分たれ、更に獸形を柄頭に飾るもののある外、柄の兩面に平行線、鋸齒文、羽狀文乃至鳥獸の並列文を施すものあり。

リサン師の熱河園場東家營子、蒙古バスムト城、熱河赤峯（京都帝國大學、奉天博物館蒙古多倫淖爾東京帝國大學等の出土あり、アンダーソン氏は蒙古及北支那各地（河套、內蒙古、大同、平遙、遵化）にて蒐集せるものあり。出土地の不確實なる此式のものは京都東京兩帝國大學、瑞典極東古物博物館奉天博物館、旅順博物館（岩間德也氏舊藏）等に多數を收藏するものなり。

此式の青銅刀子も亦西比利亞出土のものに相似多く、前の短劍と同じ傳播により北支那に及びたるものなるべし。

青銅刀子は恐らく今日の蒙古人のそれの如く、遊牧民の生活において獸肉を常食とする彼等にとりては一挺の刀子は缺ぐ可らざる存在なりしものなるべし。刀子を常に腰間に懸垂し、肉を割くものとして或は調理するものとして內反りの刀子は最もよくその目的に適ふものとすべし。

四　甲　冑

長方形又は矩形をなせる鋲留めの札冑の存在が北支那發見遺物により指摘せらるる處に徵して

青銅製の此種の存在を知るものなり。されど他面、皮革製のものもありて、騎射を事とする遊牧民間に行はれたるを推すものなり。

茲に興味ある遺物は北支那及び河南出土と稱する青銅製兜にして、既に學界に紹介せらるるもの三例あり、京都帝國大學に二例を、佛國巴里のダヴィト・ウエイル氏に一例をそれ〳〵收藏するものなり。

京都帝國大學藏（第二一圖）の一例は深鉢形にして一枚を以て鑄出し、前後に刳形を附せるものと他例は中央前後に走る稜線あり、前面のみ角形に切込みを作れるものにして河南出土と稱へらる。頂上には兩者とも簡單なる矩形的環狀を附す。

ウエイル氏藏のものは同じく深鉢形にして、前面にのみ刳形を施し、頂上に獸形を附したるものなり。

以上の三例の外に近時、奉天國立博物館（第二〇圖）に入手せられたる赤峯發見の青銅遺物の一括群中に一例を見るものにして、同じく青銅製にして深鉢形をなし、總高約六寸五分あり、一枚を以て鑄出し前後に刳形あり、且つ頂上に矩形的環狀を附せるものなり。たゞ本例は刳形において一個の突起を有するものなることは京都帝國大學藏の一例に酷似すべき鉤狀突起を附せるものあるを異にするのみなり。

この赤峯發見の青銅製兜の存在は前の青銅製短劍と共に全く綏遠青銅器時代における有力なる東胡族の著用するものなりしを如實に推すものと云ふべし。

鐸鈴(第二六圖13)は此種の青銅器中に比較的多く見る處のものにして、その形制は多くは圓錐形にして直に鈕となり、鐸身に文樣なし。大さは一寸内外のもの多し。更に細長き圓筒に深き切込を有し、鈕の附したる垂飾式のものあり如上の確實例は最近、本省内赤峯より發見し此外多數の無文の釦を始め辻金具、鉸具、飾金具等も併存せり(旅順博物館藏)。

六 馬 面 類

馬面には各種の形式ありて、いづれも扁平なる銅板より成れり。中には寫實的なるものあれども多くは馬の正面を象徴的に便化したる長方形又は二等邊三角形をなし、中央に瘤狀の隆起ある簡單なるもの多きを占むるものの如し。(第二六圖14)

赤峯發見奉天國立博物館藏)のもの又此種に屬し、絞遠式馬面の特徴を表示せるものと云ふべし。

七 革 金 具 類

馬具其他に使用せられし諸金具類にして筒金具、管金具、辻金具、釦、耳金具等を舉ぐべし。(第二二、第二六圖)

辻金具は馬具において紐の直角十字に交る處に附する金具にして從つて四方に向つて孔を通するものなり。

釦類はその形狀は半圓狀をなすものにして、裏面に鈕脚を附す。文樣は無文の外、絡繩文、連點文、巴文、同心圓等あり。

八 鉸 具

鉸具は云ふまでもなく革帶又は布帶の端に施され、締合せる留金の用をなすものなり。(第二二圖

7、8、10)

九 飾 金 具

いづれも小形にして多量を出土するものにして、恐らく多數並列して皮革製品の飾りとなせるものなるべし。此種のものに連珠形(二個乃至四個のものより三列四個のものあり、裏面に鈕脚なきはそのくびれ部に糸紐を以てかけたるものなるべし)擬似馬頭形(圓形釦二個を繋ぎそれに動物の耳の如き突起を附せるものにして動物の頭部正面形を表示するものなり)鳥頭形(S字形をなす平板の兩端に鳥頭乃至その便化せるものを附す)狐頭形(狐頭を正面より觀たる形)十字形(五個の圓形を十字に配列するもの)繋ぎ渦文及び各種の獸形を象れるもの等多くを見るべし。以上の個々はその裏面に扁平又は鐶狀の鈕脚、又は貫通する小孔あり、或はくびれ部に紐をかけ夫れ〳〵着用せるものと推定せらるるものなり(第二二、第二三圖)。

一〇 飾 板

飾板は綏遠青銅器中において最も早くより注意せるものにして、いづれも小形の長方形又は矩形の郭内に各種の獸形を透彫りとせる手法なり。著しき寫實的のものより便化圖案化せるものあり、此外幾何學的文樣のものも認めらる(第二三圖7—12)。

以上の飾金具及び飾板に用ゐられたる動物意匠は所謂スキート・シベリア文化の意匠に基くものと云ふべく、他方秦式文化にも多く見る所のものなり。

一一 垂 飾 類

垂飾類としては種々雜多を占むるものなり。即ち馬形垂飾、動物形垂飾、魚形垂飾、壺形垂飾、護符垂

飾等あり、然れども童形又は護符の多くは支那的にして宋元以後にその時代を比定さるべきものもあり（第二二、二三圖）。

一二 印 章 類

幾何學的圖文（十字架形、卐字形圓形、矩形等）あるもの（第二六圖4）、獸紐類乃至棒紐又は鑑紐のものあり。幾何學的のものは所謂綏遠の西番印として從來知られたるものにして、此等の蕃印中に十字架形を見ることはこの地方に居住せし基督敎徒使用のものにして綏遠、オルドス一帶に居住せし元代の翁牛特、怯烈族の景敎徒に外ならずとさるるものなり。而して此等のものは常に佩用として用ゐられ、かたん〳〵印章として役立たしめたるものと推定せらる。

一三 銅 容 器

銅容器として普通最も特色とするものは大なる胴腹部を有し、これに雙耳、圈臺を有する銅鍑に屬するものにしてその特異なる形狀と簡單なる線文とかつ粗雜なる製作とは綏遠青銅器の特有の形制として認めらるる處のものなり（第二四、第二五圖）。

これ又その類型的典型たる大型にして圈臺に透孔なく、上緣平にして鑭狀雙耳を有するものを南露、西比利亞地方に見るものにして、西紀前四、五世紀より西紀後に及び、その盛行を告げ、これが綏遠地方に傳播し、更に此地において扁平帶狀の雙耳を有し圈臺に透孔あり、稍々小形なるもの乃至雙耳の框形なるものの二つの類型的形式のものを生せしめたるものとせらる。（以上據、內蒙古長城地帶東方考古學叢刊乙種第一冊）。

以上を以てこの特殊なる綏遠青銅器の個々について記する處ありしが、此等の遺物は現在及び將

いて熱河省內より多數に發見せらるべきを想察してその類をいとはず記述したるものに外ならざるものなり。

（ホ）彩 文 土 器

赤峯紅山東麓の遺跡において彩文土器の破片多量散布せる一地域ありて黑土層內に一部包含するものありしは前に記せる處なりしが（第二八圖）、次で赤峯の東南三邦里の地點において偶發せられたる完形品は最も貴重とすべきものたるを失はざるものなり。

從來、滿洲出土の主要なる彩文土器は次の諸地を擧ぐべし。

一、關東州貔子窩單砣子島（昭和二年旅順博物館及東亞考古學會發掘）
二、同　旅順附近大臺山（八木奘三郎氏發見旅順博物館藏）
三、同　旅順附近羊頭窪（昭和八年旅順博物館及東亞考古學會發掘）
四、同　大連濱町貝塚（島村孝三郎氏發見旅順博物館藏）
五、同　普蘭店管內望海堝城附近（三宅俊成氏發見昭和十四年旅順博物館發掘）
六、錦州省錦州縣沙鍋屯（アンダーソン氏發見）
七、熱河省赤峯（リサン師發見）
八、興安西省林西（リサン師發見）

以上のうち一乃至五は貔子窩系統又は遼東系統のものにして黝黑色の素地に磨研を加へ、滑澤を有する土器表面に赤（酸化鐵）白（硅酸鹽）黃（酸化鐵及酸化鉛）の泥繪具の三色を以て帶狀の文樣を組成したるものなり（第二七圖）。この文樣の布置は恐らく篦細工より發したる一種の製作品模倣に基くも

のと推考せらるるものにして、一見亞米利加土人の製作せる土器に類似するものありて、各民族において獨自に發達する文樣の範疇に屬すべきものなり。

また六乃玉八は支那河南、甘肅發見の系統に屬すべく、地質凡べて赤褐色にして表面を磨琢し、器形において一種の「アムフオーラ」形をなすもの多く、文樣においては頗る自由なる手法を示し、時に植物的要素を混ずるものありて、前者の遼東系とは著しくその趣きを異にするものなり。而してその賦彩は一種の「フイルニス」を以てし、容易に磨消し難きに反し前者は泥繪具を以て塗れる故に容易に剝落し得るものなり。

而してこの兩者において前者は遼東半島に限定するに反し、後者は廣く支那河南、甘肅を始め遠く西方の南露、バルカン半島に擴がるものなること、ここにおいて益々興味あるものなり。河南、甘肅發見のものも遼東發見のものも共に漢民族固有のものとする土器其他の類品を伴有するものあるにおいて今直ちに人種的差別を以てすることは困難なりと想像せらるるものなり。なほ將來の研究に俟つべきものなるも、いづれにしても遼東系のものは西方的影響に基く地方固有的の表現としてその變樣を認めしむるものなり。

熱河、赤峰四道井子附近發見のものは滿洲における河南、甘肅系彩文土器の完存をなす嚆矢例にして最も貴重なる資料をなすものなり（第二九圖）。この彩文土器は今、京都帝國大學にあり、濱田博士の論述「赤峯附近發見の完形彩文土器」考古學雜誌第廿七卷第二號）ありて學界において最も關心を齎せるものなるを以て博士の快諾を得て左に全文を擧ぐるものなり。

「新石器時代から特に金石並用期に行はれた所謂彩文土器（或は彩色土器 Painted Pottery）は、西方においては南ロシア（代表發見地、トリポリエ）、黒海西方地帶（代表發見地、エレウスト、ククテニ）等に發見せられ、亞細亞に於てはペルシヤ（代表發見地、スーサ）、アフガニスタン等に見出され、更に極東に於いては、支那の甘肅、河南（代表發見地、仰韶、奉天附近、沙鍋屯等に於いて續々發見せられて以來、此の土器に由つて表識せられる所謂古代彩陶文化の傳播分布は、考古學界に於ける最も興味ある問題の一として取扱はれ來つたことは普く世の知る所である。それは此の土器の形態の美と云ふことにもあるが、それよりも東西文化交涉の最も古い時代の一つの「フエーズ」として、これ程顯著なるものは無いからである。それにつけても我々は始めて支那に於いて彩文土器を發見せられた瑞典のアンダーソン博士に對して、常に其の功績を記憶せねばならぬ。

それで、私達は曾て南滿洲から彩文土器の發見が報せられてゐる甕子窩の遺跡を發掘した（註、昭和二年發掘）。またそれと同樣なるものが大連濱町や旅順大臺山などに於いても注意せられたのである。これ等南滿洲發見の彩文土器は、アンダーソン氏發見のそれとは、恐らく同じ文化系統に屬するものであらうが、聊か其の手法を異にしてゐるもののあることを認めた。然るに昭和十年六月我々東亞考古學會の調査隊は、滿洲國熱河省赤峯の東郊紅山の遺跡發掘中、圖らず多量の彩文土器破片が同地にも存在することを明かにし、而かも其の手法は南滿洲甕子窩などのものとは異なり、却つてアンダーソン氏の甘肅、河南、奉天等發見のものと酷似してゐることを知り、此の彩陶文化の分布と東漸の狀態を愈々詳かにすることを得たのは、我々に取つて非常に喜ばしいことであつた。尤も此地の彩文土器は早く一九二五年に天津のリサン師が踏査の際、僅かに一片ではあるが之を採集してゐら

れるのである。併し我々の獲たものは頗る多量であり、且つ非常に變化に富んでゐる。然るに最近我々は、我々の調査した赤峯紅山の東南三邦里許の地に於いて出土した四箇の完全なる彩文土器に接することを得たのである(中略)。

二

さて此等土器の採集者たる金子健兒氏の談に依れば、其のうち(1)第三〇圖の長頸壺は昭和十一年八月十三日、赤峯の東南三邦里ばかり四道井子との中間、西路憂河の一支流をなす小峽谷の土の崩れた斷崖から發見せられたものであつて、何等他の出土器はなく、從つて直ちに之を以て墳墓と認めることは出來なかつたと云ふ。又他の三器(2)(3)(4)第三〇圖の土器は、それより一二週間を經て、上の地點から更に南へ一邦里ばかり、同じ支流の溪谷の上流、恰かも大梁溝部落の南方に當る同樣の地點から共に發見せられたとの事である。なほ右の外彩文土器とは直接關係はないが、四道井子からは大きな石棒形のものと、赤筋のある磨製石斧を發見し、三道井子の西方三眼井及び大梁溝の西南の地點に於いては單色の高形廣口壺、壺等の土器の外、有孔無孔の磨製石斧、半圓形石器、柄孔附銅斧の類などをも獲られ註、以上奉天博物館藏大梁溝の東方四邦里老哈河の岸に至る一帶の丘陵には、土器の破片が散布してゐるとの話である。

三

さて第一器(1)(第二九圖1第三〇圖1)は圓球形の器體を有する稍々厚手の長頸壺高七寸二分、胴徑六寸二分であつて胴の一側に小さな耳を附してある。出土の當時には石灰質の外被を以て被はれてゐたが、之を除去すると全體紅色(紅殼?)に塗り、表面を磨研し黃彩を以て模樣を描いてゐる。即ち頸部から肩部にかけて三角卷紋とも名く可きものを繞らし、其の間に並行線三條を配し、更に其の下方器の上半には右と同種の紋樣で並行線を省いたものを三段繰返してゐるが、此等の手法は自由暢達の趣を示してゐる。這種の三角卷紋は我々が紅山遺跡から採集した多數の破片中にも屢々見る所であつて、敢て珍らしくはないが、アンダーソン氏發見の甘肅土器に於いては或は其の祖型と認められる渦紋はあるけれども、之と全く同樣のものは絶えて現はれてゐない。併しながら此の土器は我々が紅山發見のものと共に、アンダーソン氏が所謂仰韶半山式と稱する彩文土器の古い形式に近いものと鑑せられる。(註、アンダーソン氏の分類は新石器時代及金石並用期として(1)齊家期(2)仰韶期(3)馬廠期とし、銅器及青銅器時代として(4)辛店期(5)寺窪期(6)沙井期とされて居る。)又器形に於いては甘肅發見のものに之と全く同一のものはなく、殊に器體が胴下まで圓く膨らみ、スラリとしてゐない處などは、稍々デカタン的傾向を示し、甘肅などのものよりは少しく遲い形式を有してゐると云ふ可きである。甘肅の器には頸と肩との間に、大きな耳のあるものと、胴下の兩側に帶狀の稍々大きな耳を有するものとが多いのは、器が大形であつて、頭上に戴く時の必要などから起つたものであらうが、とにかく、耳が必ず模樣の最下線の處に附せられてゐるのに反して、此の赤峯器に於いては、耳は肩の方に近く器部模樣の上端にあり、其の形も小さく退化的であることは注意すべきである。

次に第二器(2)(第三〇圖2)は小さな淺い杯形(直徑二寸五分、高一寸)のものである。其の色は前器に近い紅色を示し、黑彩を以て模樣を作つてゐることも同じである。先づ器底に近く一線を繞らし縱に三條の平行線を描いて器側を五分し、其の間上緣に沿うて二條の半圓形を入れてゐる。此等の模樣の手法は頗る粗略であつて、縱の平行線は傾き、或る一箇所では三條を入れることが出來ず二條に

なつてゐる。たゞ注意すべきは、兩側器緣に近く各一小孔を穿つてあることであつて、是は紐を通して懸垂したものであらうか。

第三器(第二九圖2第三〇圖3)は低い高杯形(口徑六寸七分、高四寸)であつて、磨研せられた表面は淡褐色を示してゐる。器の上部は內側にすぼみ、稍々淡い黑彩を以て緣上と肩下とに各一線を繞らし、其の間に四條の並行線帶十八箇を縱に入れてゐるが、少し空地が殘つたので、最後に二條の並行線を作つて、之を塡めてある。右の並行線帶は各交互に傾いてゐるが、其の手法から察すると、一對の帶狀を八字形狀に傾斜せしめて作つたものであらうが、其の描法遲滯して流暢を缺くものがある。但し杯の下部は急に縮約して小さな器底に續き、從て器形は頗る優雅であつて、器の上緣などの聊か苦窳してゐるのに比べて寧ろ不似合なものがある。紅山には高杯は未だ發見せられず、甘肅の馬廠期のものには高杯形の土器はあるけれども、其の形は之と甚しく異つてゐる。

第四器第三〇圖4)の鉢形(口徑七寸八分、高三寸)は、前者よりも稍々赤味を帶び、口肩部は前者と同じ形であるが、苦窳の狀は一層甚しい。赤黑い彩色を以て(2)に似たる模樣を作り、口肩部は緣上と肩下兩緣の間に、三條の並行線帶を斜に作り、其の間に上下二箇の同心半圓を入れてゐる。此等の半圓及び並行線帶は大小頗る不同であつて、甚だ不規則を極め、其の器の製作と共に四器中最も粗畧である。が、胴部以下のスボマリは、なほ這種土器の特徵を發揮してゐる。紅山には斯かる鉢は多く存在するも甘肅には殆んど認められない。

四

以上私は赤峯附近に於いて新に發見せられた四箇の彩文土器に關する記載を終つたのであるが、此等諸器と奉天、河南、甘肅等に於いてアンダーソン發見の彩文土器との比較研究等に至つては、我々が紅山に於いて發見した諸例と相連關して試みらるる可きものであり、從つて其の整理記載の完成せられたる曉に於いて期せらる可きものであるけれども、今この序でに豫察的の感想を若干を加ふるを許されるならば、新發見と同形の器、例へば長頸壺、高杯の如きものは、未だ紅山に於いては知られてゐないのであるが、其紋樣の各要素に至つては殆んど皆な兩者共通のものであることを認めしめる。特に長頸壺に於ける三角卷紋の如き特徵あるものに於いてそれである。それ故此の兩地發見の彩文土器は全く同一文化に屬する同一民族の製作に係るものであることを想定するに於いて、其の發見地の接近してゐる點からしても、誰人も同意する所であらう。

今此等赤峯發見の彩文土器をアンダーソン氏發見のものに較ぶるに、少數の破片であるから器形及び紋樣の性質をも詳にし得ない憾みはあるが、錦州沙鍋屯のものに最も接近してゐる樣に思はれる。そして甘肅、河南等發見品とは相似てはゐるが、其間に若干の距離の有すること、恰も發見地が地理上に大なる距離の有することと比例してゐる。即ちその色彩に於いて、其の紋樣に於いて、兩者共に西方の趣味を存してゐる點は一であるが、嚴密に同一のものとは云ひ得ないのである。抑々彩文土器はアンダーソン氏が一九二一年支那に於いて注意して以來、已に山西省寧夏縣西陰村(一九二六年、李濟氏同萬泉縣(一九三一年、北京師範大學等河南省安陽縣殷墟(一九二八年、李濟氏同濟縣大資店(劉耀等に於いても其の存在を知られ、我々も聊か其の手法を異にする彩文土器を、南滿洲龜子窩等に於いて發見したことは前に述べた所である。加之、最近發行の「田野考古報告」第一冊を見ると、梁思永氏は數年前赤峯の東北更に數十里の査不干廟に於いて一片の彩陶片を發見し、仰韶系統や龜子窩のも

のとは、都て甚だ相像す」と云ひ、而かも此地を以て支那に於ける彩陶分布の最北地點であると述べてゐられる。

斯の如く支那に於いては、今日までの知見ですら、彩陶文化は西は甘肅地方から山西方面へ、南は河南の地に至り、東は滿洲國の諸地即ち北方赤峯、査不干廟の邊まで非常に廣く分布してゐることが知られてゐるのであつて、此等諸地方の中間、今日ブランクの土地に於いても、當然之を連絡す可きものがなくてはならぬのであるから、それ等は將來續々として現はれて來るに違ひない。而かも此等各地の發見品は各地方に從つて、若干の地方色を示して居るものの、固より單一の文化の變化分派したものと云ふ外はなく、我々は今更ながら西方文化の東漸が（勿論一方に東方文化の西流もあるが）新石器時代から金石並用期頃に於いて、斯くも顯著に存在することを認め、更にまた此の文化が西方に於いて南ロシア、バルカン半島に擴がり、南方印度の北部にまで及んでゐることに考へ合して、東西文化の交涉の歷史の如何に古く、如何に意味深きものがあるかに驚かざるを得ないものがある。思ふにかの古代ギリシヤの秀れたる彩繪土器（Painted Vase）なるものも、畢竟この土器文化の系統を引いたものであるのみならず、我が日本の所謂彌生式土器なるものも、其の性質器形などから見て、彩文を失つた彩文土器の末流であるまいかとも思はれるのである。斯の如き空漠たる想像論は別として、新に赤峯附近から發見せられた完形彩文土器は、東方に於ける彩陶文化を研究するに最も重要なる資料を我々に提供するものと稱す可きであらう。

（ハ）細石器と磨石器

熱河省内における先史時代遺物として最も興味あるものは細石器並に磨石器の並存に外ならざるものなり。細石器に就いては前に若干記載する所のものありしが、其樣相は碧玉、玉髓、瑪瑙等を主要材料とし、特に小形の打製を主體としてこれに稍々大形の打製品を含み、其遺跡地においては往々にして砂岩製の石棒、石皿、環石等の磨製品を伴出し、土器にありては黑褐色の粗質土器、櫛目文粗質土器、黝黑色繩紋砂質土器等を包含するものにして磨石斧、石庖丁、磨石劍等の磨製利器を全然缺如するものを細石器遺跡の基本とするものなり。以上の特有ある地域は本省を外にして內蒙古錫林郭爾（代表地、貝子廟、チヤンタンスム、東蘇尼特、察哈爾蒙古（代表地、多倫淖爾、烏蘭布蒙古（代表地、七角井）呼倫貝爾（代表地、海拉爾）を含み更に興安嶺を越えてその東麓一帶の齊々哈爾、林西、鄭家屯に擴がるものにして新石器時代における蒙古的樣相として著しく當代における文化相をなすものなり。

曩にリサン師により林西における細石器の發見は更に幾多の新例を東南蒙古地帶に發見し、水野清一、江上波夫、駒井和愛、三上次男諸氏は此の地方の踏査を行ひ、鳥居博士の蒙古地帶調査の業績と共に日本人による新發見を齎すものなりしなり。（水野、江上氏「蒙古多倫卓爾に於ける新石器時代の遺跡」人類學雜誌第四十六卷第八號、江上氏「石器時代の東南蒙古考古學雜誌第廿二卷第四、五號、水野氏鄭家屯西北砂丘地帶の一遺跡」人類學雜誌第四十七卷第八號）

而して細石器を主體とせる蒙古的樣相は東又は南するに及び漸次玆に磨製石斧、石庖丁等の黃河の流域を中心として南滿洲全域を占むる磨石器を伴存するものにして、既に林西において又多倫卓爾においてもその存在を指摘さるるものなり。

熱河省内においては曩に東亞考古學會の發掘に際し、赤峯附近の砂丘地帶において多數の細石器の發見ありたり。此地は既に述べたる如く、磨石器文化の標識とする磨石斧、石庖丁乃至扁形土器、黝

色繩紋土器彩文土器を出土したる地なり。

又最近、赤峯を西に去る約十五里の大廟附近(元寶山、鷄冠子山、塔子山等)において細石器(石鏃、尖石、石及、石匙、石核等大形打石器、打製石鏃、磨製有孔石斧、磨製石斧、楠目文土器及褐色磨研土器破片並に高形土器破片等多數を採集せられ、又同地區の鷄冠山地點においては彩文土器の小破片の散布するもの に注意せられたり。(赤堀英三、三上次男氏「大廟」考古學雜誌第廿七卷第五號、第三四、三五圖)

細石器の手法は打石鏃、石匙の樣相として既に鐵嶺附近に指摘せらるるもののあるにおいては將來本省内の各地において多量これが檢出を見ることは疑ひなき所なり。

細石器を使用するものは繰り返すまでもなく、沙漠草原地帶における狩獵遊牧民族であり、磨石器を使用するものは黄河の中原に發したる農耕民族のそれ〳〵に代表せらるる文化的所産とさるべきものなり。

而してこの兩者の境界地帶として擧げらるる地域は長城の走る北疆地帶より、熱河省を過ぎり、東滿洲に出で北朝鮮に向ふものなりとす。この交錯地帶において本省に近接する一二の主要地點の樣相を見るに山西省大同附近にては石棒、石皿と共に多數の磨製石斧を(東京帝國大學考古學敎室藏)察哈爾省張家口附近にてはアンダーソン氏等により磨石斧、石庖丁等の外に打製石槍、石匙、石核等を發見し、林西にては打製石器の外に磨製石斧、石庖丁等(リサン師報告)を出土するものあり、熱河省を經て東するに及び漸次標式的なる細石器の手法を認むる能はずして小形打製(水野、駒井氏「石碑嶺と鐵嶺」人類學雜誌第五一卷第十號)の石器を伴出するに止むるのみに至り遂に北部朝鮮に至るものなり。

斯かる兩者の文化樣相は滿洲における最も興味ある存在をなすものにして、殊に細石器は單に蒙古地帶の特殊石器たるに止まらず、西は蒙古につらなる支那及び露嶺トルキスタン乃至西方に及び、北はバイカル地方より西比利亞に更に中露に及ぶものにして、あるものは或は彩文土器との東漸を、あるものは或はスキート、シベリア式青銅器乃至鐵器の文化をそれ〳〵蒙古高地より西紀前三、四世紀を中心として支那北疆に東南蒙古地帶に及ぼせるものありしものとすべし。

細石器を主體とせる當代の住民は狩獵と牧畜にして、興安西省林西發見(リサン師に據る)に徴するとき馬、牛、駱駝、羊の動物群と共に起居せる半遊牧民にして、住居は水草を追ふて移動する天幕生活の如きものの外、半ば固定したるもののありしことも住居址の存在により推すべし。精巧なる多くの三角式の石鏃は弓矢を以て狩獵せるものにして、細石器を以てその肉を切り皮剝ぎの用に供し、石皿、石棒は穀物(交易にせよ)の存在を推すべきものなるべし。衣服はこれ亦主として毛皮を用ひ(交易を外にして)既にフエルトを作成するものありしなるべし。

熱河地帶は先史時代既に遊牧生活と農耕生活との接觸交涉を物語るものにして、赤峯發見の人骨は恐らく東胡又は其一部たる鮮卑、烏恒等を以て呼ばれたる先住の北支系の民族なりし者にして斯くして常に遊牧、農耕兩文化の接觸と對立を見たるものと云ふべし。

二　漢初時代の熱河省

(一)　明　刀　錢

當代における熱河省内發見の興味ある遺物は明刀錢及布錢と稱する錢貨にして、既に赤峯附近よりも其發見京都帝國大學藏を報せらるるもののある外、灤平縣城郊外の元行宮址と稱せらるる地域より發見せる刀錢の一括遺物ば數百枚を壺に納めたるものにして大半を散逸せるも若干は今京城帝國大學の所藏となれり。又舊熱河省の義州、錦州(布錢共)より發見を告げるものあり。

由來、滿洲における此種の刀錢の發見は南滿洲に最も多く、著例として奉天潘建臺を以北として大石橋、盤龍山、熊岳城、瓦房店、貔子窩、金州、大嶺屯城址(普蘭店)營城子、双台溝、牧羊城址(牧羊城)東方考古學叢刊第二冊等に見るべく、大石橋のものは石器と共に發見し(鳥居氏、南滿洲調査報告)貔子窩のものは同高麗塞遺跡より布泉、半兩、一刀錢と共に石器、銅器並に鐵器と共に發見し(貔子窩前出營城子双臺溝においては刀錢約三百枚を土器の壺に納めたるものなり(濱田博士、東亞考古學研究所收)第三十六圖)。

此種の刀錢は(古泉滙)に依るに(文字考釋爲明字、據史記秦昭襄王二十五年、拔趙二城、與韓王會新城、與魏王會新明邑、新明邑者趙之明邑也)又吉金錄稱、河間易州於敗井頽垣中每有所獲、動輒數千、近於道光年間、直隷境内、新出無數、眞定李君寶臺得數千餘……此刀臺出直隷、其爲趙明邑之物無疑)とするものにして方首を有し、表面に目狀の明字一を現はし裏面にも文字を表す。即ち明字刀は支那戰國時代の趙の刀貨にして燕は自ら貨幣を作ることなく、この明刀を使用したるものなり。されば換言すれば此地における明字刀の發見は北支那における燕國文化の波及を如實に見るものと云ふべし。而してその鑄造年代は西紀前二世紀を以て上限とすべく、即ち周末より漢初における遺物とさるべし。

抑々燕は支那戰國時代の末葉において今日の北支那を中心として起り、勢力の發展するに從ひ東方に力を致し、滿洲に遼東、遼西の二郡を置きしことは支那文化の著しく滿洲方面に入りしことを想像するに難からざるものなり。(魏志)に見る(昔箕子之後朝鮮侯、見周衰燕自尊爲王欲東略地、朝鮮侯亦自稱爲王、欲興兵逆擊燕以脩周室、其大夫禮諫之乃止、使禮西說燕、燕止之不攻、後子孫稍驕虐、燕乃遣將秦開攻其西方、取地二千餘里、至滿潘汗爲界、朝鮮遂弱)云々とする(取地二千餘里、至滿潘汗爲界)とする滿潘汗を以て鴨綠江以南の川に當てらるるものにして、いづれにしても燕の勢力の盛んなりしことを證するものと云ふべし。

茲に興味ある考古學的事例は曩の明字刀錢の分布にして上來擧げたる發見地のものを始め既も皆な趙の明刀に屬し、他の種類のものの發見なきことなり。併るに當代既に山東には齊ありて、齊法貨の刀錢を盛行するものあるにおいて、すくなくとも山東半島と遼東半島との地理的環境を想察すれば當然この海上交通の存在を推知さるべきものなり。乃至朝鮮、日本に及ぶも發見を傳ふるものなし。しかるに從來、遼東半島を始め滿洲一帶

かの秦始皇帝は即位二十八年に齊の沿岸を巡狩せし際、山東省登州より彼岸に通ずる船舶を認むるなく、又方士徐芾に神仙を求めしむる爲め、船を出さしめたるに廟島列島に近く旅順あるを知らず、齊の海は直に大海に接するものなりと考へられ居りしものの如し。この事は固より信據すべきものにあらざるも漢初頃までは山東より遼東半島に入る海上交通は比較的微々たるものありて、主として陸路迂回して遼東半島に赴きしものとも想定せらるべし。

此際における陸路としては山海關方面の海岸交通路は未だ開けざりしを以て恐らく北支那より今日の喜峯口乃至古北口方面より熱河省内に入り承德、平泉、凌源より朝陽、義州の遼西方面に出で更に奉天方面を經て、遼東に向ひしものとすべく、他方朝鮮方面に出づるものありたりとさるるべし。

驟平發見の刀錢は蓋し當代における重要なる交通路の一據點を指示するものと云ふべく、此地は更に昭和十二年調査せる駒井和愛氏等に依るに双塔山において豊富なる高形土器と共に磨石斧類を發見し、また平臺子において燕國式の半瓦璫並に瓦片を出土したること、駒井氏「東方文化」第二號昭和十二年十一月」は石器時代より戰國時代、漢初にかけ北支的文化圏に浸潤せるを證すべく、更に錦州省義縣に存在する北魏年間(太和廿三年)の作造に係る石窟は遼西重要の地點たりしことを證するに外ならざるものなり。

(二) 劍柄形銅器

曩に關東州旅順管内牧羊城址附近の漢初代と推定する一墳墓より發見せし劍柄形銅器と稱する異形青銅器(牧羊城(前出)第三十七圖右)は更に最近、舊熱河省の錦州並に朝陽(第三七圖左)より發見せらるるものありて、その分布において前述せし明刀分布と關聯するものあり、滿鮮における古代文化流通の如實例として頗る興味を惹く所のものなり。未だ本省内にその發見を傳ふるもの無きも近き將來に必ずや出土するものあるべきを信ずるものなり。

従來出土せられたる此種の青銅遺物を舉ぐるに

關東州旅順牧羊城官屯子河出土(旅順博物館保管)

滿洲國奉天省撫順附近出土(京都帝國大學藏)

滿洲國錦州省錦州附近出土旅順博物館藏(島田「滿洲國錦州省錦州出土の劍柄形銅器」考古學雜誌第廿七卷第五號)

滿洲國錦州省朝陽附近出土旅順博物館藏(島田「滿洲國新出の古銀銅面及二三の青銅遺物について」(前出))

朝鮮黃海道信川出土(京都帝國大學藏)

朝鮮黃海道信川出土(京城博物館藏)　傳支那陝西省出土(北京陸懋德氏藏)

等の外、天津、北京購入品(東京及京都帝國大學藏)乃至歐米の蒐集家の手に歸せる數例等にして此種の類品の紹介さるるもの十數例に及べるを知るも、しかもその確實なる半數を滿洲において發見せるは一層の興趣を齎すものと云ふべし。

器形は柄狀器、枕狀器及び鞍狀器の三部分よりなり、三者結合して劍柄狀の一具を形づくるものを以て完好とするものなり。柄狀と鞍狀の部分には常に一種の透彫的の文樣を附し、その手法著しく朝鮮出土の漢代及び漢以前の北方的青銅遺物のものに類するものあり。枕狀器は金屬又は石製を以て作られ柄狀部に嵌裝せらるるものなり。而してこの枕狀器は結紐狀器と汎稱せられ、北朝鮮において最も多く、日本(對馬)にもその發見を齎せるものなり。

以上の如き劍柄形銅器の形狀は伴存せる銅劍により類推せしむるが如く、銅劍に着裝せしむる劍柄に相當するものなることは既に此種銅器の最も便化形式化せられたる日本長門國向津具發見例に徵して明なることなり。(小川五郎氏島田(長門向津具出土の飾柄銅劍)史林第一七卷第一號)されと斯かる枕狀形の嵌裝は單なる裝飾的附加物にあらずして「マヂック」的の力を有するものとして、宗教的意義を有するものなるべしと想像せらるるものなり。

斯の如き銅器は「西清續鑑」に漢粟紋劍として劍身と着裝せる圖例を擧げたるもののある外、未だ嘗て實物に接せざりしものなりしなり。

今上記の分布地域を見るに北支、遼西、遼東及び北鮮の據點を見るものにして、本遺品の作造は大體において漢初代を下らざるものと推究せられるものにして茲に自から本遺品の鑄造に對する據點

即ち北方と北鮮地帶とを擧げるべし。されば之が北方的のものとするにおいては北方より凌河方面に出で、更に一は遼東に一は北鮮に赴くものとすべく、北鮮を據點とする場合には之と反對の道向をたどるべきものなり。今この兩者の道向いづれを取るべきかはなほ將來の調査に俟つべきものなるも、東亞における金屬文化弘通の大局より推して暫らく前者に重きを置くべきを以て穩當とさるるものなり。斯くして前の明字刀錢と前後して燕人文化と多分の北方文化との結合的所產と見ることを得べきものなり。

三　遼時代の熱河省

漢代以降唐代に及ぶ熱河省内發見遺物遺跡の主要なるものには未だ接することなく、將來その發見を俟つものとし一切を省略して遼金元時代の本省發見の主要遺物に就いて記する處あるべし。

抑々熱河省における最も興味ある史的考察はこの時代及び以降における民族興亡の歷史にして、又今日その興亡の跡を如實に遺存し加ふるに當代に屬する遺物の發見また漸次多くを加へつつあるものなり。

遼は即ち契丹にして唐末五代の頃、今のシラムレン（遼河上流の流域より興り、東は渤海の故地なる東滿洲を南は北京、天津を含む長城地帶に、西は内外蒙古を包括したる一大帝國をなせるものにして契丹族は魏書以下の支那史書の傳ふる所によるに北魏の初頃にはシラムレンの南方に遊牧せしものなるが、その後半においては白狼水（大凌河）の東方一帶の地に南移し、北齊の文宣帝の契丹親征に際しては營州（今、錦州省朝陽縣）にまで擊破せるものなりしも、隋を經て唐に入るや太宗は赤峯に奚部族に對する饒樂都督府を置きしが、之れと共に契丹族に對し、松漠都督府を營州に設け自治的政策を爲さしむる所ありき。次で則天武后の萬歲通天年間に松漠都督李盡忠の叛するものありてその鎭定と共に漸次西北にその勢力を伸せしものの如し。更にその後かの安祿山の契丹經略を見るべきものなりしも、續いて起りし安史の大亂は茲に唐をして對外經略を放棄せしめざるを得ざるに至れり。

（一）交　通

斯くして契丹は漸次勢力を張り前後二百有餘年に亙り、盛んに漢文化を移植するものあり、都制もまた上京、南京、中京、西京の五京とし、渤海即ち唐の遺制を採用するに至れるものなり。上京臨潢府（興安西省南京燕京）折津府（今、北京東京遼陽府（今、遼陽）中京大定府（本省大寧城附近大名城）西京大同府（今、山西省大同）としたるものなり。

今、本省内に所在する中京大定府は老哈河畔にあり、蒙古語にて白塔の意なるチャガン、ソブルガンと稱せらる。遼統和廿五年に上京に模して都制を敷き二年の歲月を以て完成せるものなり。

統和の末年より開泰の始めにこの地に來往せる宋人の記錄に依るにその外城は高さ丈餘、幅員三十里、三門を有し、南門を朱夏門と稱す。城内には坊門多く、天方、大衢、通衢、望闕の四大市樓あり、幅百餘歩の街道をはさみ庶民の廡を列ぐるものあり。内城は其高さ三丈、幅員七里にして南門を陽德門と名け、城内に武功、文化、延慶、永安の諸宮殿ありて聖宗を初め、興宗、道宗多く茲に駐蹕し、諸國使臣の爲め大同驛、宋使朝天館、高麗使來賓館、西夏使等の接待館の設けらるるものありしなりとす。高さ約三百

尺の八角十三層の白色塼塔の大塔は小塔と共に內城址の東北隅に今なほ聳立するものなり。

大名城附近の地は古く漢初代において既に青銅器文化に光被せらるるもののありし事は最近此地より各種の當代に屬する遺物の發見に徴して明かなり。青銅製遺物(第一九圖)として銅劒、銅鏃、銅斧類を出土したるものなるが銅劒(第一九圖1)は長さ一尺强あり、及部扁平にして左右に一個宛の刺狀突起を有し且つ關に近く特に廣幅となれる形式にして南滿洲特に旅順老鐵山麓の當代遺跡(特に著明なるものは牧羊城附近の石墓發見のもの乃至同地郭家屯附近發見の組合せ石塊中より十五個共存せしもの(島田「南滿洲郭家屯發見の銅劒考古學雜誌第廿八卷第十一號」に多く見る系統に外ならざるものなり。

銅斧の一は(第一九圖2)長さ四寸五分あり、長手のものにして柄を挿入すべき銎を有する袋穗斧頭に屬し、上緣に二條の隆起線と耳とを有し、袋穗の斷面は楕圓形を呈す。此式に屬する形式は全くミヌシンスク型と稱するものにして從來滿洲における出土例に接するものなく、僅に北支那の長城地帶のバスムト城においてリサン師により一例を採集せらるるものあるのみなり。

また一例(第一九圖3)は長さ約二寸八分、袋穗は矩形にして扁平なり。上緣に一條の隆起線あり及部は著しく外方に擴がり扇狀をなす。器體の上半兩面に斜行線文を鑄出するものにしてこれまた類例の少きものなり。銅鏃(第一九圖4)は最も多く發見せらるるものにして七個を入手せるもののうち六個は銳れも有莖の兩翼柳葉形に屬し、一個のみ有莖の逆刺を有する兩翼形式のものなり。この兩者の形式のもの、これまた從來滿洲出土に類例を聞かざるものなり。(島田「滿洲國新出の二三の青銅遺物」前出)

上述の五京を中心とする交通は五十里乃至百里毎に驛館ありて、行旅に便にせしものなり。今、熱河省內の中京大定府より上京臨潢府に至るものを文獻通考所收の宋綬の行程記に依るに中京―(八十里)―臨都館―(四十里)―官窯館―(七十里)―松山館―(七十里)―姚家寨館―(五十里)―咸寧館―(三十里)―潢水石橋―(五十里)―保和館―(七十里)―宣化館―(五十里)―長泰館―(四十里)―上京臨潢府。

潢水石橋は烏丹城の西北十數邦里、シラムレン(潢水)に架せられたる俗に巴林橋と稱する石橋にして興安西省との省界に當れり。中央の中島を狹み長短の二石橋を現存せり。清代の修理に係るものにして、その重修碑と覺しき長さ六尺六寸、幅二尺三寸、厚さ九寸の兩面共に蒙文を以てせるもの中島の土中に覆沒せるものあり。この地は遼代における中京大定府と上京臨潢府とをつらぬる道路に當り、南北使者の來往せし所なることは宋人の行程記にしばしば見ゆる所なりとす。

因に中京大定府より南京燕京折津府(今の北京)に至る行程を見るに中京大定府―(二十里)―通天館―(八十里)富谷館―(七十里)―鐵漿館―(九十里)―鹿兒峽館―(八十里)―打造部落館―(七十里)―柳河館(今の柳河鎭)―(七十里)―臥如來館(灤河を濟る)―(四十里)―新館―(八十里)―古北口―(九十里)―金溝館―(五十里)―檀州(河北省密雲縣)―(七十里)―順州(河北省順義縣)―(五十里)―孫侯館(後に望京館と改む)―(四十里)―幽州(燕京)の如く又た中京より東京遼陽府(今の遼陽)に向ふには興中府(錦州省朝陽縣宜州(錦州省義縣附近)乾州(錦州省北鎭縣附近)顯州(錦州省北鎭縣)の如くして、當代既に四通せる交通路ありしことは既往もまたこれに準ずるの交通路なりしを容易に推定せしめるものあり。筆者親しく古北口の嶮を過ぎりて河北方面に出づる時、古往における南北交通の一路として容易ならざるものありしを

如實に觀るものなりき。

(二) 塼塔、墳墓

扱て當代における各種の遺構を今なほ本省内に殘せるものもとより少からざるものあるべしといへども未だ充分なる調査の行はれざる今日においては遺憾ながら多くを知るを得ざるものなり。

佛教建築方面における著例は前の大名城に聳立する大小二基及び半截の塼塔にして、(第三八圖當代の上京の地なる林東興安西省)に南北兩塔として、林西附近興安西省)白塔子白塔として、朝陽南北兩塔(錦州省朝陽縣)同鳳凰山大小兩塔(同上)、五家子塼塔(同上)、黄花堂塼塔(同上)、塔子山塼塔(同上)、錦縣廣濟寺塼塔(錦州省錦縣)義縣嘉福寺塼塔(同省義縣)、北鎭崇興寺東西兩塔(同省北鎭縣)遼陽白塔(奉天省遼陽縣)鐵嶺圓通寺塼塔(同省鐵嶺縣)鐵嶺龍首、龍尾兩山兩塼塔(同上)、開原石塔寺塼塔(同省開原縣)等の滿洲國に所在する夫れ〳〵の塼塔と共に最も著聞せらるるものなり。上來の各塼塔はその造建年代について當代と推すものの外に金代に推さるるものの少からざるものありて、一般に「遼金塔」として是認せらるるものなり。

尙又此等と同樣式の塼塔が支那河北省内(北京天寧寺塼塔、房山雲居寺南北兩塔、正定天寧寺塼塔、正定臨濟寺塼塔)に存在するものなり。(關野貞、竹島卓一氏「遼金時代の建築と其佛像」昭和十年刊行)

今、本省内に存在する此種の小塼塔は

豐寧縣城南所在塼塔
閭場縣所在半截塔
凌南縣所在秀塔
建平縣所在古塔

等に散在するものあり。

また當代の木造建築として遺存せるものを未だ本省内に聞かざるも奉國寺(錦州省義縣)の存在より推して本省内においても此種の木造建築の存在ありしを疑ふものにあらず。當代の石窟として遺構するものに赤峯の西北十里に平泉洞山萬佛堂あり、即ち石窟寺にして中央及左右にそれ〳〵窟洞あり、中央を靈峯山と稱し、左右を雲窟及び洞天と名づくるものなり。中央洞窟には今、近世の製作に係る塑像を安置せるが、その入口の天井穹窿部に造作せられたる小佛天の數軀は明かに遼代の製作と推すべきものなり。この洞窟は窟前に建てる靈峯院千佛洞碑(金皇統三年)に依り遼代に開鑿を始めたるものなることを證するものなり。

次に墳墓に就いて見るに當代のものとして隨一のものは興安西省林東附近白塔子ワールマンハに所在する聖宗、興宗、道宗の三帝陵にして、うちより契丹及漢字墓誌銘(今、奉天國立博物館藏)を發見し、かつまたその特異なる塼築構造並に北宋畫風の壁畫等を存在し、滿洲における稀にみる精巧なる墳墓として夙に著聞さるるものあり。(鳥居博士等踏査並に「遼陵石刻集錄」奉天國立圖書館刊行所收)

他方、本省内においては曩に湯王麟治下にありし際遼金代に屬する多數墳墓の盜掘行はれ、鷄冠壺と稱する特殊の陶壺は孰れもこの際に發見したるものなりと傳へらるるものなり。然るにその遺構を殘すもの甚だすくなく、凌源地方に當代塼墓と推すべきものの一二の存在を聞くに過ぎず將來の發見例に俟つべきものなりとせざる可らず。

本省寧城縣老西營子に所在し盜掘せられたる一塼墓がたま〳〵昭和十年に水野、三上兩氏により

て調査せられたるものあり。(水野、三上氏「熱河老西營子塼墓調査記」人類學雜誌第五十卷第十號此地は赤峯の東南約五六里にあり、墓室は塼築にして平面七角形をなし、第三九、四〇圖南面の一邊に入口を附す。奥行及び左右とも約八尺二寸を有し、内部壁面は白亞を塗る。墓底より天井の頂までの高さ約六尺、周圍より塼を持ち送りて穹窿狀の天井を爲す。塼瓦の大きさは大小あり、大なるは長さ一尺三寸、幅六寸、厚二寸にして小なるは長さ八寸、幅五寸、厚一寸五分にして一面に粗き並行繩紋文を附したるものにして一般に遼金代通有の瓦塼とするものなり。

以上の如き墳墓の平面の多角形をなすものは既に鳥居博士等により指摘さるる南滿洲鞍山附近所在の八角形墳形のもの最も著例にして(鳥居博士著「西比利亞から滿蒙へ」)また曩に八幡一郎氏により摘示されたる錦州省朝陽縣七道泉子の墳墓群もまた同樣の構築をなせるものの如し。(八幡一郎氏熱河省南部の先史時代遺跡及遺物」前出)以上はいづれも當代とすべき絕對的遺物を缺くるものなるも大體において當代を降らざるものと推さるるものなり。

また當代墳墓の入口にある表飾的遺構(第四一圖)とすべきものが最近、本省内の凌源附近にて出土せられたり。從來、この種のものの發見を聞かざるものにして、塼を以て高さ四尺强、幅三尺弱(一枚の塼は長九寸、幅四寸五分、厚一寸五分)の門形を作り、左右側柱に當る塼には各塼を二分界して花紋の外東、西左右分昭穆、及び父、禮口、の夫れ〳〵を陽刻し且つ金箔を塗れるものなり。恐らく前句「東西左右分昭穆」の總塼長が羨門の高さとなるべきものなるべし。後句は父禮の二字を遺存するに過ぎざるを以て明かにしがたきも或は「父子兄弟定禮品」の如き字句に適應するものにあらざるか試に記して後考を俟つものなり。上邊の各塼は左右側塼に接するものは偶角の一つを切截したるものを使用し、各塼には鳥形と草花文とを同じく陽刻するものなり。

(三) 墓誌類

當代に屬する本省内發見墓誌にして世に紹介せられたるもの二三にして止まらず。熱河志、承德府志各縣志に所收せられたるものの外最近刊行せられたる「滿洲金石志稿」(園田一龜氏「滿洲金石志」)羅福頤氏)の近業あり。今、此等及び筆者の調査等に依るに。(考證は滿洲金石志稿に依る)

凌南彭城郡王劉繼文墓誌 (遼乾亨三年)

彭城郡王劉公墓誌銘幷序

文章大德賜沙門　文　秀撰幷書

詳夫聖凡異矣生滅同焉丘壞近水之悲駢起患身之嘆高低貴賤　兢免斯歟察至口於羣言口興亡於常道者也公諱繼文字敏素本太原人也出自彭城南等二十五望並自陶唐之後相次分派　帝代絕多降至伯翁高祖皇帝諱知遠諱　晋高祖爲侍衛親軍英才卓秀器度恢弘忠貞而玉石比堅謹節而松筠讓操產崇爲內外馬步軍都指揮使檢校太保洎　嗣晉失位條變天機乍展雄威俄昇　大器改號爲乾祐元年自是家易爲國魚變成龍玉葉還敷金枝迺秀三光朗耀四海宴清　舜日高懸堯風遠佈崇有數子　承贇　承鈞　承錡　承鎬　贇即公之父也元回詔命令坐徐州至乾祐三年　高祖崩逝　少帝承幹才立禍發蕭牆　逆臣郭威僭行簒奪　徐州太子册而又誅可謂日月無光乾坤失色　崇坐河東爲北平王一聞之而大怒攘臂恨以發盟切齒爲讐誓當剪滅乃集貔貅万隊士卒千羣振雷霆之威吐風雲之氣直欲生擒逆黨活捉奸訛其奈天數未時攻討莫下將謀大事須向　天朝遣使結歡願爲子父時　天授皇帝感其義焉遣使　宣恩冊爲　大漢神武皇帝至乾祐九年　武帝崩逝次子承鈞既立改號　天會元年威摺三邊

恩覃萬姓修德是務去佞爲懷陳大業於將來流廣澤於當代此即　公之叔也至天會六年遣　公入國淹
留七載質而未還後十二年秋　帝染疾而逝爰有府主繼恩則鈞之長子也　大帝臨終之日謂大丞相郭
無爲等曰　朕之後崩位付繼恩　社稷紀綱勿令交紊爲等奉　勅如日在懷　帝乃昇霞臣扶長子即
公之堂兄也嗣位九五才滿三旬爲侯覇榮陰謀所滅次子大內都檢點繼元亦　公之堂兄也運機謀策剪
孽除妖荐位登朝重理綱政冊爲　大漢英武皇帝　公前右金吾衛將軍金紫光祿大夫檢校司空上柱國
我皇開睿澤令衣錦還鄉　勅授竭授忠匡運功臣保義軍節度陝虢等州觀察處置等使大漢國侍衛親
軍馬步軍都指揮使特進檢校太尉同政事門下平章事陝州大都督府長史上柱國彭城郡開國公食邑三
千戶食實封三百戶適至本國未久之間又加推功保祚功臣開府儀同三司檢校太師兼中書令權代州防
禦使食邑五千戶食實封五百戶既蒙　聖澤統綰雄藩百姓楊五袴之歌三軍感單醪之惠泊乎趙氏犯闕
力乏計窮　帝念生靈甘當授首　公乃見機而變　守節而□駈鑿振纓來歸　上國郭氏夫人幷二子幷
皆阻隔　吾皇一見撫念非常愍其順國之忠加以眞王之澤　勅授佐命功臣北京留守河東節度管內觀
察處置等使兼政事令太原尹上柱國彭城郡王知昭德軍節度事食邑八千戶食實封七百戶兼以昭義軍
節度使檢校太傅耿紹紀長以妻之即　尙父秦王韓氏之甥也方雪太原之耻將興廣□之基重整戈鉞芟
夷奸孽奈何曦霜難保石火易銷倏染膏肓俄歸逝水壽齡卅有二帝罷朝而起嘆□□以興悲百姓聞之如
喪考妣　勅下宜覇二州共營葬禮其　耿氏夫人念以同牢義重合巹情深絲羅□絕□□□琴瑟停歡於
翡帳兩兒隔一女才生金枝冀續於前玉葉期芳於後代恐以時遷歲遠骨腐名銷□□□□□旌不朽文秀
才非夢筆學愧面牆奉　命援毫乃爲銘曰
天地大兮有成壤　□□□□□□□　人至靈兮無定常　石至堅兮無恒在　既有身兮既有患　不
無傷兮不無□　路樹□□□□□　宿鳥暫聚而終散　武皇孫兮少皇子　朝北闕兮到於此　受國
恩兮位至王　功未成兮身先死　國之讎兮未雪殃　魂之逝兮在他鄉　七帝相承何所問　三禿孤
瘞塔山陽

公長子醜哥　次子善哥

匠人攝彰武軍長史趙□□

乾亨三年歲次辛巳十一月乙未朔十五日己酉記

右は大正十五年、熱河省凌南縣圖薩喀喇山より發見したるも今、原石の所在明かならず。劉氏は五代の末、太原によりて帝を稱せる劉崇の後裔なり。遼の乾亨元年、漢兵は宋兵と河東に戰ひ敗れ、劉繼元宋に降りて漢滅び、劉繼文は遁れ遼に奔る。遼史、乾亨元年六月の條に「劉繼元降宋漢亡、甲子封劉繼文爲彭城郡王」とあり。北漢劉氏の興廢は宋史世家の條に詳なり。

平泉・壘州刺史央太原公墓誌（遼・統和二十四年）

壘州刺史太原公墓誌銘幷序

誌者形於言而侔於法觀其行而立其覩規矩可以播徽猷而揚盛烈徽□事而　著英聲若以課虛焉能務
實匪銘匪石無以□不□之談乃質乃文可以叙莫窮之　紀承其大體敢構荒辭陳三代之嘉名垂千年之
□□　其先太原瑯琊國王之　太子晉之後　祖任儒州刺史　烈考大郎君諱繼溫不仕娶北平氏次弟
諱繼□授　銀青崇祿大夫檢校尙書左僕射娶彭城子　公昆季五人　長兄諱顒不仕次弟諱隣　字德
潤乾亨二年授東班少府銀青崇祿大夫兼監察御史武騎尉次統和三年授銀青崇祿大夫　使持節降聖
州諸軍事行降聖州刺史兼監察御史武騎尉次統和十四年授銀青崇祿大夫檢校　國子祭酒使持節壘

州諸軍事壘州刺史兼監察御　武騎尉次統和十八年授蔚州錢帛都監□　統和二十一年授上京都商
稅院都監次弟諱操武定軍山河指揮使次弟諱政統和　五年授右番殿直次統和九年授西頭供奉官銀
青崇祿大夫兼監察御史武騎尉次統和十年　授銀青崇祿大夫檢校國子祭酒行閤門通事舍人兼監察
御史武騎尉次弟俊□聖軍衙內　都指摘使　長兄娶□西氏次娶賈□氏次娶弘農氏次娶彭城氏次娶
天水氏兒姪　守密供奉班祇侯次守琢興國軍衙內都指揮使次守□□□軍山河指揮使次守元供奉班
祇侯次守□次守寧次守敖次守嚴次守敬次守順次□佛留次通兒□十　公以金玉之才應風雲之會
□勤　二聖□□兩朝□鶩鶩而寒暑無移□鑾　輿而夙夜匪懈資忠□信直懷柔經任使以奉公歷□馳
而守□謀合神勝妙簡　帝心□□□以□功□□宣而詞道□□□拒使□□城□□□□□疲民之母父
扶危　軍□爲　聖主之股肱□□隨軒仁□遂□□承□替又降□□□藍□選茲清愼　□而□□□□
□□納稅□而無黨無以□述□□公私得濟致時□而俗□感仁□　以義□未□幹勤忽□疾□□□良
藥莫遇奏醫仰天道以難□歎人生之到此　公享年六十有二以統和二十一年一月十二日薨□□□□
以□年十月三日葬之禮也　又以統和二十四年十一月一日卜其吉兆加以玄堂日往月來□□□□□
□天長地久難追□　岱之魂□等方命下卜□成□□謹爲銘曰
挺生隨氣　命世英才　相時而動　應運而來　兩居郡守　生平□□　□□□□　□□□□　□授
皇恩　兩臨重務　清振□玄　□□寰宇　急隨夜舟　逝水同流　牛眠兮□吉兆　掩玄堂兮千秋

統和二十四年十一月一日敬記

原石は今、奉天國立博物館にあり。湯玉麟の熱河省政府主席時代、熱河省平泉縣よりの出土なるも一切詳ならず。壘州は巖州の舊稱にして當時東京道に屬せり。

平泉・檢校太師瑯琊公墓誌（遼・統和二十六年）

故檢太師瑯琊公墓誌銘幷序　□□□□□□撰

公以□□爲人傑清純爲國□□□□□□□□□鈴神授才略天然踵二八臣契半□運鷹揚其勢虛
變其姿生佐聖主開□□　□朝□終事既影□□公□□形往名留非玉牒金版可紀影沈譽振非麟閣
貞珉可書刋錄斯□古今不朽公諱□字□徵其先太原瑯琊國□王太子之後也□六□□天地人一貫三
爲王天下□往祖諱□□□大聖皇帝攻□天下□心向化迴□歸盟一見□□□國風□□授守吏部尙書
門下侍郎次純和守正佐理公臣宣徽使特進檢校太傅開國候食邑一千戶　夫人□氏生三子長諱□□
不仕次崇信授東頭供奉官次遼西州刺史夫人石氏生二子長□□不仕次□□授□□□□□□公□
□□□□□日生□□儒□兩州刺史　夫人崔氏生八□長希憫不仕次公□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□明□惡束官□賢霑雨露恩應雲龍會授西頭供奉官克勤扈蹕□節從鑾授初□次
以□使檢校國子祭酒加檢校□□賓客掌御莞宸遊無失從禽□獵□次軍駕庫使□矢既精戈□□□次
翰林祭酒使主司九□□奉　一人次□□□墳都部署加金紫檢校司空上柱國靡怠修營置全墳邑授毫
州防禦使檢校司徒知□州刺史□削銀青授金紫平水□□山河次上京副留守政肅刑清民殷俗阜次奉
先軍節度使檢校太保行顯州刺史上柱國瑯琊縣開國男食邑三百戶□□□馬擁雙旌奉宣統制兵夫展
拓疆界次積慶宮□兒渤海都部署□□□□□□□□宮務奉□□□宣同監國政權宣徽及五宮院
事燕京管內商稅□點檢爲□□□□酬出□□□□□檢校太□□□□以兩國通知万万□一尙□
□□□□□□授忠勤奏王功臣寧江軍節度□□州刺史瑯琊郡開國侯食邑一千戶加四字而□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□宣爲桓築都部署宣差中京　大內□□□□□居國內節

□□□掌□皆在指呼次弟希隆□頭供奉官相次轉至涿州刺史上柱國瑯琊郡開國男食邑三百戶□次
弟希藹不仕次希□右番殿直授西頭供奉官儀鑾副使次弟希奕不仕次弟希濤授左番殿直次弟希□權
閤門舍人　公是供遙達彼　皇都營築勞神板圖任重加授戶部使掌戶籍□□夫大內既成□□□
就功名未顯□□俄縈空伏枕以纏□□□□羸悴聖上賜良藥　宣名醫仰天道以□窮□人生之□此
貞魂忽散□聖帝之股肱□□□□□□之父母夫統和二十五年七月三日壬□時薨於中京□□享年
五十□七次遷神柩於建州北私宅以當年十月七日庚時焚□之禮也□□□□芝□之□□□□□逐
清風金玉之□歸天上聖上顧以勳臣特加賻贈檢校太師明天隆命□□□□□統和二十六年八月二十
日戊申□□□□赴良辰謀大葬卜窀穸鑿高崗鷰朱銜塟烏來下淚玄扃朗見對松□以□□於掩□□慘
□□之□□□□　濟陽郡夫人蔡氏蓋承夫貴特授□恩賜□□冠□□□貞□□質溫恭可□□□□
□□□□□生八子長元則新婦□氏將授□命俄丁　父□次元濟早亡次□□□□□氏次元□新
婦崔氏次元憲次元鼎次元亨次元□等悲□□內痛貫九迴欲尋□□之靈何年得見□□□□□□之
歎□日徒傷孝子泣血伸誠□士則含酸運思追□□之景行□在世之休□不弃小才用□□德操□□□
□□□□流而謹爲銘曰
偉哉賢良　來輔聖□　□□資廕　莅事朝堂　自供奏班　授諸□□　郡著公方　克懷忠赤　修
皇子□　副□漢尹　折獄能□　共軒是誰　帝輦俄遷　雄藩是守　義威群心　德傳衆口　貴封
五等　首冠六官　金輝玉閣　仁洽道豐　建都搆厦　竭力輸勤　基成事立　世泰時殷　將顯元
功　忽纏痼疾　雖賜靈丹　雖痊英質　忍辭明代　恨泛夜舟　蒿里風慘　玄堂月秋　神姿忽掩
在高墳　万載千齡俞不□

統和二十六歲次戊申八月己丑朔二十日戊申　匠人　劉　全　進

原石は今奉天國立博物館にあり。湯玉麟の治熱時代、熱河省平泉縣よりの出土なることを推定し得るのみ。

凌源・北安州興化縣令宋匡世墓誌（遼・太平六年）

故儒林郎前守北安州興化縣令晉國公主中京提轄使宋府君墓誌銘并序

外甥中京留守判官　朝議郎尚書吏部郎中賜緋魚袋　王　景　運　撰

夫千里駿馬綽有奇蹤市不貴則跼影於厩下十用寶龜爵爲神用卜不襲則□尾於泥中長鳴徒號於騏驪至異尚群於魚鼈物既有矣人豈不然粤若我故廣平提轄府君志欲展而時未至年方盛而命已終之謂歟府君諱匡世字成績則故楡州刺史太傅之子今長慶軍節度使太尉之弟前宜州弘政縣令員外之兄其宗祖貽謀世家迭盛　先誌具載今不復道　府君性本恬和行惟端謹嗜學則融玄護奧屬詞則舒向稱奇奉親族以孝聞與用友以信箸慕吉人而爲善善不可嘉□君子以好恭恭而有禮靜圖欺於暗室動靡託於權門殊非觀國之賓實曰保家之主統和十六年　故樞密使魏王聞其器業降以恩榮起家署爲都孔目官洎專呈對尤見幹能謂左右而任得其人願出入而可使爲寧特奏授將仕郎北安州興化縣令一同布政疲民受賜於三年九市開躔賢相選才於百里秩滿授大定府都市令日中播羨　帝里傳聲果達　宸聽擢居要職未幾授北面都孔目官仍加階級超試官資扈隨漸列於近司敷奏咸推於幹局俄屬今主上堯堦受冊　舜曆改元攝毛詩博士押鹵簿導駕禮畢會　中宮之受弟開外館以親迎戶民既益於賦租錢穀復資於主轄改授晉國公主中京提轄使頗霑厚賜尚帶前衞衣錦而歸方動吳人之慶逝川不已遽傷曾聖之懷無何太平五年五月十八日遘疾啓手足於提轄公署之正寢春秋四十有八權曆於京南義井院精舍以太平六年三月七日歸窆於楡州

南和鄉餘慶里鹿鳴山　先塋之左擧二夫人祔焉禮也　府君前娶吳氏建雄軍節度使渥之女後娶李氏今夫人馬氏前東京轉運使澤之女柔嘉叶□貞順成風奄違偕老之期恒抱未亡之恨二男孟曰福先奴仲曰福聖奴丹穴鳳雛羽儀猶留洼泉驥子骨力本奇□俟成人俱爲令器二女長適進士王景錫次許適劉可升待年而未行而皆處閨閫以禀姆儀事舅姑而遵婦道□鍾慈愛寧踰痛傷　府君初以哀送之日冠蓋傾都緇黃□路踵□於馬□市閭巷爲之不歌非夫平生善行何感人之如是加以愼靜寡言臨事能斷友於兄弟信重佛僧疏財物而若閑撫貧弱而以惠虞世南之五絕筆翰尤精劉道民之百□書□□妙然而名不逮器用匪稱材樂天知命以是圖□素全眞而無問□□達者□不尤人所恨二男成童空留餘訓一女在室靡遂送□嗚呼哀哉

渭陽□□□□氣之情擧飾終之禮同訪遺美思刋貞珉以景運西掖司旨早曾弄翰南曹應宿近又爲□□修泉壤之文用備陵谷之變矧叨外戚寂孰芳猷承　嘉命以不遑□眞書而無□謹爲銘曰

世於靈長　時由陰隲　戴誕英奇　咸推貞□　王府薦名　君門委質　擢近鶯行　輟隋鳳蹕　晝錦方夜　夜舟遽□　兒女哀號　兄弟黯鬱　日遲遲兮春□□　靈輀發兮適牛眠□啓厚穹兮歸故里祔先塋兮閉新阡　爰勒名於翠琰　庶万祀而千年

原石は奉天國立博物館にあり。熱河省凌源北方の小城子附近の發見なりと云ふ。この墓誌は宋匡世が遼の北安州興化縣令たりし點に興味を惹く。即ち興化縣は遼史地理志北安州の條に其の名を戴せず因て欽定熱河志は金史地理志に「興州本遼北安州興化軍興化縣又有利民縣承安五年以利民寨升泰和四年廢」とあるは「蓋以興化爲遼之舊縣而以利民爲金所增置遼志有利民縣而無興化縣與金志木合」と謂ひ興化縣の存在を否認し滿洲歷史地理（第二卷）も亦北安州の條に此事を是認せるも、此の墓誌の出土は此說を覆し、遼史に興化縣なきは完全にその脫漏

なることを證する有力なる史料なり。

平泉・遼相國賈訓墓誌（遼・壽・昌三年）

篆蓋　大遼故相國武威賈公墓誌銘

故同中書門下平章事致仕贈侍中賈公墓誌幷序

守太常少卿前知臨潢少尹騎都尉賜紫金魚袋　張可及奉勅葬

朝散大夫尙書吏部郎中史館修撰賜紫金魚袋　楊□□奉勅撰

公諱師訓字公範其先出於周之同姓之國春秋時有賈季賈華代爲名族至兩漢誼山捐之遠琮之輩以儒學政行發名於世晉唐間充耽致位將相其後有遊仕于渤碣之間者因籍爲燕人子孫相繼衣冠不絕至公之七代祖曰夢殿爲盧龍軍節度判官盧龍君生道紀爲營州刺史檢校司空司空生高祖曰去疑先仕後唐　我大聖天皇時奉使來貢因留之俾督工役營上都事業遷將作大匠累拜始平軍節度加檢校太師賜號□□奉國保定功臣後薨於鎭曾王父諱嵓乃太師之仲子也朝廷以其才望爲民所推服詔起家繼領始平軍事遂家于遼人充遼濱縣貫王父□□□至顯州觀察判官以公貴贈彰國軍節度同中書門下平章事王母沙氏追封韓國太夫人父諱□少力學有行喜賙施體兒偉年十六□□皇帝幸顯陵見之召人近侍以太夫人在懸丐歸養得請竟終于家贈昭義軍節度兼侍中母沙氏追封魯國太夫人方有娠有異僧見□□之曰當生男必大貴夫人陰志之後果生公七歲能誦書作詩十歲皇考侍中以兄泳偪異籍又欲奪其善分憤不得已將訴之官公侍側曰富貴皆丈夫所力爲豈必繫先業之有無也願大人亟與之侍中奇其言恣兄所取年十四擧進士由鄉解抵京師丞相杜中令駙馬侍中劉公召□之文成更相稱愛將議聞　上以事齟齬遂寢十九試禮部奏　御三十有五登第授秘書省著作佐郎調恩州軍事判官既至有以盜馬□□人者人不之知後爲其主執之送官辨

驗事連假主假主懼不服公迺潛捕其家牧兒詰問得實引質之始伏其罪京守聞其能每有疑讞付之辨析必
白丁太夫人憂辛哭充東京翰院使營督公課綽有餘羨時秤吏董猪兒得幸北樞密便乙信沾勢日索官錢二
千人莫敢禦公至即不與猪兒慽公累以惡言挑之公不校乃自以鍾折齒誣公公禁益切遂止服閱授奉玄縣
令改錦州永樂令先是州帥以其家牛羊驅馬配縣民畜牧日恣隸僕視肥瘠動誡人取錢物甚爲姦擾公至縣
謂諷民使訴之其始至者一二人公叱左右逐出之其次者十數人公又叱之不顧其後得人三百人告公遽署
其狀白州州白其帥帥懼促收所俵家畜以還倉卒之際至逋漏爲貧民獲者亦衆其帥竟不敢言又朝廷下敕
俾撤沿海害公承敕曰天生之物所以資民食之不給也民得漁取所以濟農力也何害之有因緩其禁而民悅
便之人爲大理寺丞持法疆固不爲權勢沮奪轉太子洗馬補中京留守推官在故侍中彭城劉公雲之幕日直
其事裨益旁午後屬乙信代爲居守乙信自以前在樞極權震天下每行事專恣一不顧利害諸幕吏素憚皆隨
所倡而曲和之公獨不從乙信怨憤公曰吾秉朝政迨二十年凡一奏議雖　天子爲之遥接汝安敢吾拒耶公
起應之曰公綰符篆某在幕席皆　上命也安得奉公之勢而撓上之法耶義固不可乙信知不能屈輒從乙信
又以嬖人善騎射署爲境內巡檢公爭之不從末已乙信被召再入爲樞密使將行寮屬餞之都外酒再行公前
跪力白巡檢事不便乙信歎服遽爲之罷朝廷知其才召入樞府爲掾史俾覆刑曹案簿故宜政嚴學士陳公覺
素與執政不相能平方被徵讜執政緣法將奪陳公翰林之官乃潛召公屬之公不許竟論如法再歲知大理寺
正加秘書丞奉　詔充高麗人使接伴道出乾陵故中書令李公仲禧以當路權寵揣諷是鎮時其家親舊過門
皆縮頸不敢視公往復候謁獻遺一無所顧忌李公默器之徒同知永州軍州事既上日夜經畫民事利病奏減
其部幷隣道龍化降聖等州歲供行在役調計民功三十餘萬奏課天下第一　上嘉之就拜鴻臚少卿知觀察
使事尋詔按察河東路刑獄間有貪豪負勢詐良民五百口爲部曲數爲官口爲賤民心不厭而隨反之公伺得

其情乃召貪豪詰之一言切中其病語立塞遂服因籍其戶還官時同事嬖龍庞歎伏至驛邸易衣以謝又人有
以死辜被譴爲官吏所强榜服者將刑公至審之見其狀有枉再治果得辨而釋者數十人以奏薄至中京屬封
冊　皇子燕國王開宴召授太常少卿樞密都承旨尋屆　鴛奉水詔委規度春泰兩州河隄及諸官府課役亦
奏免數萬工俄充南朝正旦國信副使比還密偵宋人軍國事宜具口口聞　上悶之不釋手者數日遷樞密直
學士大安二年授樞密副使右諫議大夫曾奏事御所有詔還奚中其部所居漠民四百戶宰相承　詔趨出公
獨侍上問之公前對曰自松亭以北距黃河其間澤利潭檢松山北安數州千里之地皆鹵壤也漢民雜居者牢
今一部之民可徙則數州之人盡可徙矣然則恐非國家之利亦如遼東舊爲渤海之國自漢民更居者衆訖今
數世无患願　陛下裁察上悟其事遂止又以素聞燕京留守府有口口口凡都府事无巨細必先閱之後行其
府置一局諸事連外境情涉謀叛者悉收付考勘苟語一蹉跌即寘之孥戮亦委是吏主之雖口口口口已
以洎諸幕職皆不與焉以是吏得專肆胸腹隨所喜惡爲人禍福關南之人側目以視故不待鳩率歲所儲與甚
於輸公患之口口口口語其事詳熟口以南北樞密院通事一人更代爾後其幣寖息是歲穀稼不登四方
交請賑復流亡窮餓之民朝議以　上心憂測不口口口力言之事多見納故民被其賜者衆進禮侍郎
參知政事再屆蒐蹕幸韶陽開宴　上敕公進酒顧左右曰斯人政行過於宋人口口口口口後故相王籍
因詔騶馬都尉飲以巵酒車駕回至凉徑拜刑郎尚書中書侍郎平章事加致主功臣公在位直亮不客人阿僻
遂爲同列所忌越口口口口口口口威令大行豪黨惴懼老姦宿盜不待擊遂而逸他境未幾政聲流聞
上遣使授尚書在僕射移中京留守將行人皆欄道塞門挽口馬口口口口口口口莫之能止公俟夜間
出翌日號泣而隨臣界者數千百人既在道聞京中猾盜朋聚民不安寢公下車即督有司盡索京中浮游丐食
之民口口口口口口口口口遣之其老弱癃疾不能自活者盡送義倉給養仍勑吏卒分部里巷游徼人或被

盜俾檀其直洪句已來關市清肅是時畿內所屬州縣會□□□□□□□□□□能決者公至府促吏條別其
事隨小大皆部折之无留又擇高年有行之吏與法官參掌憲律席之座右隨簿所上輒付讞之一日之間斷□
□□□□□□□□□□邑大治公以莅事夙夜矻矻不自已事不訖不飲食以寢成疾遂求還政　上聞遷延
久之竟以　公病重煩以事遂許之加同中書門下□□□□□□□□□至誕日遣中使賚物就第以
賜壽昌二年冬薨於中京之里第時年六十有五訃聞　上嗟悼詔贈侍中謚曰靖懿勅將作□周□復□□
□□□□□□□□□□張可及監督葬事皆官給其費以次年四月十七日藏於南京勸農縣西德山之陽公
爲人剛果幹直有大志□□□矯矯自□□□□
其胸中爲政其始若小煩辛治有裕如治千里之
□□□□□□□自固公遂折之曰吾豈能爲一
吾起布衣□□位□□□□□□□□□□□故相國大原王公言敷方遵樞
務國朝舊體宰相闕則多取人於參副之間太原公以典貢舉□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□無後人先已之意又在永樂嘗與嚴州刺史姚企回行視其州銀冶之地旁有水曰海□
□□
以順畜子孫以愛□下以有法度累封□□□□
□□□□以幹決聞娶故乾州節度使韓暉女蚤逝生子中孫再娶故侍中那熙年次□□□□□□□□□□
□□
書郎周必慶□□
□□□□□□□□

景西連群峯山北面伽里鎭南有玉石岩上
西連霄漢下徹定生開八方皆統領四海盡伐
班青陽郡癸　耶律
太保張哥男亳　次男望哥　孫子韓九
七哥　王八　王九　十一　重孫豆咩哩
重熙四年十一月乙巳朔己酉日閒

原石は奉天國立博物館にあり。縦一尺四寸横一尺四寸五分。

凌源馮從順墓誌（遼・太平三年）

蓋篆書）信都郡馮氏墓誌之銘
大契丹國故上京戸部使歸義軍節度管內觀察處置等使金紫崇祿大夫檢校大尉使持節沙州諸軍事沙
州刺史兼御史大夫上柱國信都郡開國候食邑一千戸食實封一百戸馮公墓誌銘并序
中京留守推官守太子中舍宋　璟　撰
今案馮氏之先世爲今族周封之後代有鉅賢載彼芳編紀於洪筆祖述德業曾無詭詞故隴錦爲郎者唐應
列星腰金爲將者異稱大樹文武流脩善慶可徵者其惟　口太師公之謂乎夫　公之列祖居於汾
公之入官仕於宋載書世德備誌先塋　公諱從順字德柔本信都人也生襄粹靈長爲奇傑卓爾古賢
之操凜然君子之風口號昭萃本是鷹廟之用樂稱大護終爲治世之音故　宋主擢入內庭遂靡好爵曳
綬鸞跗於兵振裘冠鶚立於紫闥　君上委臨權豪欽憚於統和十七年九月　承天皇太后金壇拜將
玉帳運籌因興丹浦之師直指黃河之渡　宋主以公素負令器口口寀聽爰委重權可屬大事遂與瀛州

兵馬都統康保裔同駈軍旅來徵　王師十萬兵潰而見擒　一千載聖而合契遂卜入燕之計始堅事
漢之心　今聖上一見風儀有同動口置之左右副以對敭出則守宮闈監督藏剌繁劇於兩京入則繫行
閑從鳴鑾恒　扈隨於口口二聖與顯陵節度使郝德壽楚州節度使王仁贇共列周行並承寵命至如車
乘服玩臺館園林及臧獲之徒皆　國家所給規於名達孰謂等倫其歷官自西頭供奉至殿給副使殿給
武德皇城等使兩任知內承　宣事中上兩京內省使延州觀察使敦睦宮漢兒渤海都部署歸義軍節度
管內觀察處置等使階自銀青至金紫勳自武騎至上柱國散官自國子祭酒工部尚書至司空太傅大尉爵
自男至開國侯封至一千戸實封一百戸　公事主忠勤在公廉直事無巨細威懼指紳智力鮮儔　聖
明委注而阜民治國方推金石之誠變谷遷陵難悛松椿之壽無何於太平三年口月十五日寢疾薨於上京
之公署享年五十有七　皇情振悼士口悲酸咸謂玉苗秀而忽枯琪樹芳而忽折初　公之染疾也賜
翰林名醫盡針餌之術　宣掖庭近侍傳撫諭之辭　公之歸葬也命上京副留守邢公定發引之儀中
京度支副使李公備幽冥之禮伎巧之匠實自京師賻贈之資異於常品於太平三年歲次癸亥十日辛酉朔
十三日癸酉甲時葬於中京東　公之別墅禮也清河郡夫人張氏貞柔垂範婉俶承家方屬和鳴遽傷失
儷恒聆晝哭實謂天窮有一子知玄學檀肯堂痛嗟陟岵夙承慈訓免遺投抒之憂載念義方空慟聚之泣今
則靈幡乍挽玄戸對扃辱見託以摛詞敢去萃而就簡青爲啓兆指幽隧以長歸玄瑛鐫文紀佳城而不朽其
銘曰河清之靈　川岳之精　口口奇傑　匡于聖明　金石之貞　珠玉之英　稟爲節操　取于器名
口口三口　口繁兩京　口口廉慎　忠亮公清　方覩經國　口悲奠楹　因口口地　遂啓新塋　慮綿
曠世　泯絕淑聲　鐫文貞石　用紀佳城　千齡萬祀　永保斯銘

原石は旅順博物館にあり。縦横各二尺七寸あり、三十一行三十四字正書に刻銘せらるるもの

なり。

經幢其他　當代に屬する經幢其他に就いては

平泉・蘭陵郡夫人蕭氏創建靜安寺碑　（遼・咸雍八年）

篆額　大遼大橫帳蘭陵郡夫人建靜安寺碑

大遼大橫帳蘭陵郡夫人蕭氏創建靜安寺碑銘

前朝請太夫守大常少卿充昭文□直學士充史館修撰

□奉閣下文□□□□□□□□□□□□□食邑五百戶□□□□耶律興公撰

五都錯峙帝宅尊乎中土則大定之分甲天下焉三敎並化皇國崇乎至道則梵刹之制布城中焉苟或就風雨交會之邦闢龍象樓遊之境法輿地□可得而若夫迦文示寂之餘招提奉像之設締根獲其善報供事植其勝因則歷世建寺之文道之常矣今略而木書但叙茲地權輿之事今□　太祖天皇帝總百年之正統開萬世之寶系公族衍盛枝葉芬茂　故南大□諱璟即　帝之房孫也　故左金吾衛上將軍諱寧即公之長子也故檢校太師左千牛衛上將軍知涿州軍州事諱昌允即金吾之子也協輔王室許國之勳即著並啓土宇烈壤之錫斯在天邑之北僅餘百里即公之故地焉嵐凝翠疊曰佛山山之足民屋聚居若郡邑之大白義州今蘭陵郡夫人蕭氏主之即太師公之妻也太師毓慶戚閈諱心□佛乘車暇日以有志□憑高而肆望延岡委迤環甲第以遠周孤巘崔化閑申而下廊遂卜此地肇開勝藍雖經始之謀有先而考終之期奄速夫人抱未亡之永恨緝已墜之遺功發大勇猛之勝心資不思議之神力由是斲險爲坦煙卑就寬長木下而翠色移貞礎出而雲光破風斤疊運遠谷回音雷杵高相寒泉交響金者冶甑者陶壁者圬材者斲彩者繪隅者塗衆工衒勤百事偕作起于清寧八年庚子年成干咸雍壬子歲辰次一周元功告畢中其殿則曼荼羅壇泊過未七佛明□高僧之像

存焉雙其樓則修冗路藏泊賢聖諸傳章疏鈔記之部在焉遠伴東土則震隅設繪者□藥師如來近擬西方刻充位表形者□彌陀善逝至子十方寶相五佛粹容皆極其端嚴曲盡于妙□凡法堂僧宇厨室困房泊厩庫客次靡不備有皇皇焉信解脫之闔域功德之叢林者也待其山月初霽巖雲半開飛搖金碧之輝動盪烟霞之色回簷落影暑氣由是夏銷門桷排空殘照干焉夕挂輪奐之盛可勝道哉先是□夫人之長男輟供職于行朝委都征於雜務得　佛牙一顆大踰方寸牙上得舍利七百餘粒若珂□之質寶壜光射疑國兵之未分氈灰色交訝海龍之反施夫人且曰遺□蘊安葬是祟苟非堅固必貽後悔旁出之乾位有孤峯曝焉碧石嶔崟固□巔未遂募工鑱鑿深逾數丈石之開有文若花葉芬敷之狀厝窆之日衆數百人約不納而集有祥雲蓊地彌覆其上逮至吉時則陽景舒光不差晷刻葬已□合郁郁如初遠近見者咸警異之時咸雍五年九月九日也明年十一月既望□前後共三夜光氣燭天見者數千人復就石龕之前架一小殿殿則三聖寶八像相阿羅漢之容悉皆具焉賜谷欲暝曦輪將墜舍利之影落覆邱堯則太師公之遺墟承蔭其下若非巧入心匠神開志端則揆事之長孰能與於此凡巨細之費餘於二萬緡□□之績就於十二載工徒之役算日酬庸驅籍一毫不取皆賢夫人鬻匳飾減衣御之爲也寺既成必假衆以居之遂延僧四十人有講則復益二□□□僧既居必資食以給之遂施地三千頃粟一萬石錢三千貫人五十戶牛五十頭馬四十疋以爲供億之本咸雍六年冬事達黈聽上用嘉之勅賜曰靜安寺獎勤意山賁山藍也恭惟夫人以慈□接物類以沖澹卻紛斷而後行力致者皆爲軌法仁以成性身至則自是道場遂能挺不退之至誠集無上之良福與夫桂陽追愛起祟義于隋朝陳妃施財造逮元干晉代固可同年而語矣夫人二子長曰佶禮賓副使銀青崇祿大夫檢校右散騎常侍同知利州事兼部內巡檢次曰特里德皆根乎善本協彼勝心宏助之功詎能詳述大哉敞阿蘭若之靜姿像薄迦梵之遺形所祚禱聖祚垂鴻固蘿圖千浩苦刼群靈獲祐趣花藏子他生又何止延九族之修齡薦三代之冥福而已哉入興公才非半

古識不照隣自服爲吏之勞頗滯攻文之思玆承勤請未易固辭撫寶寶坊旣盡一時之勝槩□英琰篆願垂千古之休聲銘曰

神邑浩壤　六街棊布　雖敞釋宮　不無垂圬　□峯幽寂　萬載□閑　雖閑禪寶　是勞躋攀　帝畺□隙　川岐易造　能闢勝場　乃得中道　都會百里　嵐光數程　山參而□　崗橫如平　□□夫人上玆拂地　結構瑰琦　規模壯麗　正殿巍立　危樓對森　烟梵凝碧　朱甍疊陰　寶像中存　□□攸見　月伴高佛　雲□□□　號□□土　□開□□　□祐膺君　□□含識　□庇我華　宗資乎幽冥

靜安寺は大寧城の南約五六里の老哈河南の小楡樹林村にあり。「熱河志」に「靜安寺在大寧故城南十家兒村遼咸雍間蘭陵郡蕭夫人建碑字漫漶不可讀寺址尙存」とあり。

平泉·李祐墓幢記（遼·天慶三年）

太遼惠州西城東廂業農隴西李祐伊人夙稟貞純生全淑善心無改於歲寒志恒存於忠孝乾統九年九月二十一日寢疾而傾逝春秋六十五偶妻李氏所育三男長男業經沙門僧元才次男忠益少男忠言復生三女長女謝哥適彭城劉孝仙次女勝哥少女禪哥天慶三年九月二十五日癸卯遷葬於歸化縣壽山之陰不彫不盡不廟不碑不傷財不勞力唯立聖言幢一坐高一丈五尺八隅一層上覆下承死曰業經沙門僧元才等所建也命鄉貢進士李忠益爲記旣死因書二四句偈讃云

斯人旣歿　風颺猶存　出言有則　盡孝堪論　勒名□□　□□□□　惟曰崇善　慶流子孫

熱河省平泉縣北舍利輝棚欄罄子の喇嘛廟内にあり、八面倶に字を刻し半ば梵字なり、「承德府志」に「幢存在州治北舍利輝棚欄罄子喇嘛廟中幢八面鐫字半是梵書經語不能識」とあるもの是なり。

凌源·僧智福經幢（遼·乾統九年）（第四二圖下）

佛頂尊勝陀羅尼曰（額題正書二行府北郭長使寨僧智福幢子一所　年八十四生前記　李拱旱乾統九年立　李世己（以上下題名）

原石は旅順博物館藏にして幢は八面あり、高さ約二尺六寸、第一面に上記を刻し他の七面は凡て梵文なり。

寧城·遼中京址寺僧捐資碑（遼·年代不詳）

中京管内都僧錄崇大夫檢校太傅□妙大師賜紫沙門　施銅僧衣壹對□□□　中京管内僧錄判官謹行大師賜紫　施錢兩貫文僧雲淨僧智鐲□□□□　開泰寺首座億□光大師賜紫　施錢兩貫文　智詮守□

鎭國寺顯正大師賜紫顯正施錢壹貫文志淳□□□□息燃師□　禪寂寺智覺大師錢壹貫文運志運□運□□法□

開泰寺賜紫□□大師施錢壹貫文法詮德□□寂宇道善常非扣開泰寺賜紫□□大德施錢壹貫文鑒開□寶□□法宗運鮮省運□性

開泰寺賜紫報恩大德施壹貫錢文道式□□紹禀□威法朱路□□可成

開泰寺希聞大德賜紫施錢壹貫文沙門法親弘寶惠□紹躬智徹惠豐

開泰寺精修大德賜紫施錢壹貫文三學寺主□行大德□□秘□□□

禪寂寺□□大師賜紫　三學寺律法師淨業大德賜紫開棄寺臨檀大德紹隆

戒學院□□大師賜紫　三學寺論法師運志鎭國寺主雄進大德沙門德造

知光院前成州管内僧政弘敎大德賜紫開泰寺講法花上生經□意十方講院嚴淨
新羅大師開泰寺□□論希見大德開泰寺倚座開敎大德繼宗□□三學寺□法師詮常大德賜紫開泰寺□
□大德繼英開泰寺智閏

鎭國寺前倚座□□大德智雄□□□□子□鎭國寺□三沙門□□
鎭國寺前主超悟大德□□沙門□□□

遼の中京遺址(大名城)にあり。遼金、何れの時代に屬するものなるかを明かにしがたし。なほまた大名城址附近より出土したる墓誌ありて、大遼故朝散大夫行尙書職方郎中知大理正飛騎尉賜紫金魚袋孟公墓誌)これにして壽昌二年のものなり。

次に當代の墳墓發見遺物と推すべきものに次に擧ぐべきものありて、孰れも輓近の發見に係り、舊熱河省內に限りて發見せらるるものなることにおいて滿洲發見遺物として最も興味ある關心を齎すものなり。

(四) 古銀銅面

一

京都帝國大學文學部考古學敎室藏品中に薄き銅及び銀の板を以て打出せる四個の假面あり。大正十二年、山中商會の支那古美術展覽會に出品せられ其後同大學の手に歸したるものなるが、當初「秦銅面」と稱せられたるものなり。これに就いて同展覽會の出品物を編纂したる大村西崖氏は「獲古圖錄」中に此銅面を輯錄して說明するに「假面　四枚あり、其一は銅鑠、其二は銀鑠を槌して之を作り、銀の二面は全からず。鎚鑠の假面は未だ曾て金石の著錄に見えずと雖も、北隴蒙古の境に於いて葬る時、屍の面を掩ふに用ゐし物なりと云ふ。今後更に類品の出土あらば其時代等の考證を得ることあるべし」云々。

とし、此遺品の出土を以て支那北疆地域なることと送葬に際し遺骸の面上を掩ふものなりと云ふ新資料を提供せられたるものなりしなり。

次で濱田博士はこの四個(第四三圖の形制とそれに附隨して假面の細密なる考古、土俗學的研究を試みられ「古銀銅面考」(史林第十卷第一號東亞考古學研究所收)と題し記述せられ、頗る興味ある資料として關心を拂はるるに至りしものなり。

二

此種の類品の知らるるものは當時においてはこの京都帝國大學藏の四個の外、濱田博士記述中に紹介せらるる英國のデル・ドラゴー氏藏品の銅鑠一個なりしなり。爾來十餘年を經過し、その間類品の存在を聞くことなかりしが、奉天國立博物館の開設と共に湯玉麟舊藏の銀鑠一個あるを知るに至り、玆に大村西崖氏の指摘せる北疆地域の益々依據さるべきものなるを覺えるに至れり。

併るに昭和十年以降今日に至るまで類品の發見さるるもの數例に及びしかも孰れもみな本省內において出土するものなることを明かにするものありて、一層の興趣を惹くものなり。

一　熱河省建平縣出土(銀及銅製)　二個　(島田「史林第廿卷第一號」)
一　熱河省建平縣鳳凰山附近出土(銀製)　一個　(島田「考古學雜誌第廿七號第一號」)
一　熱河省赤峯附近出土(銅及銀製)　三個　(島田「同上」)

一　熱河省建昌縣凌源附近出土(銀製)　一個　(島田「考古學雜誌第廿八卷第二號」)

三

次に個々の形制に就いて記述するに建平縣出土のうち銅鑾旅順博物館藏)は長さ七寸一分、厚二厘弱の薄板を木型の上にて槌起せる打出し浮彫の手法なることは他の諸例と同樣なり。本例は表裏共に甚しき綠錆を呈せるものなるも表面には鍍金を施し金色を輝かせり。これに依るに銅製は金銅とするを以て本體とするものなるべし、周緣部の若干部分と鼻頭及び兩耳を缺損するも顏貌は完形せり。顏面の細部の浮出しは頗る不明瞭にして眉は單に細線を刻して眉毛を現すに過ぎず、眼窩を大きく採りこれに爬蟲狀の眼を引き睫毛を細刻せるものなるによりて眼を閉ぢたるものとすべし。口は僅に上下唇を識別するにとどまり、甚しく部厚き感を與へ、口に接する頤部に倒頂三角狀の所謂天神鬚を密生せしむ。男子の風貌を示せるものと云ふべし。周緣の左右に二個連綴する二對の小孔を穿てるものある事は屍體の面貌に紐を以て結べるものなるべし。

次に銀鑾旅順博物館藏(第四四圖下)を見るに額上部の一部を缺失する外は兩耳を副へ完全し、現存部長さ六寸五分をなす。眉と鼻とは連續し、眉には著明なる刻線を施し、鼻孔を穿つ。眼は裂孔するも特に聞く且細やかなることに特色あり。而して率直に受けるこの面貌の表現はかの希臘ミケーネ古墳發見の黃金假面に類肖するものあり。口に裂孔あれども殆ど形式的となれるも、鼻唇溝は深く現されたり。上唇部に細線を刻するものあるは恐らく口髭を表せるものなるべし。鼻側より頰に至り八字狀の溝線を示し、頤部には簡略されたる天神鬚の外に頤鬚を密生せしむるものあり。周緣の耳より頰に亘りて三個及び耳端に一個づつの小孔を穿てるものあり。

本例は明かに男子を示せるものなることは云ふ迄もなく、稍々寫實的の風貌を見ることを得べし。

以上の銀銅面の外に銅製の足網及手網の伴存遺物ありたり(第四六圖)。即ち足網は長さ七寸五分を有し、尖端は尖りて稍々上向し底部直平にあらずして內側に著しく彎曲するものなり。履沓としての形式よりも寧ろ足脚に適應する形態を採れるものと云ふべし。網は青綠せるも、銅製の徑三厘內外のものを以て編み上げたるものなり。この足網の內部にはもと足部を覆ひし布片の殘缺あり て、麻布を以て幾重にも繞らせるものなり。

手網は二個ありて兩者とも長さ六寸內外にしていづれも右手に屬し、手法は前者と同樣なり。

四

次に建平縣鳳凰山附近出土の銀鑾旅順博物館藏、第四四圖上)は面長六寸五分を數へ、右眥の一部を缺失する外は兩耳を具備し殆ど完好するものなり。

槌起しの手法は比較的明瞭にして兩耳は遊離するものを蝶番を以て嵌入せしめたり。

赤峯附近出土には三例ありて、其一例なる銅鑾旅順博物館藏のものは十數片に破損し且つ全形の三分一を缺失するものなり。一例は銀鑾旅順博物館藏、第四五圖上)にして面長六寸五分を有し、打出し手法等に異なるもの なし。一耳を缺失するも前例と同じく遊離式となれり。

なほ又一例は同じく銀鑾旅順博物館藏、第四五圖下)にして面長六寸七分、全面に青銀鎏を帶ぶ。兩耳は造り出しにしてまた槌起の手法も簡素と云ふべし。一見著しく童顏的の表現を與ふるものなり。本例には伴存遺物として銀製の腕輪一對の發見せらるるものありたり(第四六圖)。腕輪は幅三分弱の帶狀銀製のものを螺旋狀に七回輪を作り其兩端を折り曲げて輪に通し伸縮を自由ならしむ

るものとせり。

次に凌源附近出土の一例もまた銀鏤にして、面長七寸三分、兩耳を固着し、面貌は他例に比し稍々面長となれり。槌起の手法は簡素の域を脫せず、前例に近似する樣相を認めしむ。本例には伴出遺物として銅製沓の底面二個を發見せられあり。いづれも長さ八寸八分、幅二寸五分を有し、周緣に沿ふて多數の小孔を穿たれあることは或は皮革又は布類乃至金屬に結合せしめたるものと推測せしむ。

五

以上の諸例に見る如く孰れも古銀銅面は熱河省内の發見に係り、伴存遺物によりても墳墓發見のものたるは論を俟たずして明かなるも如何なる墳墓の形式なるや將又如何なる時代のものなるかを充分にしがたきものなり。

諸例のうち、銅網手足を遺骸に附隨せしめたるの考古學的事例には未だ曾て聞かざるものにして文獻にも寡聞ながら散見する所なし。

しかるに玆に興味あることはかの遼代帝陵發見の契丹墓碑を集錄して刊行せられたる遼陵石刻集錄下に所收されたる劉振鷺氏の「遼永慶陵被掘記略」(藝林第三十二冊)の文中に「其中遺骸男女都有男骸衣甲及袍服殆皆殉葬歟此諸骸骨有委於地面者有陳於石床者更用銅絲罩護其全體者石床上每一骸骨上石壁之間皆懸字則未得見蓋民國三年之開掘並未舁出契丹文誌石也」云々とするものにして、この銅絲を以て遺骸を纏ひしものなりと云ふ事はすくなくとも信を置くべき事實なりとすべく銅絲云々は注意すべき事項にして蓋し本例の如きものを指せるものなるべしと想像せらるるものなり。

但し本例の如きは遺骸の全體を包藏せしものの部分的なるものなるか否かは容易に推斷し難き

ものにして、或は個々の手足にのみ適用せられたるものなるやも測り難し。

いづれにするも斯の如く銅網を以て遺骸の全部又は一部分を包藏する風習は古來漢民族の葬慣にあらざることは又古銀銅面と共に推測さるるものなり。

由來漢族の葬慣を示現する北鮮及び南滿洲の漢代墳墓における遺骸において此種の假面及び銅網の伴出を全然聞く處なく、また支那本土においてもその著錄するものの無きことは一層この感を深からしむるものと云ふべし。

たゞ玆に一例すべきものは滿洲國吉林省高麗城址附近の墳墓發見と稱する鍍金銅製假面旅順及京城博物館藏第四七圖」ありて面長四寸餘あり、鑄銅にして部厚く頭頂及び耳朶に一個宛の小孔と裏面に環を有し、もと懸壁のものなりしを推定せしむ。而して面貌著しく特異性を帶び高句麗代のものと推定せしむるものあれども、果して假面として役立たしめしものなるや否やを明かにしがたし。

他方、漢族文化の影響に依りてその葬風を如實に遺存する最古の遺骸として今、旅順博物館に收藏せらるる約十體の中央亞細亞發見唐代高昌國人の個々に就いて見るに顏貌には麻、絹等を以て掩ふるを常とし手足も亦布帛を以て包み纏ふものとせり。

之を要するに漢族においては葬送に際し、遺骸の面貌及び手足等を特に布帛等を以て被ひ又は纏ふ習風の遺存するものあることを知るものなるも、假面又は銅絲等を被覆する習風のはたして那邊の影響に基くべきものなるかに就いては窺知し難きものあるを覺ゆるものにして今日においては發見地域と相俟つて恐らく北方系民族の葬風として認むるを以て穩當とすべきが如し。

濱田博士は世界諸民族の間に行はれたる假面の使用に關する事例並に假面着用の習俗について周到なる考證を擧げられ、最後にその製作の年代觀に就いては或は支那土偶との古拙さの親緣を强調するにおいては漢代又は秦代とするに若干の所緣を見出し得べきも、要するに精確を期し難き樣式の遺物なりとし、年代觀の如何よりも寧ろ北方系民族との連關を指摘せらるるものありたり。この事は本省發見の益々多きを加へたる今日、其妥當なるを一層覺ゆるものなり。

京都帝國大學所藏の假面は本地發見例の一般に比するにその面貌著しく漢代土偶の古拙なるものと類肖するものあるは否み難きことなり。これは或は特に女性を表現せる爲め必然的の傾向とも見受けるものなり。いづれにしても斯かる特異の遺物の存在が熱河省に限定して發見さるることは將來これが如何なる墳墓にはた如何なる年代の所作なるべきかを明かにすべきものにして、今日においては所作年代に就いて容易に推斷を許さざるものなるも、試みに遼代にその上限を置くべきものとするのみなり。

(五) 鷄冠壺

一

所謂鷄冠壺と稱する古陶壺は滿洲における最も關心を嬰されつつあるものにして、これ亦舊熱河省內において主として發見せらるる特殊の陶器なりとす。

此種の遺品は奉天國立博物館に逸早く蒐集陳列せられ、幾十百個におよぶ特異なる形狀は支那古陶磁に多少とも趣味を有するものにありては一つの驚異的の存在とさるるものなり。爾來類品の出土するもの漸次多きを加へ奉天博物館の外、旅順博物館第四八圖』にも若干を蒐集するものありて、

益々關心の度を深めつつあり。

二

本遺品はもと熱河省に古居せし湯玉麟一派により所在古墳を發掘して獲たるものを奉天博物館の公開せらるるに及び始めて世に紹介さるるに至りしものなりとす。

黃綠白の各色を以て夫れ〳〵施釉せられたる本遺品は確かに古陶として愛玩するに相應しく、況んや新興滿洲國のみの所產とせらるる點において滿洲古陶磁の有力なる事象として將來益々興趣を深めしめるべきものなるを疑はざるものなり。

三

鷄冠壺と稱する陶壺は今日においては主として本省內の各地と錦州省に出土するものにして、所在の墳墓に副葬せられありしものなることは殆ど疑ひなきものなるも、今日に至るまで未だその確葬狀態を明かにする墳墓の新事例に接せざるは甚だ遺憾とするものなり。此種陶壺の滿洲國內において出土せるものの最も早き報告は既に鳥居博士の蒙古踏查の際、巴林附近にて獲得せられしものあり。されど鷄冠壺なる名稱は近時において使用せられしものにして、所在土人の命名に係り、此種類品に或は馬鐙壺と名づくるも又土人によつて呼ばれたるものなり。一般に鷄冠壺と總稱するも各種各樣ありて幾種類にも型式分類を試みらるべきも、今此種のうちにて最も典型と爲す所謂鷄冠壺に就いて記述を試みるものなり。〔島田「滿洲國出土の鷄冠壺に就いて」考古學第八卷第一號〕

四

典型的なる鷄冠壺は一般に通高七八寸ありて圓形の器臺を有し器腹膨張し、上方に向ふに從ひ扁

平を爲す。即ち提袋狀の形式をなすものにして、上方の一方に偏して注口を設け、さげるに便せる上方は偏平なる袋狀をなすものなり。（第四八圖3）この袋狀が宛かも鷄冠の形を呈し、よつて名づけられたる所以なりとす。

鷄冠壺と名附けるものの內器腹部の膨らみ更に強く、且其製作において素燒磨研土器を通例とするものあり。これには上部の鷄冠狀は著しく不整となれり。

以上のものは所謂鷄冠壺として代表的の形態なるも、この鷄冠狀の部分が把手となれるものすくなからず。（第四八圖4）型式學的序列より見れば把手狀のものは明かに後出のものなるもこの兩者はもとより同一に存在するものなり。

この雞冠壺と稱する一群の形狀は誰れ人も首肯する如くもと提袋に素因するものにして、元來動物の皮袋を容器とせる形態を陶器に模せるものなりと推察するに誤りなかるべし。此種の類品中において器腹部に幾條かの隆起縱線を現はせるもののあることはその縫合の痕跡を示せるものにして日本古墳出土の皮袋形祝部土器と其規を一にするものなり。

雞冠壺には斯の如く器腹の膨らみが其祖型において單獨又は數枚の小皮を縫合してなせるもの外に兩側は夫れ〳〵一枚の皮より成り、左右兩側においてのみ縫結したる如きものの一類ありてこの式を馬鐙壺と稱す（第四八圖12）。此手法に屬するものは器腹の膨らみ特に大ならずして稍々扁壺式に類す、而して前の雞冠狀をなす所はこれにおいては紐を掛くべき二個の紐座を設く。此式の縫合形式は現用の軍隊携帶用鞄に類するものなることを推すべし。而して此式のものには器體の兩面に素筒ながら一種の唐草文樣を線刻し、綠釉を施せるを以て通有とし綠釉は往々にして美しき土中水銀色を呈するものあり。

五

祖型を動物の皮革に發するものとするにおいては少くとも狩獵遊牧の生業の傳統により特殊器形として模作せるものなりとすることは最も穩當なることなるべく、斯樣に動物の皮革を以て水袋と爲すことは多くの民族において見る所にして種々の興味ある事例を殘せるものなり。

今東亞においても此種の形狀を陶器又は銅器に模し、その祖型を類推せしむるものあり。即ち著例として「缶」を擧ぐべく、漢代古銅器中にも見ゆるものなれど日本にては古く「保止支（ホトギ）」と名附けられ、上代古墳より出土する祝部土器中の「橫瓮（ヨコベ）」即ち俵壺と稱するものはこれに擬せらる。この「ホトギ」なる語は朝鮮語の「パタンギ」と「ホトギ」は滿洲蒙古の言葉にて猪の意を有する「ボトン」と關係あり、猪皮を以て作れる水袋を「ボトン」と云ひ、これが「ホトギ」「パタンギ」に轉じたるものなるべしとは既に鳥居、白鳥博士等の提唱せられたる所にして興味ある學說をなすものなり。

また日本古墳中より出土する提瓶も提壺として橫瓮と關係あるものにして、濱田博士はこの兩者の同源說を提供せられ且つ世界に分布する此種の土器の發達並に形式其他につき興味ある大集成を試みらるるものありたり。（濱田博士「提瓶考」『東亞考古學研究所收』）

漢民族の古くより使用する扁壺は即ち提瓶の一變形にして今なほこの形式のものは鮮滿支を通じ襲用せられつつあることは周知のことなりとす。而してこれまた水袋より發したるものなることは明かなる所なり。

上來記述せるものに徴して雞冠壺は同じく皮袋より導かれたるものなることを推定するものなるも、その形態において稍々特異形をなすものなる事は注口部の傾くまで一方に偏せる事なり。多くの此種のものが注口を中央に置きその左右の肩に把手又は耳を附するの手法なるに反したることが本遺品の器形をして一般の提瓶と異りたる類型たらしめたるものなるべし。皮袋における注口部は他の適當なる資材よりなる圓筒形を造りこれを緊縛又は嵌入したるものなるべし。

雞冠壺において祖型に近きものは器腹部はあくまでも膨らみを有し、比較的短長にして此式を以て所謂「鷄冠壺」と名附くるはよく其特徴を看取せるものなり。しかるに漸次これが形式化せられるに及び器腹部の特色ある膨らみを減じると共に器長を加へるに至る。而して器形より受くる感は東方的なるもののうちにも尚外來的の趣致を推測せしむるものありと云ふべし。

一般に雞冠壺は素燒壺を除く外は施釉として白釉、綠釉、黃釉等を專らとするものなり。

七

所謂雞冠壺はその祖型を水袋に發して遂にこれが陶器に移されたるものなることを述べたりしが、これが出土する地域については今の處、滿洲國の一局地に限定せられあることは一層興味を惹くものと云はざる可らず。由來、舊熱河省の地域たるや既に古く漢族文化の北漸浸潤するの地にありたるも、尚且つ北方的民族の古居して常に遊牧的生業を專らとするもののあることは云ふまでもなかるべし。さればこの地域には自ら兩者民族の表現する特殊的なる文化所産のありしことは曩に多く述ぶる所ありしものにして今又た雞冠壺の一群は確かに斯かる環境によりて所産せられたるものなりと推すものなり。

而してかかる形式の古陶の製作年代等について今、充分なる資料を缺くものなるも大體において遼代を中心とする遼金時代の作例と推すことに大なる誤りを見ざるものと考ふるものなり。

馬鑑壺は一見頗る古調を帶び或は支那六朝期の古陶樣式を髣髴せしむるもの無きにしもあらず。されば或はこの古調を帶べる一群は既に古くより北支那方面に存し、第二次的として所謂鷄冠壺の一群が稍々時代を下降して盛行せられたるものなりとも考へらるるものにして、なほ此點につきては將來の調査に俟つべきものとすべし。

由來、滿洲發見の古陶としては撫順地方における天目系宋窯式のものを以て著聞とせられ、唯一的の存在を爲すものに外ならざるものなり。鷄冠壺を作成せし窯址は必ずや舊熱河省内の地に發見せらるべきものなるを確信するものなれども、茲に地域を限定して出土する此種の陶器の頗る異色あるものとして、滿洲國における古陶器の新例として誇るに足るべき資料たるを失はざるものなり。

因に最近、熱河省の各地において往々均窯の完存する盌類の出土するものあり。製作年代は元代に置かるべきものなるも滿洲において所産せられたるか否かは將來その窯址の發見を俟ちて明かにすべきものなり。最近熱河省建平附近にて山崩れの際出土したりと云ふ十七個の一群は殆んど完全せる盌類にして底面に「千戶家」又は「程千戶」と墨書し、その所用者を明かにすることにおいて一層興味あるものと云ふべし。

四　金時代の熱河省

（一）交　通

金はツングース種の女眞族に屬し、酋長完顏阿骨打即ち金の太祖の即位（西紀一一一五年）建國に始まり、治世百二十年にして蒙古に滅されたるものなれども滿洲の地に興り、しかも遠く支那中原の地に進出し、黄河を越え淮水を以て宋と境を接せしものなり。

金代における滿洲の疆域は上京、北京、咸平、東京の四路に分たるものなり。

上京路の會寧府は今の濱江省阿城の東南に在る白城はその故地にして、建國の初め國都とし、後ち燕京即ち今の北京に遷都するまで約四十年間首府として榮えしものなり。哈爾濱博物館を始め、京城帝國大學の鳥山喜一、園田一龜氏等の調査ありて遺物と遺構とを世に紹介せらるるものありたり。鳥山氏（東京城と白城）京城大學刊、園田氏（金の上京白城に就いて）考古學雜誌第廿九卷第七號）

北京路は東蒙古にありて西喇木倫河と老哈河との流域を含める地域に屬し、本省は多くこれに含まるるものなり。この地域に更に四府十州を置きたり。

大定府（今の大名府利州（今、建昌の東北十餘邦里の大城子）錦州（今、錦州）義州（今、義州）瑞州（今、山海關の東北の前衛城又は前屯衛と呼ぶ）

廣寧府（今、錦州省の北鎭懿州（今、錦州省の章武）

興中府（今、錦州省朝陽）建州（今、朝陽の西北黄河灘の喀喇城なりと推す）全州遼代には豐州と呼ばれ興

安西省の西喇木倫河と寧罕木倫河の合流點附近）

臨潢府（遼の首府上京の地にして、今の興安西省林東の東北の波羅城慶州（臨潢府の西北、白塔子附近）

興州（今、熱河省灤平の西南、喀喇河屯）泰州（今の松花江と嫩江との合流點附近）

以上の如く北京路は今の興安西省、熱河、錦州兩省を含み、南は長城により支那に接するものなりしが、北邊は所謂邊堡なりしものなり。邊堡とは蒙古地方の遊牧民族の侵寇に對するものにして、所々に堡塞を設け之を連ねて一線としてこれを邊堡と名づけしものなりと云ふ。

咸平路には咸平府（今、奉天省開原）韓州（奉天省八面城附近）あり、東京路は遼陽府（今、遼陽）澄州（奉天省海城）潘州（今、奉天省鐵嶺の東南）蓋州（遼の辰州にして今、奉天省蓋平）復州（奉天省復州）來遠州（遼の來遠城にして鴨綠江下流の島中に設く）婆速府路（鴨綠江下流の今、九連城附近等に區劃したり。

次に交通路として宋に通ずるものは次に擧ぐる所謂南道に重きを置きたるものの如し。即ち燕京（北京）通州（同名）薊州（同名）灤州（灤縣）遷州（山海關）錦州（同名）顯州（廣寧の東南）瀋州（奉天）銀州（鐵嶺）咸州（開原）韓州（四平街）信州（懷德）黄龍府（農安）達河塞（雙城）會寧府（白城）となれるものなり。

當代における遺跡として滿洲に遺存するものの著名なるものは前に記せし白城の上京會寧府址を推すべく、また多くの塔塔は當代に屬するものの多きことは既に述べたる所なり。墳墓發見遺物においては新京附近石碑嶺所在の完顏婁室墓發見遺物旅順博物館藏、鳥田「滿洲吉林省石碑嶺發見金代遺物について」考古學雜誌第廿八卷第四號）のそれにして婁室は金太祖阿骨打の遼天祚帝追跡の征戰中に歿し、弟太宗帝位に即き太祖の遺志をつぎ征戰を續行するや深く内蒙古に進み餘睹谷において天祚帝を擒にせるものにして天會八年歿す。

碑石としては吉林省小城子所在の完顏希尹神道碑（金、大定十七年）は當代における有數の巨碑とし
て著聞さるるものなり。〔園田一龜氏〔金完顏希尹の墳墓に就て〕考古學雜誌第廿九卷第二號〕今、本省内
に存在する當代のものに就いて見るに

赤峯・靈峯院千佛洞碑（金・皇統三年）

靈峯院千佛洞碑

伏聞古人有言曰士以功名爲貴然論事且作事難
名豈少哉故成世之所難爲者乃人之眞能事也矧茲縣之東南有山曰遮蓋山旁山而溝溪有道場焉相傳以
遼乾統三年有西山院天台法師鑿山穿石前以成殿後以環洞焉遂卜口此山得名曰靈峯院後遭兵火寺如
縣磨迄至

本朝皇統辛酉歲有僧惠學邑司等請中京資聖院僧遵說乃嗣興者實化草萊欲成金碧遠近居民試往諭
之欣然同施人歎其祥於是傾材献力遂崇成耳各發一念願心匠成千佛石像自爾一新頗有石國之規模也
故不數年而大廈澜山凡所以尊崇經象安養聖賢無不稱事薄俗睦稜寧難振大緣難成非其時不興非其人
不能更二世而補破支壞粗合苟完可謂積弊矣空山之間四旁州縣遠徹故作新費以鉅万可謂大緣矣靈峯
鐘梵非斯應有而驚動此其興之時也休言屋上蓋屋不知錦上添花未息小大孤疑又須分疎露布子初崇墓
畠墳罕窺丘伋昔占龜頭之署素遠慈和今覩螭首之文盍口溫潤　銘曰

縣之東南　有山孤嵐　名曰遮蓋　雲影巃嵸　磐山爲殿　豈無長鑱　環洞
垂碧　周匝綿石　中藴七寶　玻瓈連壁　卜築成院　名曰靈峯　百里響應　四民影從　未逾二紀

奉議大夫驍騎尉　劉子初　撰

兵火相勝　王者流謙　屋如懸罄□□□式丁□□□明時　民各得宜　里人歸善　孝義且慈　命
僧遵說　嗣聲孤絕　示無礙法　皷霹靂舌　一念□定　千佛像成　我作銘詩　日月齊明　皇統三
年七月十五日記　中京大定府長興縣鄉貢進士　杜彥臣書

都綱沙門曉和　匡主沙門惠學千佛　沙門遵說僧善週□□僧惠來僧惠□僧惠□僧惠□僧惠靈僧惠彥僧惠聞
僧惠度僧惠作僧惠方僧惠温僧惠行僧惠悟僧聞敎僧恒靜僧即如僧善悟僧惠善都提點趙孝慈邑政趙瓌
舉事趙璠邑判陳彥副判趙倫許誠趙孝琪趙衍李文嵩馬嵩鄭孝安劉壽副提點劉忠信邑長孫公彥監造邑
錄梁國寧韓祥梁永和高誠張孝仙趙樊趙公彥張君祐任公壽劉善

熱河志に〔靈峰院在八溝北翁牛特境内遮蓋山山有千佛洞今名大碾子洞有金皇統三年靈峰院千佛洞
碑奉議大夫驍騎尉劉子初撰云々〕とあるものこれなり。今、現存し碑身高四尺四寸、幅二尺四寸あり。
窟内の飛天浮彫に遼代の手法を今尚殘すもののあることは前に記せし所なり。

豪源利州精藍寺第一代蓋公和尚行狀銘（金・承安五年）

碑は凌源の東北の大城子より出土せしものにして熱河志に〔精嚴禪寺在塔子溝東北大城子土人掘
地得全碑一爲利州精嚴禪寺第一代蓋公和尚墓銘〕とありて同志に全文を錄するものあるも未だ原
石の所在明かならざるものなり。

熱河・劉惟幸經幢（金・大定二年）（第四二圖上）

第一面　佛頂尊勝陀羅尼幢

第二面より第七面に亙り經文を刻す。第八面四行正書に

夫　儒乘五典宣孝道以居先釋演三乘衰報恩而最上愚既知之敢忘恩祐者矣是乃特建經幢分報洪恩

唯願沉魂滯魄速離幽壤之鄉朽骨遺骸棄有登天之路奉靈櫬於新塋立銘幢爲永記　尊靈者劉惟辛妻王氏生二男長世詮妻張氏次男世□妻二李氏張氏女一張郎婿　石匠韓　從正

大金國大定二季歲次壬午七月丙申朔初二日丁酉乙酉孫男婿劉　趙氏等　建記

原石は旅順博物館にあり。臺座共に總高約七尺二寸にして上下二段に分たる。下段八面、上段隅切りの八面(全部梵文を刻す)を爲す。

また承德特務機關構內に所在する佛幢殘石には浮彫あり、當代のものとして見るべし。なほ本省內の各地に石人溝又は石羊石虎溝等呼稱する地名ありて、今なほ石人石獸を殘すもの往々あり。此等はいづれも墳墓の前庭に並列せられたるものにして、如何なる年代に屬すべきかは充分に明かにする能はざるも多くは當代又は遼代に屬すべき所謂遼金時代の作造として見るべきものなり。

豐寧縣第一區石人溝
平泉縣第一區柳溪鄉界內石虎牌
凌源縣第一區石羊石虎溝第四九、第五〇圖
烏丹縣(國公府村)　元代
等に見るべし。

五　元時代の熱河省

元史地理志に依るにその領域はこれを遼陽、廣寧府、大寧、東寧、瀋陽、開元及び合蘭府水達々の七路と咸平府及び十二州十縣を存し、外に五萬戶府を設くるものなりしなり。

熱河省內は以上のうち主として大寧路に屬するものにして、大寧路は金代の北京路とその境域を同じくし、初め武寧路と名づけしが至元年間に大寧路と改む。其路治は遼金時代の大名城なる大定縣(後ち大寧縣と改む)を以てす。外に六縣九州あり。本路の境域は東は廣寧府路に接し、西南は灤河に界し、西北は赤峯縣に達し、東北は阜新縣邊に亘るものとせらる。

(一)　墓　誌　類

當代に屬する本省內發見の墓誌其他に屬する金石は古書に載籍せられたるもの比較的に多く、承德、烏丹、凌源附近に見るべし。

凌源·雲峯眞人康泰眞墓碑　(元憲宗六年)

碑は凌源縣城の東北の長壽山中にありと云ふ。熱河志に「建昌縣東北六十里大城子西山有元雲峰眞人康太眞墓碑」とあるものこれなり。

凌源·利州長壽山玉京觀地産傳後弭訟碑　(元·至元二十四年)

碑は凌源縣の東北長壽山中にありと云ふ。熱河志に「玉京觀在建昌縣東北六十里大城子西山有玉京觀舊址存元至元二十四年李察撰利州長壽山玉京觀地産碑」とあり。

承德·重修敵樓山天宮禪院碑記　(元·至元二十六年)

承德府志に「竹林寺、在府治東南一百六十里、白馬川之敵樓山……寺內又有元至元間重修敵樓山天宮禪院碑記：竹林院殆即天宮禪院故址とあるものこれなり。

凌源·月華山林泉禪寺地産碑　(元·大德三年)

承德府志に「在縣東南一百八十里之月華山有元僧無際撰碑額曰大寧路惠州東錦川鄉月華山林泉禪寺報建地產四至碑字完好」とあるものなり。

烏丹・全寧路新建儒學記（元・泰定二年）

篆額　全寧路新建儒學記

全寧路新建儒學記

大德改元城全寧全寧折盧州□□□□□□

皇姑魯國大長公主

駙馬濟寧王報□□城之□殿爲王□

聖人□拱□□充名□□□□□□□□□

皇元

列聖承休尊□□□□□千□□□□□□

名王内族戚皇勳伐師古通經以相□□□

□□□□□□□□□□□□

王□地其有學也固宜城之東爲高州南北爲大寧□□□是以□□□郡國有學全寧大德是宜世爲□□

□□□□質學以說□□□□

□□□

集賢大學士□□□□□□□□□

承事郎□□□□□□□□□

□□□□□□□□□

德□□□□□□□□□

王室也嗟乎□□□□以上而□□□其淳□

□□□□□□□□麗譙□□後春秋

其範□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□

□說□□□□□□□□□□□□

皇姑

駙馬今

皇姊大長公主稟性知學□□□□

舅姑既往之志□惠斯文以敎道結人□

魯王溫恭敏學于道以孝世世舅甥

皇家福寧詎可涯也全寧俗淳可□魯以禮義固

聖人之□經□□行夫子子孫孫尙繼之以敷遺後人□以□志前人是爲□

泰定二年□□在乙丑□月

烏丹城の關帝廟内にあり。赤峯縣志に「查此碑碑頭陽面有漢篆全寧地新建儒學記八大字上半截每行尙存數字下截殘缺不眞」とあり。全高九尺八寸、幅三尺一寸、厚一尺一寸。

烏丹・大元同知徽政院事張氏先德之碑（元・至順四年）

篆額　大元同知徽政院事張氏先德之碑

大元同知徽政院事氏先德之碑

中奉大夫内□□□□臣　馬祖常奉旨撰

正□大夫禮部尚書監□會同館事臣　曦　曦奉旨書

朝列大夫□部□□　臣　尚師簡篆　額

皇太后既全□有家於

明宗皇帝之子師保大臣協恭寅□□□有曰内外臣庶翕□□悦謳歌道□乃□□徽政院事臣住童而言曰　宗廟社稷之事則大正矣子何憂焉若昔先妣

皇姑徽文□福貞壽大長公主□□□□來嬪

帝□克享終始

□儀天下玆□公主之敎而何敢□□□子引有志□□□蘭□謹小心予追□□極之報

先皇帝假汝□中政使□□祖考□□□□道愼之引者思□言勝者也臣□□拜而對曰臣今又叨貳徽政

寘過□罪世出

太后陛下父□□

太后孝思父母推及臣先臣□□　□□之□□請刻之□□以□臣子□□□而勉焉諭臣祖常製文謹按臣

住童系本張氏分諜亡所自三世而下籍雍吉剌部雍吉剌

□之　□□對於□□□□家爲世婿□□於　□□食□□曰全寧曰應昌張氏居全寧者四世矣祖諱伯

祥贈嘉議大夫同知太常禮儀院事上輕車都

□追封清河郡侯祖妣王氏追封清河郡夫人考諱應瑞攝魯□傳贈中□□南江北等處行中書省參知政事

護軍追封清河郡公妣剛氏追封清河郡夫人臣稽於載籍

富貴利達雖間有□致然□有世德啓廸之功則善慶之道不□□臣住童名位不大顯於時備陪臣於異姓一旦由陪臣布烈官

天子之朝侍講集賢學士中奉大夫資善大夫中政使存者享僭錄之崇□者□□之美而又有勞有勤暴著中外豈非有世德啓廸之功者歟不寧惟是天曆之初大臣建義迎

先皇帝□今中興□使者於□以濟大事

先皇帝嘗嘉賞之□□□都督□氏封清河郡夫人子三人長□□□□徽院事□脩宿衛次卜蘭爰是於法□應銘矧敬承

太后之旨□□□□□而□銘曰

維張□氏　始□清河　載合載□　其支則多　全寧□□　□□□□　爰有張世　譜亡厥系　雖則譜亡　□矣彌昌　姓自我著　全寧之張　光奕寵榮　則其門閭　惟幸則遇　□多□聲　□□公主□□□□　□□□□　而得併禮　張氏先德　潛而弗耀　孫曾發之　□其象有　穹龜□碑　□后媵臣　□官帝□　曰匪□□　□□□□　□□我銘□

至順四季歲次□□□□日建　□□造同副使兼石□局提領□□

鳥丹城東南の國公府村にあり。蒯國公張應瑞に關し、皇太后の旨を奉じて建立せるものなりとす。碑身八尺三寸、幅三尺六寸。

赤峯武德將軍王篤魯班墓誌（元・元統三年）

大正六年頃、赤峯縣の東方土城子附近の莊頭營子にて發見せられしものにして高二尺七寸幅一尺六寸五分、蓋石には雲と海馬とを刻せりと云ふ。〔北城大洋氏著熱河所收〕

烏丹·追封薊國公張應瑞墓碑（元·元統三年）

篆額　大元敕賜故榮祿大夫遼陽等處行中書平章政事柱國追封薊國公張氏先塋碑

　大元勅賜故贈榮祿太夫遼陽等處行中書省平章政事柱國追封薊國公張氏先塋之碑

　奎章閣學士院供奉學士朝散大夫經筵官　臣　尙師簡奉勅撰

　翰林侍講學士中奉大夫知制誥同修國史同知經筵事　臣　張起巖同奉勅撰

　奎章閣承制學士　臣　巎巎奉勅書

　榮祿大夫翰林承旨　臣　許師敬奉書勅篆

皇上踐阼之初尊

皇太后奉以天下之養申命元勳大臣領徽政院宿望舊勞咸在其選于時中政使同知昭功萬戶都總使府臣住童拜榮祿大夫徽政院使已又推

恩降

制贈其三代元統三年春正月

勅翰林院侍　講學士臣起巖　奎章閣供奉學士臣師簡文撰其碑　奎章閣承制學士臣巎巎　書翰林學士承　旨臣許師敬篆其碑首臣起巖等謹按贈榮祿大夫遼陽等處行中書省平章政事柱國追封薊國公張公諱應瑞世爲全寧大家全寧

魯王分地故隸籍　魯邸其祖考諱仲賢秉性純篤忠厚和易樂善而有恒鄉里咸宗敬之常語人曰與其遺子孫以財曷若敎子孫以德財或用之有盡德可博之無窮時人以爲名言以贈孫今徽政貴贈中奉大夫嶺北等行中書省參知政事護軍追封清河郡公妣李氏追封清河郡夫人考諱伯祥謹愿而有志略爲　納臣那演所知擢寘宿衛事必諮問時公生甫七歲已嶷然重厚有成人風　納臣那演子養之及長材力精敏識趣超異於時務尤練達美鬚髯風儀端整臨時謹恪愼重口納臣病凡三年躬調護視醫藥食飮扶掖撫摩時其衣衾之寒燠坐立寢處其側寒暑晝夜無倦色湲遺溲梲褥章更易潔除滌濯人皆以爲難公不少怠也病既愈指公戒其子曰吾病時汝雖天倫至親非不欲竭心力以奉我然疾當隱處亦有不得近者惟此兒勤力精思能知吾疾痛所在三載之久殆若一日病獲痊復此兒力也忠孝若此汝毋忘之及斡羅臣嗣位

世祖皇帝以　皇女公主釐降爲　駙馬都尉思其父之遺訓遇公禮意優厚公事之彌謹俄　駙馬之弟只兒瓦叛挾　駙馬北去幷竊太祖皇帝所賜券公與俱往思有以脫　駙馬于難　駙馬既遇害幷困辱公楚毒百至公曰吾聞主辱臣死吾不難一死以從主於地下順吾死主冤孰自者伺守者懈得逃還訟其事于上事下有司罪人斯得而主讎覓志追索得所竊券世皇嘉之賜楮幣伍佰緡俾歸輔其　主嗣主薨子諦瓦八剌立尙武宗皇帝妹是爲　皇姑徽文懿福貞壽大長公主肇封　魯王開府置僚屬　王念公勞勤以爲請　璽書錫命亞中大夫王府傅壽八十二以終初贈中奉大夫河南行者省參知政事加贈一品以受今封夫人剛氏白清河郡夫人加封薊國夫人而公之老由贈嘉議大夫同知大常禮儀院事上輕都事都尉清河郡侯加贈資政大夫河南江北等處行中書省右丞上護軍仍封清河郡公妣王氏追封清河郡夫人公之子三人佳童大都閫全閫住童謙抑廉謹靜而寡言及臨事剖析曲當大長公主器重之初命嘉議大夫怯怜口都總管天曆初文章皇帝正位宸極遣使通問　魯邸時東藩諸王連遼海兵方旅拒上命恐不利於使者乃潛遣從間道歸彼知其然即執之付上都至則以計獲免旣今贊天開聖仁壽徹懿宣昭皇太后　太主所出也　主灼其忠蓋以

爲滕臣遂躋于朝授集賢侍講學士進資善大夫中政院使提調中興武功庫兼監隨路都總管府同知賜授虎符昭功萬戶都總使府簽滕人千夫長嗣拜今命次曰大都閫都總管府總管次曰全閫未仕男孫三人翀閫嘉議大夫同知通政院事兼群牧監卿提調洪徽局事次忻都朝列大夫繕工司卿太皇太后位下□愠怯薛官次孛蘭奚臣起巖等惟大易有曰積善之家必有餘慶又聞先哲有見名門右族莫不由祖先忠孝勤儉以成立之斯言也其萬世之龜鑑歟觀公之祖考平昔立論賤貨貴德確孝爲世法言雖簡而施之無窮偉萬代子孫有所據依而取之不竭蓋有古君子之烈焉其先考始爲陪臣遂見信任叶贊忠之効境內受賜久矣再傳至公自其幼時器度凝重已結主知果勤勞不懈稱副所期　訓言淳切遺其嗣人復能盡忠所事躬冒白刃以踏不測之禍大義所在命輕鴻毛酷毒備嘗皆所不恤　主既挺禍又挺身脫虎口赴愬于上率復其　主之讎以雪不世之恨其忠藎視古人可無愧焉故其起居王傳之位安享耆年之壽非幸也宜也神監孔昭是生臣住童受知太母晉邀　朝著公遂顯膺　贈典位列台階勳則柱國以開薊封若祖若父咸錫公爵並聯執政覃及諸孫通籍禁中聯事皇朝方來之慶進進未艾玆欽承明命賜碑光襯昭揭世德以焜燿永世蓋其慶源所衍皆由積善與夫忠孝勤儉致然又非幸也亦宜也臣等既鋪叙其世濟之美敢以公之素履載揭於銘其辭曰

顯先張公　秉德在中　生而亢宗　惟時之逢　鉅蕃屏東　位望隆隆　蚤歲景從　灼其丹哀　子養于宮　恩貴寔同　圖報効忠　精思劬躬　夙夜格共　一其初終　帝嫡乘龍　顧遇益穠　豺梟內訌　憫其遘凶　力嬰彼鋒　思發其幢　縕網穿籠　莫遮冥鴻　上愬九重　帝爲哀恫　天戈一揮　殲厥渠兇　復讎奏功　烈烈高風　有儼顏謇　壽高爵崇　神監昭融　慶門秀鍾　嗣息睦雍　咸詔笙鏞　郊禋壁琮　蒞事肅然　臣職是供　積其勳庸　禁籍以通　湛恩厖洪　爰開薊封　寵章被蒙　漏泉昭窅　震聲颯颯　旁達四充　良冷良弓　紹其芦蹤　蘭桂成叢　遼霄之雄

譬彼上農　種勤穫豐　佳城鬱葱　殖殖柏松　賜碑窅窿　旣琢旣襲　辭徹帝聽　作配景鐘　戴德圄窮　以勸臣工

昔元統三年歲次乙亥孟春吉日建

烏丹城の東南、國公府村にあり。承德府志に「元追封薊國公張應瑞墓在縣東北一百六十里俗呼爲國公墳應瑞元之陪臣也」とあり、また赤峯縣志に「查國公府村距烏丹城三十里村東二十里許有國公墓墓前有石獅四個石人四個石豬羊兩對旗杆座子一對墓碑四三壞一存」とあり。碑身高十三尺、幅四尺二寸にして碑陰は全面蒙古文を刻す。

烏丹中順大夫竹溫台墓碑（元・至元四年）

篆額　大元敕賜故諸色人匠府達魯華赤竹公神道碑銘

大元勅賜故中順大夫諸色人匠都總管達魯花赤竹君之碑

翰林待制奉議大夫兼國史院編修官　臣　揭傒斯奉勅撰

奎章閣大學士資善大夫知經筵事　臣　巎巎奉勅書

奎章閣侍書學士中奉大夫同知經筵□　臣　尙師簡奉勅篆額

國族有諱竹溫台者爲

魯國大長公主滕臣事　魯王弾不刺甚愛幸逢冒

魯王族雍吉剌氏家全寧全爲全寧人父曰野拆有德行擧其部以父事之公善牧養畜馬牛羊累鉅萬既擇其地復謹其人其順之若隨其視之若還而不亂其指麾以□□□已若不知而賞罰是宜常曰使吾得其民治之亦猶是也及事　魯王魯王以其才可大用一府中亦交稱其賢數欲献之

上復念府中去是人緩急無可使者遂奏爲管領隨路打捕鷹房諸色人匠等戶錢穀都總管府副達魯花赤與階口列大夫尋進中順大夫以爲達魯花赤居府中十餘年財貨無悖入亦無濫出歲節財用五十餘萬緡公室以富民生以滋猶恨不能盡其才至治三季三月十日季四十二辛于京師之仁壽里府中如失其弟兄境內之民如失其父母後日葬域西南五里歡喜嶺之麓

今太皇太后魯國大長公主之女也其歸

文宗文宗問竹溫台有後否曰有有子曰撒而吉思鑑今若于季奏遂求以充媵臣以其父賢必有賢子也及即位置口口都總管府以爲副總管宿衛

今皇帝尤愛之詔樹碑其父之墓以旌其賢以勸于後而以文命臣僕斯臣竊惟我

朝以仁愛立心以廣大制國故能臣妾天下號令八方凡在國人出一言施一政不待問學亦動與古聖賢合天運之所在如此若公平生尙義而好施飢而待其食寒而待其衣長而待其昏嫁沒而待其喪葬者不歲知其幾以公之志復假之季使得守封疆立廊廟當何如也而意止此然夫人阿答而氏以盛季而失其所天能玉雪自守以保撫而吉思鑑以弱齡而失其所怙能奮勵自克以善其繼致使天子賢其父以及其子因其子以追其父廣褒賢之典賜謚德之碑與元勳世臣等不亦盛哉最公平生所被錫賚大德三季

裕聖太后賜白金爲兩二百有五十瓊玉束帶一至大元季

武宗賜大珠首飾一副白金五十兩楮幣二千五百緡對衣材地　元聖太后

魯國大長公主割賜濟寧堯河分地五十頃及金玉器各一上及后賜楮幣二千五百緡對衣材地　元聖太后

賜黃金五十兩白金二百五十兩對衣材二十至治初

英宗賜楮幣五萬緡對衣材十天曆初　上及后賜楮幣十萬緡子男一人撒而吉思鑑受知

文宗特授奉宸庫提點歷尙功署令進直省舍人進官相副總管累階奉訓大夫天地至大萬物至衆生之不齊各致其用馬不使耕牛不使乘椅桐琴瑟松柏棟樑用大而小君子之消用小而大君子之屈公如斟玉下隨器貽公如松柏施之桷椽以屈以就任使而誰爲之豈曰

天子生不盡用沒有餘榮子孝孫賢茲石永徵

時歲次戊寅至元四季五月吉日建

熱河志、承德府志に「元中順大夫華台墓碑」とす。承德府志は「元中大夫華台墓在縣東北二百里烏丹城南七里：至元七年立碑今尙存」とあり、赤峯縣志には「民國三年春烏丹城民李斌が烏丹城を距る八里許の南梁子より掘出し、烏丹城河南關帝廟に運至せりと」あり。されど碑石は今、烏丹警察署門前に横置し下半部において截半せられあり。碑陰は全部蒙古文を刻す。總高十三尺三寸、幅三尺六寸あり。

凌源・瑞州海濱鄉雲谿觀碑（元・至正七年）

雲谿觀は凌源縣東南の瑞雲山にありたるも既に寺觀なく、元碑のみ殘ると云ふ。熱河志に「雲谿觀在塔子溝東南瑞雲山有洞曰天一大洞有元至正七年碑額曰大元遼陽等處大寧路瑞州海濱鄉周家莊雲谿觀碑：今碑在山洞側觀已廢」とあり。

承德・宜興州金谷峪靈峰禪寺碑（元・年代不詳）

承德府志に「宜興州金谷峪靈峰禪寺碑　碑存在府治二溝汎解家營子、元大常博士李泰撰　惠州平頂山天平寺虛泉長老書碑左鐫霧靈山大護聖寺前住持潛湲廣慶同立石年月漫漶不可辨」とあり。

烏丹・烏丹城聖旨碑（元・年代不詳）

薛□□□□□
完屋篤□□□
曲律皇帝

聖旨

普□□□□星
格□皇帝
都篤□□□
牙篤皇帝
亦輦眞宗
聖旨秉和
祝壽□□
聖旨□□
咱□□□

往年、烏丹城關帝廟前より出土。今なほ在り赤峯縣志に「烏丹城關帝廟前旗杆西掘出斷龍頭碑查此碑上有聖旨二字下有數小字模糊不□」とあり。

次に當代に屬する遺物遺跡の調査は最も不充分にして凡てを將來に俟つべきものなりと思惟するものなり。昭和十二年夏、東亞考古學會は蒙古ドロンノールにおける元代の上都址を發掘調査し

多數の遺物を發見せるものあることは本省に境する遺址として多大の興味あるものとすべし。たゞ茲に過般本省內出土とする「成吉思皇帝聖旨牌」「京都帝國大學藏」の存在は當代の遺物として頗る興味ある事例に屬し、これに就いて羽田亨博士の周密なる研究發表「歷史と地理」第卅四卷第四五號あり、次に其全文を借り將來類品の發見を期するものとす。（第五一、第五二圖）

（二）成吉思皇帝聖旨牌

余は曾て「元の海青牌に就きて」考古學論叢二）と云ふ論文及び「元朝驛傳雜考」東洋文庫叢刊附篇第一）と題する一書を著はし、その中に於いて、今日に遺存する元代の牌札に就いて論述した。此等の牌札は（一）素或は平）銀牌（二）虎頭銅牌（三）虎頭銀牌（四）海青牌（五）新聞牌？等の名で元代史料に記錄せられて居るもの、若しくはかく稱せらるべきものである。その後更にこれを增補すべき遺存牌札のなほ一二あることを知つたが、今茲に述べようとするのは、諸種の意味から、蒙古の遺存諸牌中最も注意すべきものである。

蒙韃備錄官制の條中に

所佩金牌、第一等貴臣帶兩虎相向、曰虎圖金牌、用漢字、曰天賜成吉思皇帝聖旨、當便宜行事、其次素金牌、曰天賜成吉思皇帝聖旨疾、又其次銀牌、文與前同。

と記されてある。文中の「虎圖金牌」は「虎頭金牌」の音訛で、そうして此の訛に因りて「兩虎相向」の說を生じたのである。從つてかゝる圖樣を附した牌が實際存在したのでは無く、たゞ牌の上部に虎頭を作り附けた牌があつたに外ならぬと云ふのが王國維氏の考で、その蒙韃備錄箋證に於いて論じた所である。素金牌はまた平金牌ともいはれたるもので牌上に虎頭の裝飾を有しない平金の牌札を稱

する名であつたことに疑無い。從來學界に紹介せられてゐるところでは、兩種共に金製の牌は遺存してゐない樣であるが、それ〳〵その銀牌が存してゐるので、これに因つて略ぼこれ等の金牌の形を想見し得られるであらうとは、余が前揭兩論に圖を附して述べて置いたところである。王氏は更に前引箋證に於いて、俄國の屬地から出た所の蒙古の金牌上に回紇字を鏤つたもの、或は蒙古字を鏤したものはあるが、まだ漢字を鏤つたものゝあるを見ないと云つてゐるが、氏がこゝに金牌と書いてゐるのは、實は銀牌と云ふべきを誤つたに外ならぬ。それは兎も角、此等虎頭金、銀牌もしくは素金、銀牌に漢字を刻したものゝ遺存することが知られてゐないのは、王氏の言ふ通りである。然るに余が近く入手した一牌札〔編者註―本牌札は當初旅順博物館に保管せられたるもの〕には、實に前引蒙韃備錄の素金牌の文字と一字も相違しない漢字が雙鈎で記されてある。即ち

天賜　成吉思皇
帝聖旨疾

の十字である。旨が旨、疾が疾の省筆であることは疑ない。この牌は熱河省内から出土したといはれるのみで。その何れの地點から發掘せられたかは明かでない。全長六寸五分、幅一寸九分四隅を圍めた長牌で牌の上邊から計つて、七分五厘から一寸六分の間に、直徑約八分五厘の輪一輪幅二分餘、輪の内空約四分一を嵌込み、それが表裏兩面共約一分の高さに浮き上つてゐる。地質は銅に鍍金を施したもので、牌面に何等の裝飾模樣を有しない點から考へると、所謂素金牌の種類に屬するものでなければならぬ。蒙韃備錄の書かれたのは辛巳の年、南宋の嘉定十四年、成吉思汗即位後の十六年で此の書の筆者が自から燕京に使して見聞したところを書いたのであるから、これ等成吉思汗の名を刻した牌に關する記事も著者の實見に出たか、傳聞に據つたかは判らぬにしても、最も確かな史料と見做さねばならぬのであるが、今斯の如く、所謂素金牌の一種と認められるものゝ上に、全くその記事と符合する漢字を刻した牌札が發見せられたのは、この書の史料としての確實性を保證することにもなり、快心の事といはねばならぬ。

文中初めに「天賜」とあるのは、天の賜へるか、天より賜へるとかの意で、成吉思皇帝に懸るものと思はれる。蒙韃備錄祭祀の條に

其俗最敬天地、每事必稱天

と見えるのを始め、當時の蒙古人が敬天の念強く、事々物々これを天力に歸したことは著聞のことで、更めて說くを要しない。それで成吉思皇帝の名の上にも、天から賜へると云ふ語を用ゐたに外ならぬ。併しながらかゝる用例は、獨り蒙古人の間に限つたのではなく、北方民族の間には古來慣用せられたことで、蒙古では寧ろこれを襲用したのであると見るのが正當の見解であらう。一二の例を擧げてこれを證明するならば、史記の匈奴傳に、冒頓單于が漢の文帝に遣つた書を載せてあるのに據ると、その冒頭に

天所立匈奴大單于敬問皇帝無恙

と見えまた次の老上單于の時、中行說が單于に勸めて、漢に遣る書牘には、初めに

天地所生日月所置匈奴大單于敬問皇帝無恙

と書く體例を定めたと記されてある。また隋書突厥傳に載せたる沙鉢略可汗から隋の高祖文帝に致した書には自から

從天生大突厥……始波羅可汗

と稱し、その他唐代の突厥、回紇の間では、「天上得……可汗」とも稱した。それ〳〵Tangrida yaratmis 及びTangrida tolmis の譯語である。斯の如く「天の立てたる」「天から生れたる」「天上から得たる」などいふ語を、可汗即ち皇帝の名の上に冠することは、既に北族の間に於ては遠く漢代から引續いて認められることであるから、蒙古で「天賜」と云ふ語を成吉思皇帝の名の上に冠したのも、この流を汲んだのであると解するのが至當である。最後の「疾」と云ふのは、思ふに急速の意で、此の牌札を有する使臣に對して、急速敏捷の行動を命じたものと解すべきであらう。成吉思汗の侍臣劉仲祿の懸けた虎頭金牌には、「如朕親行、便宜行事」と記されてあつたと云ふから、これは諸事すべて可汗と同樣に便宜の處置を執り得る特權を與へたのであるのに對し、この素金牌は、それ程の特權を與へたのではなく、單に急速に使命を果す爲の使臣であることを證する爲めに與へたのに止つたのであらう。而してこの素金牌に作ふ特權については、別にこれを規定した聖旨が使臣に與へられたこと余が嘗て蒙古驛傳考に於いて述べた如くであるが、然も成吉思汗の當時から既にかゝる制度が行はれてゐたか否かは判然とは定め難い。なほ此の牌の目的については、裏面に記された文字とも考へ合すべきである。

蒙韃備錄には、この素金牌の裏面に關しては何事も記してゐないが、新出土のこの牌には漢字に類して然も漢字に非る二字が刻出せられてある。成吉思汗の時代にかゝる文字が用ゐられたとすれば、何人も先づこれを女眞文字ではないかと疑つて見るであらう。併しながら今日に知られて居る女眞字の中には、余の知る限りに於ては此等の二字を見出し得ない。却つてこれに類する字形として直に思ひ浮べられるのは、明版並に明抄說郛に收めてある燕北錄所載の契丹の長牌に記されてある「勅走馬」と云ふ三字中、走馬の二字にあたる契丹字である。〔第五二圖右〕兩者を比較して見ると全體に於いて新出牌面の字は角立つた正楷の風を帶び、燕北錄所載の字はやや隷體に近いが、兩者の間に爭はれぬ類似の存することは何人も認める所であらう。たゞ第一字に於いて前者には右肩に點を有し後者はこれを缺いてゐるのが著しい相違であるが、かゝる相違はこの種の文字の書寫に於いては珍らしからぬ事で、近出の契丹字や女眞字を扱つた人々の屢々遭遇する例であらう。燕北錄にはこの字を有する契丹の長牌を記して

長牌有七十二道、上是番書勅走馬字、用金鍍銀成、見在南內司收掌、每遇下五京諸處、取索物色、及進南朝野味鹿茸果子、用此牌信帶在腰間左邊走馬

と述べてある。新出土のこの牌札の地質は銅であるが、鍍金したことも契丹の長牌と一致し、形もまた同樣である。そうして契丹でこの牌を使用する目的が、文中に見えてゐる如くであるとすれば、蒙古のこの牌も、虎頭牌とは異つて、唯だ使者が命を奉じて公馬を走らす特權を附與せられた時に帶びたものであるらしく、さればこそ裏面に契丹字で「走馬」、表面に急速の義を漢字で「疾」と書いたのであらう。但し契丹の長牌には契丹字で「勅」と云ふ字も記されて三字が書かれてあるのに、何故に蒙古のこの牌には「勅」字を削つたのか判らない。

さてこの蒙古牌札の裏面の文字をかく讀むことが妥當であるとするならば、こゝに注意しなければならぬことは、當時の蒙古では、時代の關係から考へると、當然女眞の文化が行はれた筈で、蒙韃備錄の

官制の條にも

韃人襲金虜之制……如成吉思亦行詔勅等書、皆金虜叛臣敎之

と見えるを始め、この種の記事の存するものは甚だ多いのであるが、それにも拘はらず、かく契丹文化を繼承した跡も認められることである。思ふに當時蒙古に仕へて大に信任を得、畫策する所極めて多かつた契丹系の耶律楚材の如き人もあつたのであるから、特に契丹文化を蒙古に取り入れて、かゝる文字を有する牌札を行ふ如きにも至つたのであらう。

之を要するに、蒙韃備錄に載せてある通りの漢字を刻した蒙古の素金牌が新たに出土したことは一個の異聞であり、而してその裏面に、同書には記してない契丹字、しかも燕北錄所載の長牌に記されたる契丹字を有するものゝ發見されたことは、更に注意すべきこととして學界に紹介する價値あることゝ信ずる」。

因に奉天博物館に下半部を缺失するも幅二寸一分あり天賜の二字を有する素銀牌に屬する同類のものあり。（第五二圖左）これは同じく熱河省出土とするものにしてもと湯玉麟の手にありしものなりと云ふ。

補遺

本編を脫稿して今印刷に附せらるるに至るまで滿二ヶ年の歳月を閱したり。この間本省發見の遺跡遺物の新資料また少しとせざるものあるべし。

先史時代のものとして本省赤峯紅山後に於ける調査報告が昭和十三年の秋に「赤峯紅山後」（滿洲國熱河省赤峯紅山後先史遺蹟）と題し東方考古學叢刊第六冊として世に問はるるに至りしことは獨り本省における史前遺蹟究明の一大光明たるのみならず滿洲國の史前文化闡明の有力なる指南とすべきものなり。

そも〳〵東亞考古學會は故京都帝國大學總長濱田耕作、東京帝國大學教授原田淑人氏等のもとに東西兩帝國大學の斯學者を中心として昭和の初頭より其調査の範圍を滿洲に向け滿洲國民生部、日滿文化協會、奉天博物館及旅順博物館等の助勢のもとに既に「龍子窩」「牧羊城」「南山裡」「營城子」（以上關東州）及「東京城」を出刊し、其續六冊として今、濱田博士等の執筆になれる「赤峯紅山後」を見たるものなりされど博士は本報告書の刊行を見すして昭和十三年七月他界せられたるを以て最後の論述となり、從つて赤峯遺蹟の調査を以て外地に於ける博士の最後の業績とすることにおいて筆者の最も感慨に堪へざるものなり。此等の諸報告の東亞考古學上に占むる價値に至りては玆に敢て贅言するの要を認めざるものなり。

又承德を中心としたる史前遺蹟遺物の調査に長足の進歩を告ぐるものあり。即ち昭和十二年の終に在承德の兒玉重雄氏等の有志によりその地に東方文化顯揚會を結成し、熱河南半における調査

に從事せらるるものありて、既に多量の資料を蒐集するもののあることは其間「熱河古文化學報」の報告に明かなること、なり。古代文化究明に努力せられつつあることは筆者の深く敬意を表するものなり。

次に歷史時代のものにありては特に遼時代遺物の新出を告ぐるもの二三にして止まらざるものあるべし。單に筆者の見聞する一二を補遺としてあげるに過ぎざるも中にも建平縣所在の一古墳より滿洲における特殊古陶器に屬する鷄冠壺の墳墓副葬の新事例を齎されたる奉天博物館長三宅宗悦氏の近業は特筆すべきものなり。

一 先史時代の熱河省

本編に記述したる史前時代の遺蹟遺物に關し「赤峯紅山後」の結言として「赤峯先史文化概括」の一章は本省を中心としたる史前文化相を如實に推すものとして頗る有益なる論考なるを以て次に摘錄し以て故濱田博士の業績を仰慕すると共にかたがた本編の缺を補ふところあるべし。

(一) 赤峯先史文化概括

二つの文化相　赤峯紅山後に於ける發掘の結果は、二つの文化相の存在が明瞭になり。それ〳〵顯著な特徴を有して互に明白な對立をしてゐることが明らかになつた。然らばこの二つの文化相は全く孤立してゐるのであるか、或は互に連絡してゐるものであるか。第一次文化(赤峯遺蹟にて彩文土器を出土した第二住地の地域を指し彩陶文化と汎稱す)は新石器文化相であつて、東亞における彩陶文化の一環である。第二次文化相(赤峯遺蹟にて石槨墓群出土の第一住地を指し、紅陶文化と汎稱す)は青銅器文化相であつて、長城地帶に弘布する綏遠銅器文化の一環であり、土器から云へば黄河を中心とする瓦鬲文化の一環である。然らば第一の新石器文化から直ちに第二の青銅器文化に發展したであらうか。其の推移發展は如何に考ふ可きであるか。

彩陶と紅陶(一)　一般に赤色磨研土器は黒色磨研土器と共に彩文良質土器の後身である。その良質なるものは常に彩文土器と併用せられ、或は其の終熄直後に行はれた。所謂黒陶はこの後者の段階に屬するものである。而して粗質なものはその後に行はれたものである。赤色若しくは黒色磨研粗質土器の段階は黄河中原では短く、遺物も顯著ではない。之に反して周邊地方ではこの段階が特に發達し、新疆、甘肅、熱河、南滿洲等の土器は凡て之に屬してゐる。この趨勢は東亞先史土器の一般的傾向であつて、河南安陽濬縣、山東城子崖、遼東半島及び甘肅の諸遺蹟に就いて見るも疑ひのない所である。併し赤峯紅山の赤色磨研粗質土器の祖型を直接に紅山彩文良質土器に見出すことは困難である。今日吾人に可能なことは、先づ紅山赤陶の特質を廣く東亞の先行土器たる彩陶、特に甘肅に於ける彩文良質土器に求めることであらう。第一に表面を赤色もしくは黒色に塗抹し、これを磨琢して平滑にすること自身が既に彩陶からの强い傳統と解せられる。第二に器形を見て紅陶が鼓胴短頸の壺、鼓胴長頸の壺及び單純な侈口の椀盂を其基本形式としてゐることも亦彩陶文化の傳統であると思ふ。そのほか注口壺とか高杯とかの特殊形式も兩者に共通して見出されるところである。紅陶土器に於ける新形體たる鬲形土器の一形も河南仰韶文化では彩陶と併行して既に行はれてゐる。それ故赤峯瓦鬲文化は中原彩陶文化の傳統を受けたか、若しくは中原瓦鬲文化の影響を受けたかとにかく彩陶文化から發展したものと云ひ得られる。

彩陶と紅陶(二)　もし右の大勢論から飜つて細部に入り、兩者直接の聯絡を探ぐるならば、次の數ヶ條

が數へられるであらう。先づ第一文化に於ける赤色良質土器と黒褐色粗質土器との併存が第二文化の紅陶發生を豫約してゐるかの如く見られることであつて、黒褐色粗質土器は内面は磨琢して平滑であるが、外面は粗いまゝにして往々に文様がある。この粗質土器と赤色磨研土器との技法が合一すれば、ここに赤色磨研粗質土器の發生は可能である。たゞこの場合、黒褐色粗質土器が文様を失ひ、彩文磨研土器にならつて表面を平滑にし赤色にしたのでなく、赤色彩文良質土器が文彩を喪失し、土質を低下したものであつて、それは第二文化の赤陶が彩陶の形制を襲ひ、黒褐色粗質の深鉢形を有しないからである。次には第一文化の土器を精査すると、其處にはやゝ粗鬆にして赤色を呈する數個の破片が存在することである。是は正に兩者の中間性質を具備したものである。これらの數例は表面採集であるのを遺憾とするが、林西雷神山の彩陶遺蹟にも之と同様な疣狀降起を見るから、之が第一文化に屬することはほゞ間違なからう。次には疣狀降起である。前述の土質燒成が中間的性質を具へたる破片にもあり、また黒褐色粗質土器には疣狀降起に似ながらも半圓形で小孔あり、周緣に刻みのあるものがある。さらに甘肅彩陶の半圓狀小耳を參照すれば、赤陶の疣狀降起は彩陶文化の傳統に基くと解せられる。紅陶では小孔なく單なる降起にすぎぬ。第四は環耳である。彩陶に於ける夥しい垂直位の扁平環耳を想起するならば、紅陶に於ける同種の環耳二例もその繼承と見られるのである。

二つの文化の間隙　斯の如く赤峯第二文化は第一文化、特に東亞彩陶文化に脈々として連つてゐる。しかし、そこには大なる間隙のあることも動かし難く、完然した圓滑な形式推移の迹は追求し難い。林西雷神山遺蹟の彩陶終末期を以てしても、また綏東興安南省小庫倫紅陶のやゝ原初的な様相を以てしてもその間隙を塡めることはできない。そしてこれが其間に長久な時間の經過がある爲めか急激唐突なる變化の爲めかの判定は容易でない。

石器等に於ける間隙　同様なことは土器以外の遺物に就いても言はれることである。第一文化には石犂、石鎌、石庖丁蛤刃石斧、扁平有孔石斧、小形石斧、細石器、槌石、石棒、石皿、扁平紡錘車等の石器を見るが、第二文化には有孔石斧、有孔槌斧、環狀石斧、石斧、環石、提砥、扁平紡錘車等の石器がある。このうち共通な扁平紡錘車は各々一例のみで確實な論據を供しないし、その上第一文化のそれは中央小孔も見えぬ小破片で紡錘車たることにも若干の疑點がないではない。有孔石斧は兩者全く形制を異にし、一方が扁平の斧鉞たるに、これは分厚く、小形長方形で、青銅斧斨に似てゐる。その他有孔槌斧、環狀石斧、環石、提砥に至つては第一文化に全く見られぬ所の石器である。また骨角器に就ても第一文化には骨錐しか見ぬが、第二文化では骨鏃が豐富に出て來る。同じ貝飾を比べても前者は二枚貝から成る貝輪、後者は子安貝若しくは子安貝に擬した垂飾ばかりである。この上更に第二次文化に於ける夥しい青銅器類の出現を想起すれば、この二つの文化の間隙は頗る顯著なものがあることを思はせる。要するに赤峯瓦鬲文化は東亞の彩陶文化が發展したものに相違はないが、赤峯彩陶文化が其儘この場所にて發展したものではないと思はれる。相當な年月を何處かで經過し、相當に强力な外部の影響―青銅器石器貝飾の示す如き―を受けて發生したものと見える。

赤峯第三次文化　この二つの文化に引續き赤峯第三の文化は紅山の前面等に見られる灰陶文化、即ち繩蓆文黝色土器の文化である。黄河中原では遠く殷式文化期に灰陶が出現してゐる。併し紅山の灰陶は秦漢式特に漢式灰陶と解せられる。赤峯灰陶文化の詳しい内容に就いては未だ知られ

ないが第二文化の進展と考ふればこゝに大なる飛躍的發展を認めねばならぬ。或は寧ろ長城線邊に強く波及して行つた秦漢式灰陶文化即ち濼平平臺子朝陽松樹嘴子の古城址等の遺跡江上波夫水野清一氏「支那北疆に於ける繩蓆文土器遺蹟(內蒙古長城地帶)」駒井和愛氏「元上都址の調査」(考古學雜誌第二七卷第九號)が表示する漢族の北方進展を物語るものではなからうか。

人種變遷　茲に至つて我々は飜つて第二文化の人骨に就いて一言したい。赤峯第三文化の人種は暫らく措く。第二文化の人骨は總數五十二體分三宅博士(現奉天博物館長)等に由つて整理せられた結果は、彼等は稍々長頭でその他の特徴も甘肅彩陶人沙鍋屯彩陶人に酷似し現代支那人にも近似してゐると云ふ。特に注意すべきは廣頭に近い現代蒙古人とは隔じて一致しないことである。甘肅及び錦西の彩陶人が共に長頭にして林西の彩陶人が亦た長頭であるのを見ると赤峯彩陶人もこれに近かつたものと思ふ。從つて赤峯第一、第二文化の間には人種的に大なる變動があつたものとは考へられない。

生業推移　併し第一次文化期以後、地表の侵蝕作用は漸く顯著になり河床は低下したので、住地も自然に低きについて此の地の住民は第二臺地に占居する樣になつた。第二次文化期の後も此の傾向はさらに前進し、第一、第二臺地を切斷する多數の深溝が完成し、臺地上の表面は甚しく荒らされ一部は砂丘化した。斯くて遂に今日に見るが如く住居と耕地が全く現在の河邊に出現するに至つたのであらう。この住地低下の傾向は河床の低下、土地の乾燥化に伴つておこつたもので、林西遺蹟に就いてもその事情は略々同樣である。併し、之が爲めに直ちに彩陶農耕民が瓦鬲の牧民に轉化して了つたとは云ひきれない。彩陶文化は黃河彩陶の農耕文化と關係し、瓦鬲の青銅器文化は綏遠遊牧

文化に關係すること大であるが、一般に彩陶農耕文化は多分に牧畜をも營んだらしく、また綏遠青銅器文化も少くとも赤峯或は熱河一圓では多分に農耕を營んだものらしい。その間力點の相違はあつてもとにかく兩者共に農牧兼營併せて狩獵をも營み定居したことと想像せられる。たゞこの力點の相違を來たす樣になつたのは民族の更迭ではなく、土地の乾燥化に由るものであると思ふ。

東胡民族　第一次の赤峯彩陶文化に關しては何ら文獻の徵すべきものがない。文獻に見える北狄即ち殷の鬼方、周の獫狁もその性質住地を詳かにしがたい。併し第二次文化期に相當する先秦時代には東胡とか山戎とか呼ばれた民族がこの邊に蟠據して居たことは略々確實である。この時、北支那に據つた秦、趙、燕の三國はそれぞれ北方民族と境を接してゐたが、趙の武靈王(西曆前三二五―二九八)は胡服して騎射を習ひ林胡樓煩の戎を破つて、代より陰山に沿ふて高闕に至る長城を築き、秦の昭王(前三〇六―二五〇)は義渠の戎を伐つて、隴西北地上郡の地を開いて長城を作り、その後燕將秦開(秦の始皇二十年(前二二七)に始皇を刺しに行つた秦舞陽は秦開の孫である)は胡を襲破して造陽より襄平に至る長城を築き、上谷漁陽右北平遼西遼東の五郡を置いたことが(史記)匈奴傳に見えてゐる。つまり西曆前三世紀初頭に於いて東胡は造陽(蒙疆懷來縣)より襄平(奉天省遼陽)に至る長城を以つて漢民族と境し、東北は北行松花江地方の穢貊族と接し、西は興安嶺を以つてゴビ沙漠中の匈奴と境した譯である。大體今日の興安西省と舊熱河省の地域に互つたものと思ふ。秦代即ち前三世紀後半に於いて東胡は疆盛を極め、西方匈奴を壓迫し、遂に匈奴の反擊に遭ひ、潰滅した有樣はまた(史記)匈奴傳に詳しい。その後東胡の餘裔は烏桓鮮卑の名で史上に現れる。烏桓は烏桓山に據り鮮卑は鮮卑山に據りその名を得たといふが前者は今日の老哈河城に後者は今日のシラ・ムレン即ち當時の作

樂水の流域に居を占めたらしい。〔烏桓鮮卑は同種で、漢民族から見れば熟蕃と生蕃との如き狀態である〕。〔魏書〕には其の風俗を詳しく傳へてゐる。叙する所は正に漢魏時代の見聞にほかならぬが遡つて東胡の狀態を推察することが出來る。それには牛馬羊の放牧を云ひ、禽獸の狩獵を云ふは先づ出土の獸骨に合致する轉徙して常居なしといふのは果して如何なる移動を行つたか。青稞(くろむぎ)及び東牆蓬草の類を栽培したが、來は中國に仰いだとあるから、農耕の狀態も少しは窺知できる。屋舍を東向せしめる風習は屍體の頭部を東にするのと相關聯する所があらう。嫁娶、葬送の記事は特に詳しく、棺あつて槨なしといひ彩繩の肥犬を乘馬、服飾と共に葬ることを云ふのは恰も赤峯古墓に關する記事とも云ふべきである。たゞ文獻は見聞、傳承に基き必しも過誤なきを保しがたいのみならず、遺蹟の實例は間違なきも發掘し得た所は其の千萬分の一である。事柄に多少の出入あるは已むを得ない。一概に是非をいふよりも相補つて理解をたすくべきものであらう。要するに、この記事は赤峯第二文化の生活を髣髴せしめ、そして同時に第一文化の生活をも或る程度まで窺知せしめるものを含んでゐると思ふ。

赤峯先史人類　斯くて史上の所謂東胡民族は發掘人骨の測定の結果に據れば長頭型(Dolicho-cephalie)の所有者にして、北支那人と體質的に強い親緣關係にあつたことを認めなくてはならない。だゞこの骨骼資料に基いて直ちにこの地を漢族植民の聚落と見ることは尙早であらう。東胡、烏桓、鮮卑は匈奴の左翼として、北支那にあつた漢族と絕えず民族的對立をなし、互に相抗爭したことは史書に明記する所である。また遺物の上にも明瞭に表れて居つて、紅山紅陶と秦漢灰陶の對立、綏遠式青銅器と秦漢式青銅器と對立がそれである。そして其の中間の交融抗爭の地區が大體に於いて萬里の長城地帶に外ならない。であるから、この對立抗爭は單に文化的、民族的なものであつた譯である。人種的には凡て極めて相近似してゐるにも拘らず此處で對立し各々特有の民族性を發揮したことは充分注意に値しよう。

然らば西隣せる匈奴や東接せる穢貊とは如何なる人種的關係を有してゐるであらうか。穢貊に關係した東方の資料は今日全然缺如する。匈奴の骨格も信憑すべき資料に接しない。此等の點は全く將來の發掘作業にのみ期待さるべきであらう。たゞテプロウコフ氏に據れば、シベリアのミヌシンスク地方に石槨墳丘を遺した人類は長頭型であり、顏貌は細づくり、鷲鼻であつたと云つてゐる。またコズロフ氏に據れば、外蒙古ノイン・ウラに木槨方墳を營んだ漢代の遊牧民は蒙古型と云はんよりは寧ろアーリア型の頭蓋を有してゐた。この言葉はやや邈莫として把捉に苦しむが要するに蒙古人の如き廣頭型(Brachi-cephalie)でないことを明言せるものであらう。若しこれが匈奴の體質を傳へるものとするならば、匈奴も東胡も現代の蒙古族が有するが如き廣頭型でなかつたことになる。さうすれば今日、內外蒙古に馳驅する廣頭型遊牧民の體質は、果して何れから由來したであらかうと云ふ大問題に逢着する。

この問題に就いては、今遽かに論斷を與へることは出來ない。三十餘年前、鳥居龍藏博士が熱河の先史人類を東胡と斷せられたのは現今に至つてもなほ變更の要を認めないが、その現在蒙古人との比較はたゞ民族論に限らるべく、その人種論に至つてはなほ後日を期すべきであらう。とにかく新石器時代まで遡れば、北支那から蒙疆、興安嶺の東西に至る一帶は彩陶人とも稱ふべき相似た體質の相似た民族とに由つて占據されてゐた。それは恐らく西曆前二千年に遡り得るであらう。然るに

前五百年頃になれば、最早や黄河の中原には漢民族が成立し、熱河方面には東胡民族成立しそして遼河、洮河の甘粛には氐羌民族が成立し、それぞれ特有な文化を有し、相對立するに至つた。併し、なほ體質的には近似してゐたことを今次の發掘が開明にしたのである。

以上は我々が赤峯紅山後の遺蹟發掘の結果から推測せられ、之と關係して考察せられた赤峯先史文化の概見である。

(二) 滿洲先史文化の様相

支那大陸を包む近東において舊石器時代遺物の檢出を齎せるのは今より二十年以降のことに屬す。即ち瑞典のアンダーソン博士、佛蘭西のリサン師等の劃期的なる業績に依るものなり。しかして晩近最も矚目せられあるものは今より十年前に發見せられたる北京の西南四十哩に位置する周口店における石灰岩の洞穴發見の骨格と其遺物(打石器獸骨等)なり。地質學上の第四紀初期の人類とし、これを今日にては北京古人類(Sinanthropus Pekinensis)と命名せられ極めて古き時代の骨格に屬し、かのピテカントロプス(類人猿)に近似するものなりとせらる。伴出せし石器の手法において稍々進歩的なるものありて、歐洲における舊石器時代の後半より中石器時代に盛行したるムステイエ期文化の細石器的なるもののあるを以て果して古人骨の作爲せしものなるか否かを尚殘されたる問題とせらるるものなり。されど從來歐洲における編年區分を以て主體とせるものに東亞を自主とするものに改編せらるる機運を助長せしめたることは否みがたかるべし。

この周口店發見の骨格に徴する時、北支那における人類文化發展の意外に悠久なることを知るものにして、從つてこの北支那と地を接する周圍にその發展の跡をたどらしめるものありとせざる可らず。即ち西へは河套(オルドス)、陝西、甘粛、新疆へ、北へは蒙古地帶へ、北東へは滿洲へと。而して今日此等の諸地より點々として所出せられある當代の遺物はいづれも北支那に黄土の築かれたる第四紀の中期に當り歐洲における中期石器時代遺物の特質をそなへるものなり。

滿洲において當代に屬する遺物の發見地は哈爾濱郊外の顧郷屯及びソ滿國境に近きヂャライノール(骨器)にして上來の諸點を現示する主要なるポイントにして、殊に顧郷屯は豊富なる化石獸骨の所出と相俟つて世に注視せらるる所なり。

顧郷屯の世に知られるに至りしは近年のことに屬し、就中昭和八年滿蒙學術調査團の德永重康、直良信夫氏等により遺跡地の發掘を試みるものありてよりなり。(德永、直良氏「滿洲帝國吉林省顧郷屯發掘の古生人類遺品(第六部第二編)第一次滿蒙學術調査研究團報告(爾來滿洲國民生部、大陸科學院哈爾濱分院、滿洲國立中央博物館の手にて調査の續行を告げらるるものなり。この地の發見遺物中において多くを占むるものは骨角器にして石器は僅少なり。又古人骨と確認せしむるものの發見を未だ告げざるものなれどもこの遺跡地を以て歐洲におけるムステリアン又はアウリナシアン期のそれに比適するものなりとせられあり。近き將來においてこの地よりして古人骨の發見を期するものにして、いづれにしても滿洲に於ける最も矚目すべき當代の遺跡地たるを失はざるものなり。

次に新石器時代の様相として磨石器文化と打石器文化の對立あり、しかも後者には當代文化の著しき特異性とせらるべき細石器文化を併存するものあり。この細石器文化は內外蒙古より北滿に分布するものなり。これに對し南滿一帶より熱河省を被ひ北支那乃至河南、山東、山西、甘粛に及べる

一括群は北支那を以て代表せらるる磨石器(これには繩蓆文黝色土器(灰陶)。黑色磨研土器(黑陶)。赤色磨研土器(紅陶)。彩文土器(彩陶)を併存す)の文化相なり。前者はとりも直さず農耕文化に後者は遊牧乃至狩獵文化に隷屬するものなり。

打石器に屬する細石器は草原地帶の沙丘に遺存するものを常とせられ、遊牧生活においても暫定的なる住居を備へしもののあることは往々爐址の發見せられるによりて想像するに難からざるべし。又、墓址の發見も往々告げらるるものあり。細石器の性質に就いては既述したる所なるも細石器における打石鏃及石匙の手法は一般打石器中に見るそれと連關するものありて近東においては同文化の影響を否定し去ることは困難なるべし。

細石器に伴ふ土器は灰陶の如き支那泰漢式の繩蓆文黝色土器を別にしては多くは粗鬆なる手づくねのものに屬すれども特に櫛目文土器と汎稱せらるるものの伴出あり。この土器はもと中露よりシベリアに分布するものにして文樣が平行點線の幾何的なるものを特徴とし、滿洲においては關東州の長山列島、又は北鮮の雄基貝塚乃至日本の北九州に類型を認めしむるものなり(尤も北九州のものに就いては果して大陸のそれと親緣すべきものなるか否かについては疑問の殘されあるものなり)。

磨石器文化は云ふまでもなく北支那を據點として東は南滿洲に西は甘肅に及べるものにして多くは定著的の住居(關東州の遺跡においては炕の遺構を發見すること多く、赤峯紅山後においては土壁の遺構を推定せしめるものありたり)をなせるものの如し。有孔石斧、石劍、石庖丁乃至環石等は後代それ〴〵玉器にうつされ兩者の密接なる關係を容易に推究せしめると共に此等の磨石器文化の古代漢族の所產に淵源することを肯定せしめるものなり。

磨石器文化に伴存する土器は既に述べたる如く、灰陶、黑陶の漢族の固有的なるものと紅陶、彩陶の如く外來的のものの發達とを併有し、共に古代土器として著しき發達を告げたるものなり。中にも興味あるものは固有の灰陶より出現したる鬲形土器と外來文化に俟つべき彩文土器これなり。前者の鬲形土器は袋足の三脚よりなり、水氣のものを煮沸せしむる容器として漢族の創意にもとづくものなり。更にこの鬲形土器の上に甑形土器を置き以て蒸炊の器としたることは農耕生活を表示する典型的器物とすべきものなり況んや關東州において發見せられたる鬲及甑形土器の連結して成れる甗形土器の存在は伴存せる多數の鐵製器具(農具)の發達と相俟つて農耕文化の盛況を推するものなりとせざる可らず。上來の鬲及甗土器はそれ〴〵銅器に模され、周漢の古銅器として今日遺存するものの多々あることは兩者の關聯を推すものとして頗る興味あることなり。

次に後者の彩文土器については既に多くを記述せるを以て茲に繰り返すの要を見ざるものにして、ただ支那における西方文化東漸の最初の外來文化のものとして滿洲においても其分派を所々に遺存し、支那發見の最古のものは西曆紀元前三千年代に、赤峯發見のものまた紀元前二千年代に置かるべきものなることを改めて認識するものなり。

上來の如く滿洲における史前文化は正に南北二つの異なる樣相の竝存するものにして、打石器文化は要するに固有の遊牧乃至狩獵の生活樣式を表示し、これに北方外來的の細石器文化を加へたる特異性を有し磨石器文化は黃河流域に據れる漢族系の農耕生活の樣式を現示するものあり。茲に注意せらるべきことは南滿洲の所々に遺存する所謂ドルメン(石棚)にして、その構築全く北鮮に分布

するものと規を同じくし、且つ往々所出する打石器〔石鏃〕並に北方系圓斧と親緣を持つ所謂鳥頭形斧頭旅順附近出土等の存在は他方、積石塚〔旅順附近〕の特殊なる構造と相俟ち固有乃至北方系文化の遺存を物語らしむるものあり。而してこの遊牧狩獵乃至農耕のそれ〳〵環境によつて表現せられる遺物の製作者の民族については當代人の遺骨の測定に重きを置くべきものにして、熱河赤峯人の遺骨の物語る所に依れば所謂東胡族は現在の北支人と親緣するが如く遺物の推究乃至古文獻にのみよつてにわかに定めがたきものあり。これは恰も日本石器時代人が多數人骨の測定により一般に傳へらるるが如く先住民族として現代日本人と親緣無きものと推すことの不都合を明かにしたるが如し。將來滿洲の各地において發見する古人骨の綜合的研究に俟つて始めて正鵠なる民族論の成立を告げるものと云ふべし。

次に滿洲發見の遺物として考察すべきものは北方系遺物として近時著しく注意にのぼれる青銅製遺物にしてもと〳〵北方民族は遙早くアジアの北方に行はれたるイラン系の文化に浴しそのシベリアに分布するイラン系文化のものを總稱して之をスキートシベリア文化と呼べるものにして、其發祥地はもと南露の草原地帶に古居する半遊牧民のものとせられ彼等の有する一種獨自の文化の上に更に西方古典的文化を攝取せるものなり。其文化は一言にして云へば一種の寫實的の動物樣式に屬するものなり。東方の中心はシベリアの南部ミニシンスタを據點として發達せるものにしてこれに對し支那殷周代の古典的なる動物文樣―それは野蠻文樣として極致に發達せるもの―と正しく對蹠的に置かるるものなり。斯の如きスキート・シベリア藝術が東漸南下して蒙古より北支那に及び所出せらるるものを今日、北方系遺物と汎稱するものなり。オルドス銅器又は綏遠式銅器と稱するものは蒙疆における一分派に外ならざるものなり。この式の出土地として綏遠(厚和)又はオルドスにて蒐集せられたる夥多の短劍、銅鏡、飾金具等は滿洲に於いては熱河省に其著例を見るものなることはこれまた既に記述する所なり。

最後に注意すべきものは黃河流域を據點として極致の發達を齎したる古銅器において、殷周時代のものは一般に器形の嚴肅奇古なると圖文において奇怪なる動物文を有する非實用的なる所謂「禮樂器」と、これに對し器形の輕快と文樣の流麗なる實用的の漢代の所謂「服御器」との中間樣式として近時提唱せられたる戰國式銅器―從來これを淮河式、秦式又は周末漢初式と稱せられたるもの―の存在なり。

この戰國式銅器の特質は支那在來の殷周器のものと次の漢器に移行せんとする中間にありて、前に記せしスキタイ式―西方古典文化を含む―を受入せしものにして自から一つの特色を築き上げると共に他方當時の社會生活の樣式上〔衣服武具其他〕に少からざる影響を及ぼしたるものなり。されど此式は飽くまで前代に於ける古典的の樣式に立脚したるものにして此點において綏遠式乃至スキタイ式のそれと似て非なるもののある所にして此式の遺物の發見地は今日においては河南、山西安徽河北の範圍に擴がり中にも山西李峪村、安徽壽縣河南金村のものは最も著例とせらるるものなり。先年滿洲錦州省朝陽縣北票において發見せられたる古銅盤〔八幡一郎氏「朝陽縣北票附近出土の銅器」第一次滿蒙學術調査研究團報告第六部第一編〕は正しく此式に屬するものなり。されば將來滿洲に於いて、中にも熱河錦州の舊熱河省內より此式に屬する遺物の發見を更に多く齎すべきことは期して待つべきものとせざる可らず。

（一）墓　誌

大寧城・朝散大夫孟公墓誌　遼・壽昌二年（第五三圖下）

大遼故朝散大夫行尚書職方郎中知大理正飛騎尉賜紫金魚袋孟公墓誌銘　并序

宗弟尚書左司郎中充史館修撰應奉閤下文字　初撰

公諱有孚字終吉其先平昌之著姓迨至[我]朝分其族而北從土願例遂爲中都人曾王父庭訓守衞尉少卿致仕父從迺不仕忠信篤厚衆所推服與故尚書[郎]趙公雋延友善趙於當時有儒者名實謂人曰觀此翁之德其身雖不達子孫當盛厥後三子皆能取進士第衆[謂]趙公之言也信母張氏性淑善有禮法從長子廕封清河縣太君公其次子也公幼敏悟力學不倦犖犖自立絕[異]於常人年二十七登科其在公敢行有不可奪之氣曾知泰州樂康縣甚有佳政朝庭亦聞之及受代爲辰渌鹽[院]使會　車駕路出於金山問其政於民乃召赴行在[所]未及至授同知泰州軍州事從彼人之欲也未幾特[旨]改韶陽軍節度副使

上方急用之當塗無有力者推挽改盧龍縣錦州節度[副]使至磨勘盈臨解由凡五任　上復記其能用爲大理正公以毅然自奮益欲有所立時朝廷命復慶陵之道[民]詔公乘馹以督之在途疽發有勸其還者公堅拒不從[且]夜猶馳不止至病亟乃車載還于家纔數日而歿享年[五]十時壽昌二年三月九日也即其年六月十五日附[葬]于先人兆次公承父舊產頗亦自豐以急公緩私竟至[彫]廢唯仰祿爲給既歿而其家頓空是誠可哀也已兄曰[有]隣故爲殿中少監弟曰有常今爲太子洗馬樞密院令史妹適進士杜議妻清河張氏男三人長曰觀風次曰韶[陽]幼曰遼與女五人長始笄夭餘並幼銘曰

用文決科取則獲　秉心惟剛責育敵

皇聽及民知治蹟　進未大享途且隔

再登于朝功欲白　命之不融今及厄

坎其穴中爰降魄　維有歷年茲永宅

原石は旅順博物館にあり。大名城附近出土とする蓋石と共に發見せりと云ふ。

本墓誌は篆蓋を有するも篆額の文字なく空白となれり。縦一尺八寸、横二尺三寸厚四寸。

大寧城・殿中少監孟公墓誌銘[第五三圖上]

篆蓋大遼故殿中少監孟公墓誌銘篆蓋[縦横各一尺九寸]のみを有し墓誌銘を缺く。前の墓誌銘に據るに三人兄弟中の長兄がこの殿中少監となりしものにして次兄は即ち前の朝散大夫に當りしものなることを知るべし。

銘れにしてもこの孟公兄弟は同一墓所に埋葬せられたるものと見るべく、長兄に次いで葬られたる次兄の篆額の空白となれることは却つてこの間の消息を推すものなり。

梵　字　石　蓋

縦二尺三寸横三尺三寸の粘板岩質の石材を以て上面を四注造りの家とをなし其裏面に縦一尺九寸横二尺五寸深三寸を刳抜き鏡板となし、これと其額縁に梵字を刻したるものにして、額縁には二段を鏡板には十三段を以て刻したり。梵字は當代に弘布せる尊勝陀羅尼經なり。この蓋石はもと前に記せる孟公兄弟の墓誌を覆へるものなりしと傳ふるものなり。

（二）石　棺（第五四圖下、第五五圖）

大名城附近出土と傳ふるものにして花崗岩を以て造れる家型棺にして即ち身は刳抜式にて箱狀を呈し、蓋は四注造の家形をなすものなり。身部の上緣は下底に比し稍々擴がり其長三尺四寸あり。幅同じく二尺六寸高さ一尺二寸。蓋部これに同じき下面を有し、高さ五寸を數ふ。本棺の興味あるものは身の一側面に圖樣を陽刻するもののあることなり。即ち長手の一側面を三區に劃し、中央の部分は門戸となし、大形の鍵を刻して其門扉のかたく閉せるを見るべく、而して其左右の兩區にそれ〳〵陽刻せる圖樣をあらはせるものなり。

斯樣に石棺の正面又は側面に長方形の孔を穿ちこれを門戸としたるものは日本古墳時代の石棺主として家形石棺に往々見る所のものにしてこれを窓橫口式石棺と呼ぶ所のものなり。今本例は全くこの窓口式石棺に該當するものにして棺身の一部に門戸を作造する送葬の意義も亦殆ど共通する思想に基くものなるべくと推さるるものなり。曩に吉林省農安縣の縣城北門より出土せし金大定二十一年在銘の小石棺(奉天博物館藏)の正面中央部には同じく門戸を陰刻するものあり。

扨本例の棺身に刻せられたる圖樣に就いて見るに兩者ともそれぞれ縱八寸五分橫一尺の區劃を有し、右圖には步行する二人物あり。前者は棒樣のものを持ち後者は大なる傘樣のものを右肩に擔げりて、彫刻の手法粗雜に流れ充分明にしがたきも人物の風貌いづれも特異なるものありて、あきらかに當代人を示せるものと云ふべし。右上及左下には雲狀をあらはせり。この豪宕なる雲狀は遼代の圖樣に多く用ひらるる所にして(例へば南滿洲鞍山附近出土の遼代畫像石と稱する墳墓石壁圖樣)當代における特殊の圖樣と云ふべし。

左方には中央に長身の馬像をあらはし、この馬像には鞍をはじめ馬具の一式を供へたり。馬首の下に一人物を描きこの人物の右手には鞭樣のものを上方に擧げたる左手の端には一羽の烏のとまれるを見るべし而して左の上方より右方に向ひて一連の唐草樣の刻線の流れるは恐らく雲狀をあらはせるものとすべし。

以上兩個の圖樣はそれ〳〵葬送に關聯する繪傳なるべきも如何なる場面を示せるものなるかに就いては後考を待つものとす。

これらの圖樣によりこの石棺には銘記なきも遼代のものと推すべく、或は前に擧げたる孟公兄弟墓誌並に梵字石蓋等の石棺蓋と殆ど同大の形狀等より推して或は孟公一族の石棺に屬するものに非ざるやとも思惟するものなり。

因に奉天博物館には元湯玉麟舊藏に係る傳熱河將來の大銅鐘(總高約六尺)あり。乾隆年造とあるは後銘にして遼金代のものなるべし。其外周に百數十に及ぶ人馬及車輿等の陽刻するものありて明かに車駕行列を示したるものなり。其人物の刻出に滿洲民族として彼此關聯するところ少からず。滿洲における彫塑的工藝資料として其存在を更に新たにすべきものあり。

この石棺には附隨として石彫の欄杆と僧形石人とあり。欄杆の其一部を見るに童孩を抱ける人形の凭掛れる造作あり(第五六圖上)僧形(第五六圖上)のものは其彫法稚拙の域を脫せざるも三例ありて坐形を示し、大なるは約一尺あり。この僧形はもと石棺蓋の上に置きしものなりと傳ふ。この僧形石人は次に述ぶる遼開泰七年在銘の石棺にも今、二個附隨する所あり。

從來滿洲において發見せられたるこの種の石棺は僅々二三に過ぎざるものなり。而かもいづれも遼金時代に屬するものにして遼代として一例(奉天博物館藏第五四圖上)金代として二例(奉天博物

館及京都帝國大學考古學敎室藏を知るのみなり。孰れも小形にして小なるは骨壺を納むるに足るのみなり(京都帝國大學例、これには正面に花形文を刻出せり)。上例のうち奉天城內より發見せられし遼の開泰七年在銘の石棺は長さ約三尺、幅約一尺八寸、高さ蓋ともにて約一尺五寸あり、同じく身は刳拔式のものなれども其四周に靑龍、白虎、朱雀、玄武を半浮彫の手法を以て刻出せり。其雄偉なる彫法は當代藝術を推すものとして完好せる有力なる資料たるを失はざるものなり。かかる石棺の外周に四神を彫出する手法は遼金時代と時を同じくせる朝鮮の高麗時代のものに多く見るものにして、頭て高麗時代のものにありては板狀の石質の爲め線刻に限定せられあるも作造意圖の同樣なることは云ふまでもなかるべし。前に記せし吉林省農安出土の金代石棺も長さ約二尺九寸、幅約一尺六寸、高さ約一尺三寸のものなり。

(三) 墳墓發見遺物

寧城縣

金銅鳳凰(第五七圖上)

大名城出土とするものなり。三厘厚の銅板を刳拔きて加工し、これに鍍金を施せるものにして、頭、胴、翼の三部結合して作製せられあり。所々絲鏞を呈すれども今なほ金色燦然たるものあり。

高三寸、頸首より尾端まで七寸あり、胴部は空洞にして、長徑二寸の半截の卵形を伏置し、其上方に方二分の角孔あることより推して頂裝用として用ゐられしものなることを知るべし。頭頸部は同じく空洞にして遊離するものを金屬を以て胴部と連絡しあるを以て頸首を今なほ左右に動かし得べし。頸首をはじめ羽翼の表面には線刻を以て羽毛をあらはし、口部の一端に紐孔を穿てり。全貌稍々鈍重の感を與ふるものあれども却つて當代の趣致を發揮せるものと云ふべし。

この鳳凰形は頂裝用として用ゐられしものなることは云ふをまたざるものなるも他の如何なる物質に附着せられたるものなるかを推し難し。試みに冠帽の頂裝とするにおいては大なるに失するものあり、寧ろ肩輿の如きものの頂裝とすべきが如し。このことは次に記述する金銅鈴と其着裝の用途を同じくするものなるべしと思惟せらるるを以てなり。

由來、鳳凰は祥瑞として古くより尊重せられしことは茲に多言を要せざる所なるも、其發生は漢代にあるものの如く其以前にありては朱雀又は雉を以て充てられしものなることは漢代に先行する古銅器其他の文樣に鳳凰文の存在なきを以ても推さるるものなり。

鳳凰は雄を鳳と云ひ雌を凰と云ひ、鷄頭蛇頸龜背魚尾にして五彩あり、其高六尺餘なりと古書に記す所あり。此等はもとより實在のものに非ずして、恐らく漢代に於ける西方乃至印度方面との交通の結果作爲せられたる祥瑞と見るを得べし。日本においては佛敎と共に入り瑞祥文として特に愛好せられたることは人の周く知る所なり。

金銅鈴(第五七圖)

同じく大名城出土とす。大小二個宛ありいづれも球狀をなし素文にして、大なるは胴徑一寸七分。小なるもの同じく一寸あり。丸は小石に非ずして特に銅製の小球を作りそれ〳〵納めあり。

又各鈴の紐部に銅の薄板よりなれる雙魚板を篏裝するものにして、長さ約二寸あり小鈴のものは大鈴に附したると同じきものを折半し更に紐孔を穿てるものなり。

金銅鉸具(第五九圖下中央)

同上出土。瑞狀にして稍々楕圓をなし、長徑一寸五分あり。留針鉸具に屬し、留針に對向する環狀の上方は扁平となり、弦に草花文を彫出し且其左右に青石を嵌裝する所あり。其背面を鋸齒狀に刳れるものありて、龍形を象らしめたるものとすべきが如し。其製作精巧にして或は支那本土よりの將來品とも想像せらるべし。

建昌縣

以下記述するものは凌源附近出土とするものにして遺物はほぼ一括して發見せられたるものの如くその品目は次の如し。

一鐵製輪鐙　二對　一鐵製轡　二對
一鐵製刀子　二個　一鐵鏃　八個
一銅製小金具(鉸具其他約三十個)　一錢貨(開元通寶)　一個
一玉類管玉八十個小玉其他數個)　一石製銙帶　十個
一銅製沓底殘缺　五片

等なり。今遺物の個々に就き述ぶるは煩細に亙るを以て一二の主要遺物について簡單に記す所あるべし。刀子は柄に着裝せられありて、其柄は獸角よりなれることに注意を惹くものなり。更に銅製の沓底と唐鍤の發見は本遺物の年代推究に最も興味あるものとすべく、前者は曩に記述したる如く金屬假面と伴出するものありたり。後者の錢貨はもと多數の銅製小金具中に混在せしものにして、整理中たま〳〵發見したるものなり字面甚しく錆銹したるも唐代の開元通寶錢なるを確むるを得たるものなり。この一片の錢貨の伴存は上來の遺物に於いて、たとえ銅製沓底の金屬假面と相關するものありと云へども尚ほ年代的に想定せしめ得る遺物に非ず。茲に開元通寶の伴出は本墳築營當初に於ける一括遺物と推すべく、上來の遺物特に金屬假面の遼代を中心とするものなることを益々明瞭にせしめるものと云ふべし。(以上旅順博物館藏)

次に記述する一括の遺物も亦凌源地方出土とするものなり。

金銅小形飾板(第五八圖下)

六個あり。いづれも長邊一寸六分、短邊一寸五分ありてほぼ方形に近く、高さ三分の緣周を繞らしたるも銅の薄板を以て作り裏面より、文樣を打出しこれに鍍金を施せるものなり。

表面は微粒文地の上に四方及中央に五個の草花文を打出したる唐草文なり。其彫法流麗にして且つ雄健なるものありて當代における工藝的作品として卓絶せるものなりとすべし。裏面の四隅に脚鉦ありて、もと他の器物に固着せしめたるものなりしを知るも如何なる器物の表飾なりしかを明かにしがたし。されど六個の表飾板はいづれも同一文樣なることより推して手箱狀の蓋面に並列附飾したるものとも想像せらるるものなり。

金銅花形飾板(第五八圖下)

二個あり。横徑一寸四分ありて、彫法並に文樣等殆ど前者に同じ。この飾板も亦、恐らく前者の器物の側面に附飾したるものなるべし。

銅製四葉座金具(第五九圖下)

立華狀の四葉座を有する革金具にして五個あり。これに附隨したる鉸具二個ありて恐らく馬具用のものなるべし。

金製鳳凰飾(第五八圖上)

三個あり。いづれも極小のものにして二個はほぼ同じく其完存する一例を見るに總高一寸七分あり、頭首及胴部を形づくり正向したる鳳形は徑二分の圓板臺座上に立ち兩翼を展開し、尾翼を立華狀に垂直せしめたるものなり。而して渦形をなす個々の處に眞珠又は靑石を裝塡せしめたるものにして技巧の纖細にして且つ華麗なるものと云ふべし。

今一は高さ一寸四分、幅一寸六分あり。稍々上方に對向せる鳥形をあらはし、これに草花文を以て圍繞せるものにして手法前者と全く同樣なり。以上の遺物は恐らく寶冠の寶飾とせしものなるべし。

これらの寶飾は即ち黃金の可伸性を利用し、其細線纖粒を以て纖細なる細工を裝飾品に施せる細金細工の技工に屬するものなり。この細金細工に就いては曩に濱田博士の周密なる論考(細金細工に就いて)東亞考古學研究所收)ありて東亞における古代遺物中この特殊の技術に俟つもの多きを知るものありたり。細金細工(フイリグレー)は要するに金銀の細き柔かなる絲を撚糾且つ組辮しその各の接觸點及素地との間を金銀の白蠟及硼砂を以て吸管の焰によつて結著せしめたるものにして更に金銀の細粒又は小玉を渦形其他に附着せしむるものとせらる。この技術はもと希臘乃至伊太利において紀元前第六世紀乃至三世紀に發達せしものにして、之が歷山大王の東征と共に印度に其技術を傳へ更に中亞に及ぼせるものなり。而して支那においては後漢時代に西方との交通の結果印度及中亞より其技を學びたるものの如し。此種遺物において著例とさるるものは支那にあつては樂浪郡漢墓發見の帶留金具を、朝鮮にては特に古新羅時代の金製耳飾を擧ぐべく日本にても同じく古墳發見の金製耳飾をこれに充つるものなり。

石製小形獅子像

凌源附近の出土と傳ふ。(第五九圖上)數個あり、いづれも高さ五寸以內のものにして、彫法簡粗なれども尙遼金時代のものとして認むべきものなり。

建平縣

鷄冠壺

鷄冠壺に就いては曩に本編中詳述する所ありしが、いまだ精確なる出土を聞かざるを以て甚だ遺憾とするものなりき。然るに最近建平縣葉柏壽所在の一古墳において、本遺物の副葬せられありしを明かにせられたることは筆者の喜びに堪へざる所なり。今、この古墳を親しく調査せられたる奉博天物館長三宅宗悅氏の筆者に寄せられたる概要並に遺物寫眞等に依るに古墳は葉柏壽驛構內にあり、塚築にして圓形の平面をなし、天井部は穹窿狀となれるものあり。墳築の構造及墓塚乃至遺物等に徵して遼時代のものなることは疑ひなく遺物として主要なるもの刀劍、陶器類內に鷄冠壺を含む」なりとせらるるものなり(筆者は最近該博物館につきて此等の遺物を實見する所ありたり)。陶器類は素燒壺、三彩盌(所謂遼三彩)及び鷄冠壺なり。就中鷄冠壺は完存し最も典型的とすべき優品たるを推さしむるものなり。

本古墳に就いて近く三宅氏の周密なる調査報告の發表あるべきに先ち、今同氏の好意により概要の發表を玆に許されたることを厚く感謝するものなり。因に同氏の報導によるに、最近本省に北接する興安西省林東附近所在の一古墳より同じく鷄冠壺並に遼三彩盌類及び陶硯等の發見ありたり

と云ふ。興味ある事例と云ふべし。

三、彩陶器(遼三彩)

從來鷄冠壺の一群と共に(第六〇圖)往々三彩陶器の伴出するものありとせられ、これらの陶器は所謂「遼三彩」として世に認識せらるるものなり。今、この三彩陶が鷄冠壺と共に所出するもののあるを知るに至りたるを以て以下若干この三彩陶器について述ぶる所あるべし。

所謂「遼三彩」と稱するものは軟陶に屬し、單色釉のものの外、黃、綠、青等の含鉛質の軟質色釉を化粧掛けしたる軟陶上に施せるものにして、この「技工」は全く唐三彩の傳統をつぐものと云ふべし。

遼三彩の器形には概して皿並に淺鉢形のものの多く、中にも雲形平皿、角皿、八花皿の類は當代における好尙を發揮せるものなり。文樣の多くは簡略にして、各釉色を以て單に塗色したるものに過ぎざるも稍々整頓するものにありては草花文主として牡丹、これに飛蝶を配するものもあり)を見るべし。されどこれらの表現はいづれも簡粗且つ生硬の域を脫せず、此點却つて多分に異色ある表現を齎せるものありとすべし。

そも〳〵此種の軟釉の系統は漢代における西域交通の結果支那に傳來したるものなりとせられ、漢代遺物に綠釉乃至黃褐色を以て單色に施釉したるものの多くを今日遺存せり。而して六朝を經て唐代に入り其技益々發達して遂に軟陶三彩として至要なる地位を築くに至れるものなり。この手法の滿洲(北支も含む)に傳統するものとして今遼三彩として擧ぐることは興味あることなりとせざるべからず。

因に滿洲における唐三彩の存在は渤海において其傳來を受けたるものにして、渤海においては唐

の武宗の會昌元年に唐に貢獻したる紫瓷盆の優秀を傳へるものあり。その國都東京城址(牡丹江省)發見にかかる此種の釉陶として屋瓦及座柱に多くの事例を見るに止まれるも渤海の窯業は相當の發達を告げたるものと推すことにより(東京城東方考古學叢刊甲種第五冊將來滿洲の地より渤海自身の手になれる三彩軟釉の發見を俟つに切なるものなり。

(和和十五年三月補記)

第一圖　滿洲新石器時代遺蹟分布圖

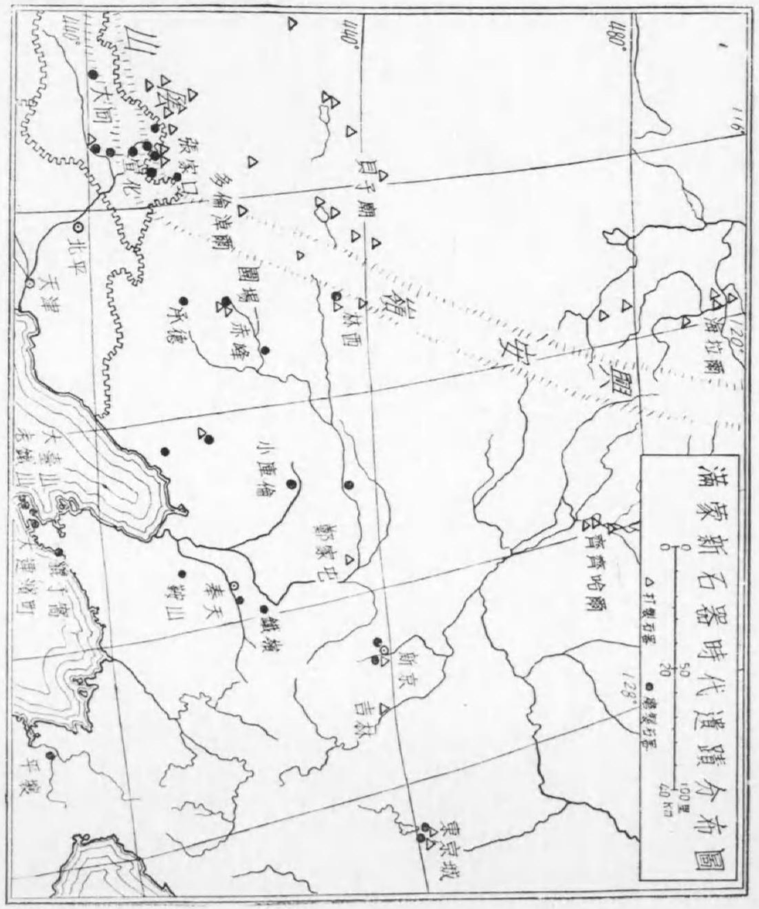

第二圖　南滿洲各地發見磨製石器圖

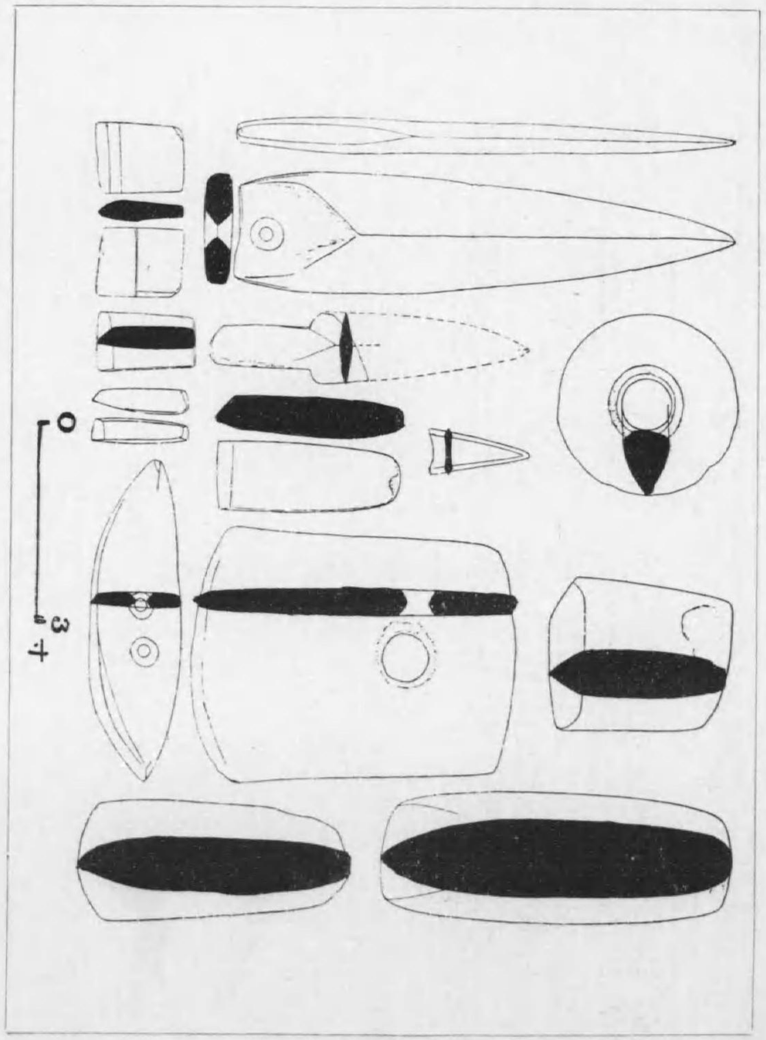

第三圖　南滿洲發見各種石器（左上、有孔扁平石斧（人骨伴出）、右上、磨石鏃等以上貔子窩）石庖丁（右下）有孔石劒（左下）等以上大連濱町）

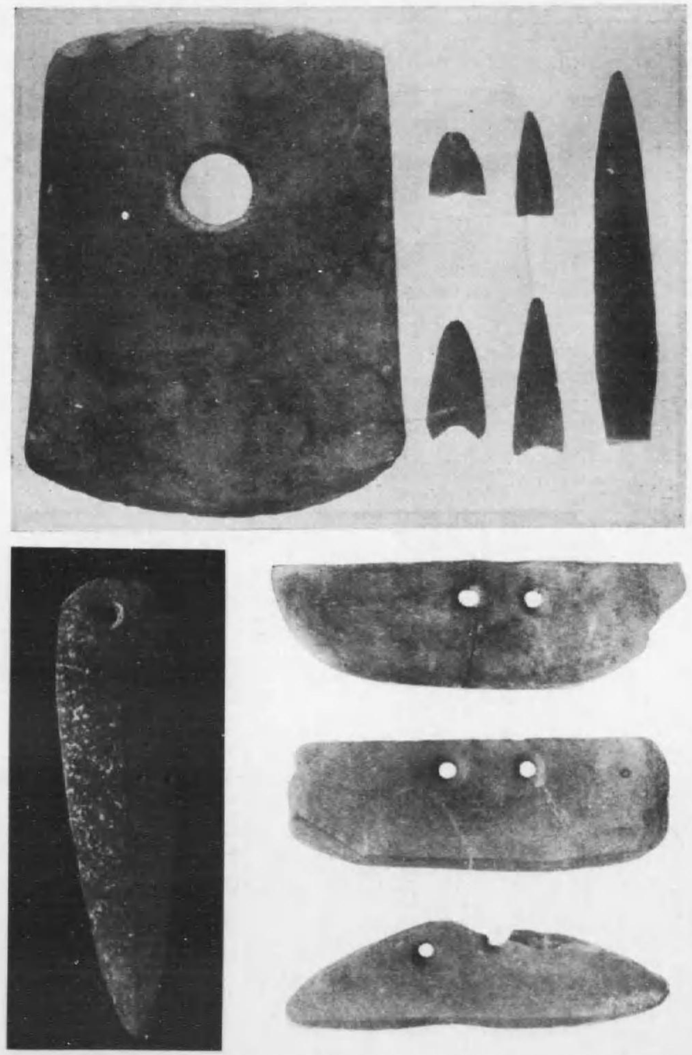

第四圖　滿洲與安西省小庫倫發見石器（上、有孔石斧、下、多頭環狀石斧）

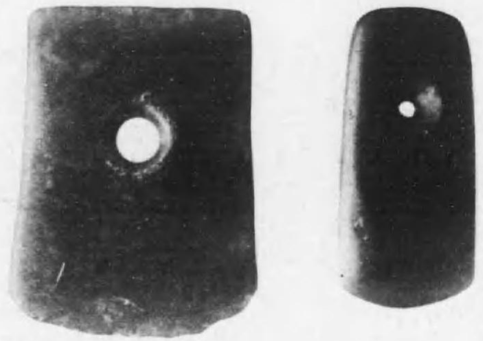

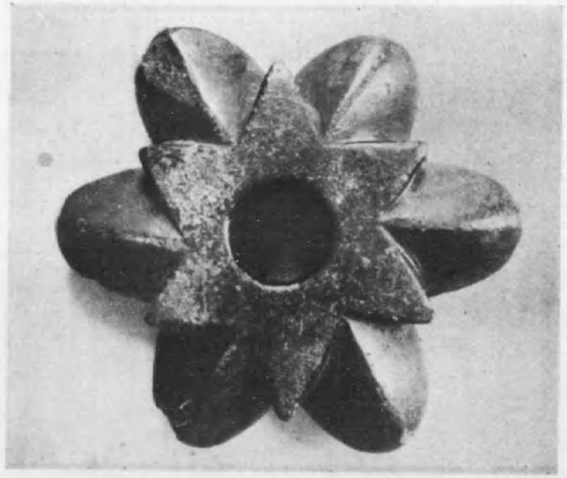

第五圖　支那發見石器及玉器（1）（2）有孔石斧、（3）—（5）玉斧）

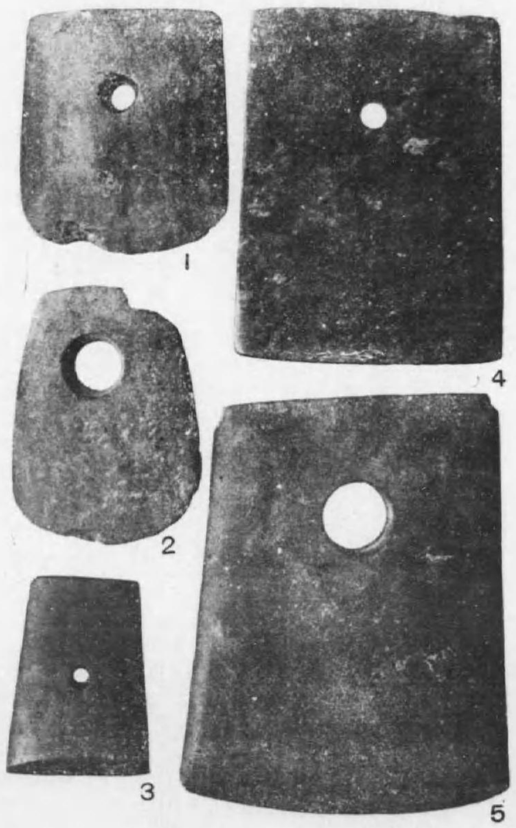

（約五分之二）

第六圖　南滿洲發見（旅順老鐵山麓）土器及磨石鏃

（實大）

第七圖　熱河赤峰紅山後發見石棺（上、第十五號墓　下、第三號墓、壺、有孔石斧及骨鏃伴出）

第九圖　熱河赤峰紅山後發見土器及石器（左上、高形土器（第七號墓發見）右上、有孔石斧（第三號墓發見））

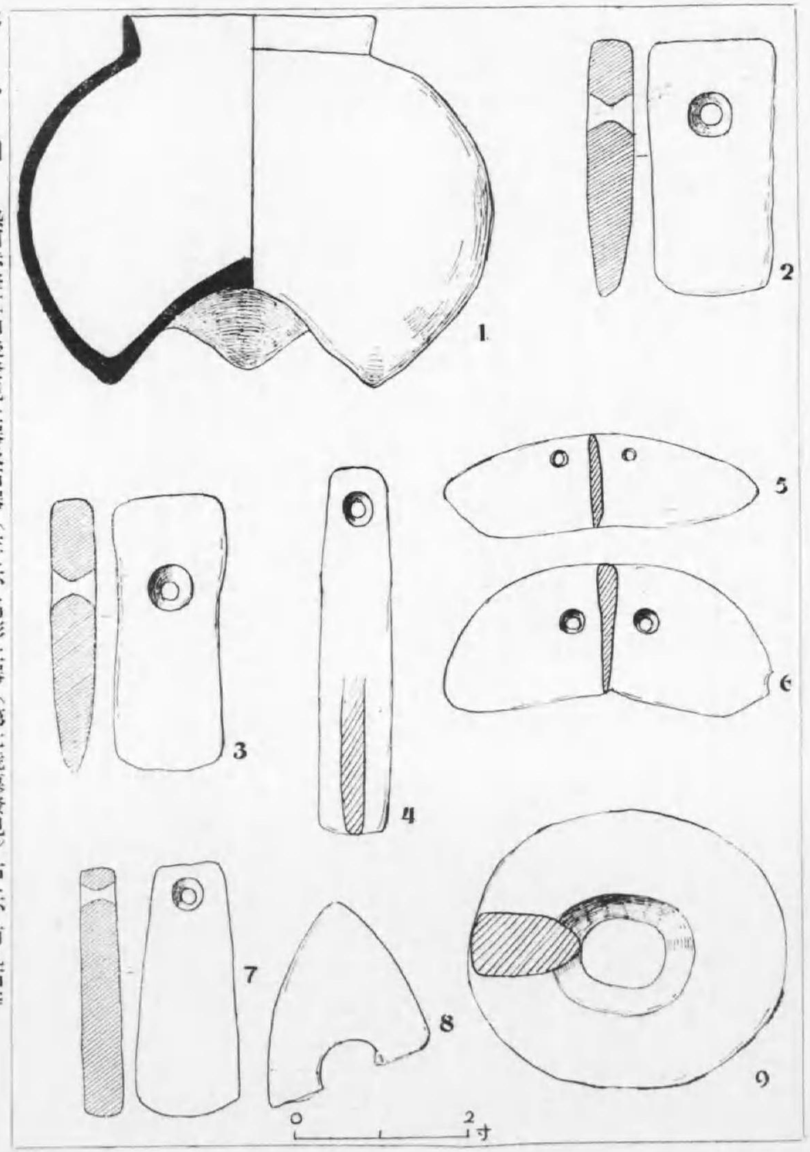

第八圖　熱河赤峯紅山後發見遺物（右上下銅斧鑄型、左上下同上石嘗製銅斧、下　貝製垂飾）

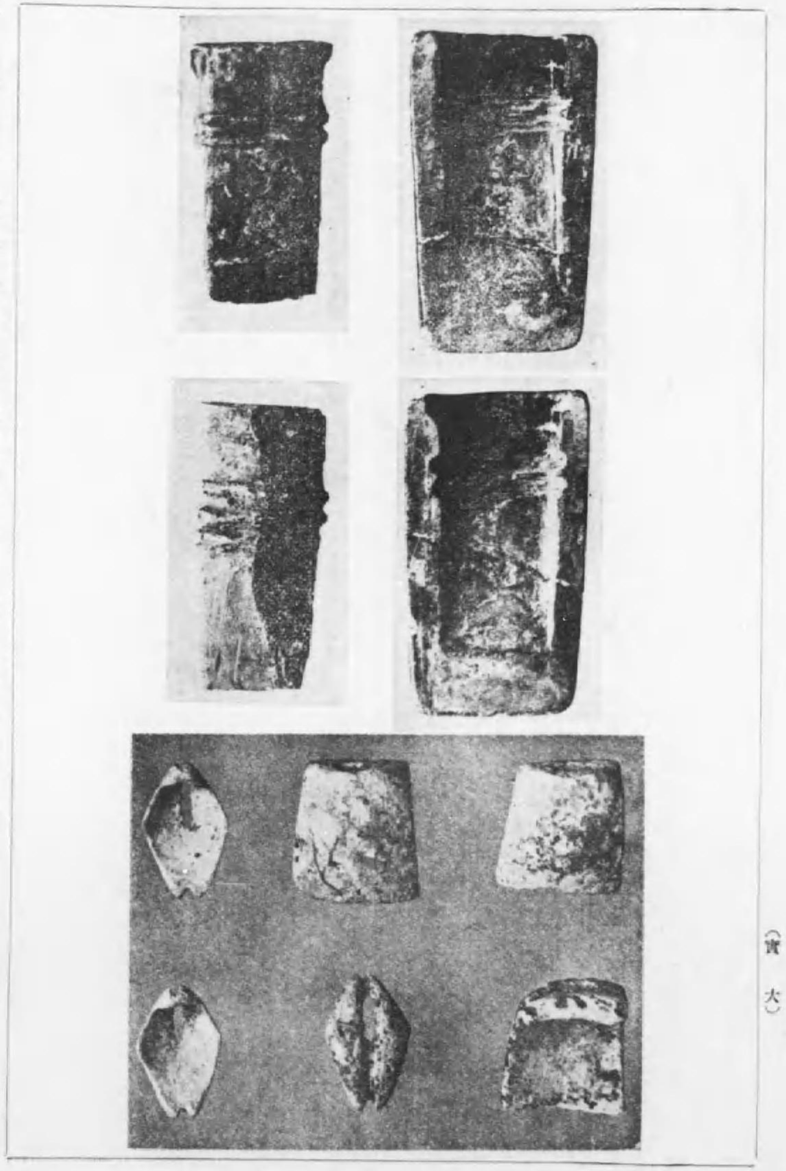

（實大）

第一一圖　熱河赤峯附近發見石器(1)—(3)有孔石斧　(4)尖頭器　(5)石庖丁　(6)環狀溫斧　(7)(8)有孔槌斧

（約五分之三）

第一〇圖　支那發見玉器（左右、玉刀、中、玉戚）

（約五分之四）

第一二圖　南滿洲貔子窩發見甑形土器

第一三圖　滿洲與安西省小庫倫發見鬲形土器

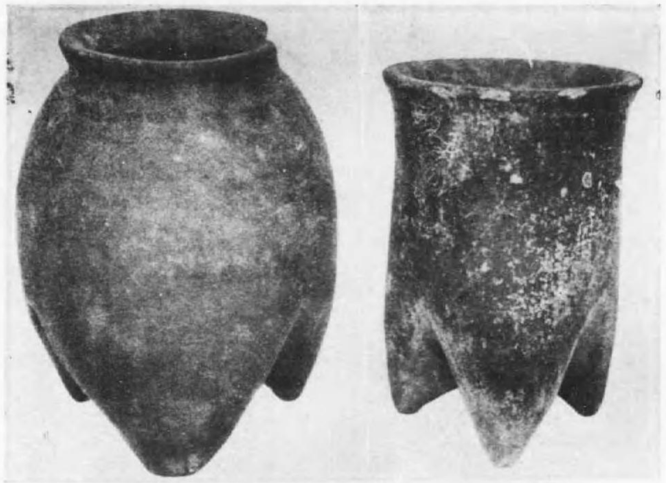

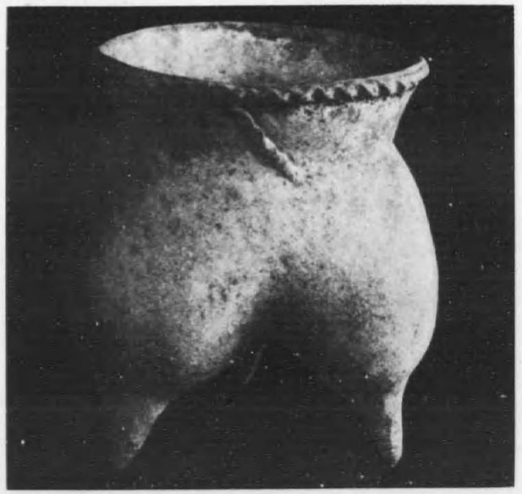

（約三分之二）

第一五圖　熱河朝陽東家營子古墳發見石器其他遺物

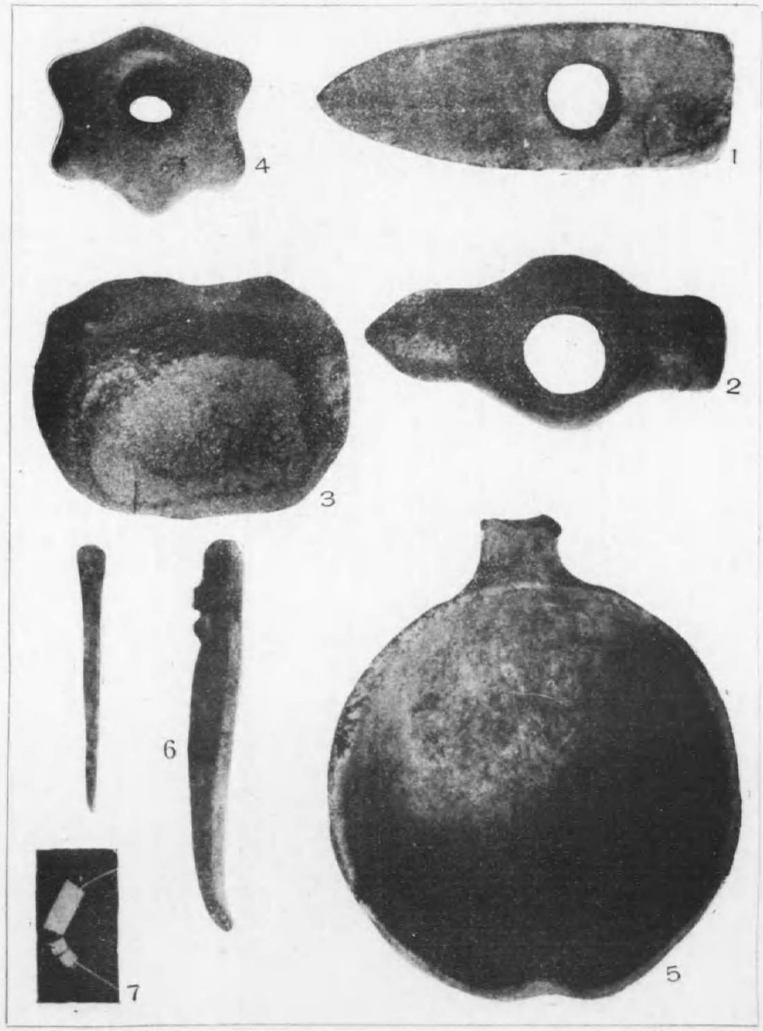

第一四圖　熱河赤峰附近發見土器類

（約三分之一）

第一七圖　北方系銅劍

第一六圖　熱河赤峰附近發見各種遺物（1銅斧　2銅刀子　3明刀錢　4—14小飾金具類　15管玉　16丸玉　17骨製子安貝形品）

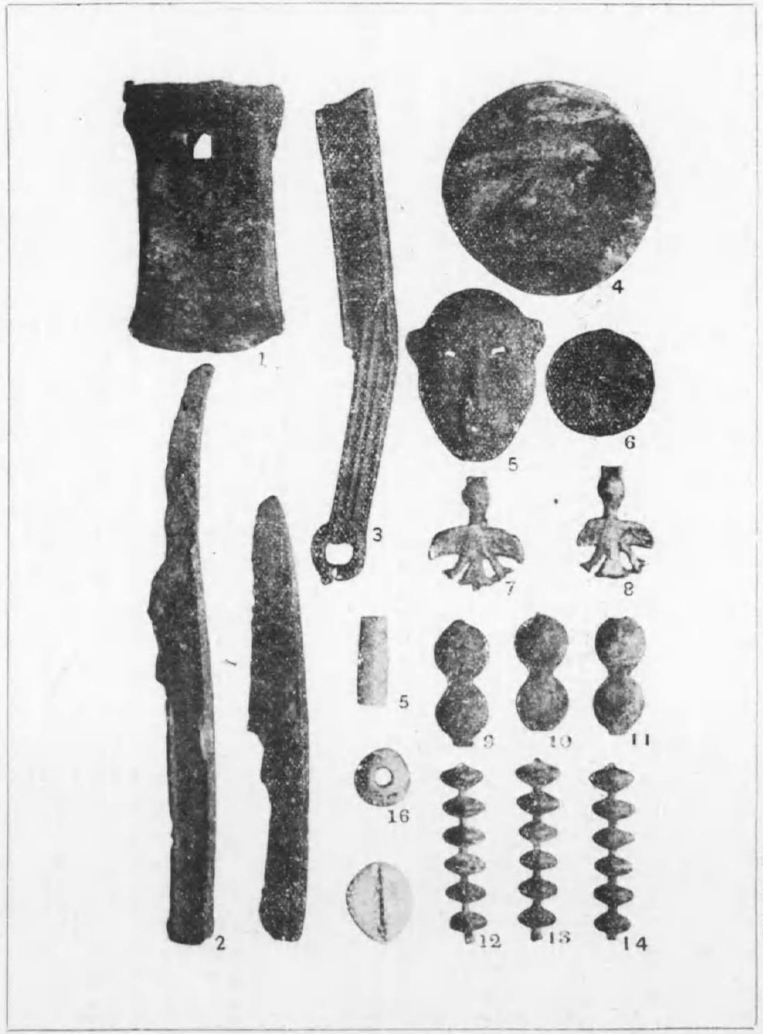

（約三分之一）

第一九圖　熱河大名城發見銅劒銅斧銅鏃等

第一八圖　北方系青銅刀子

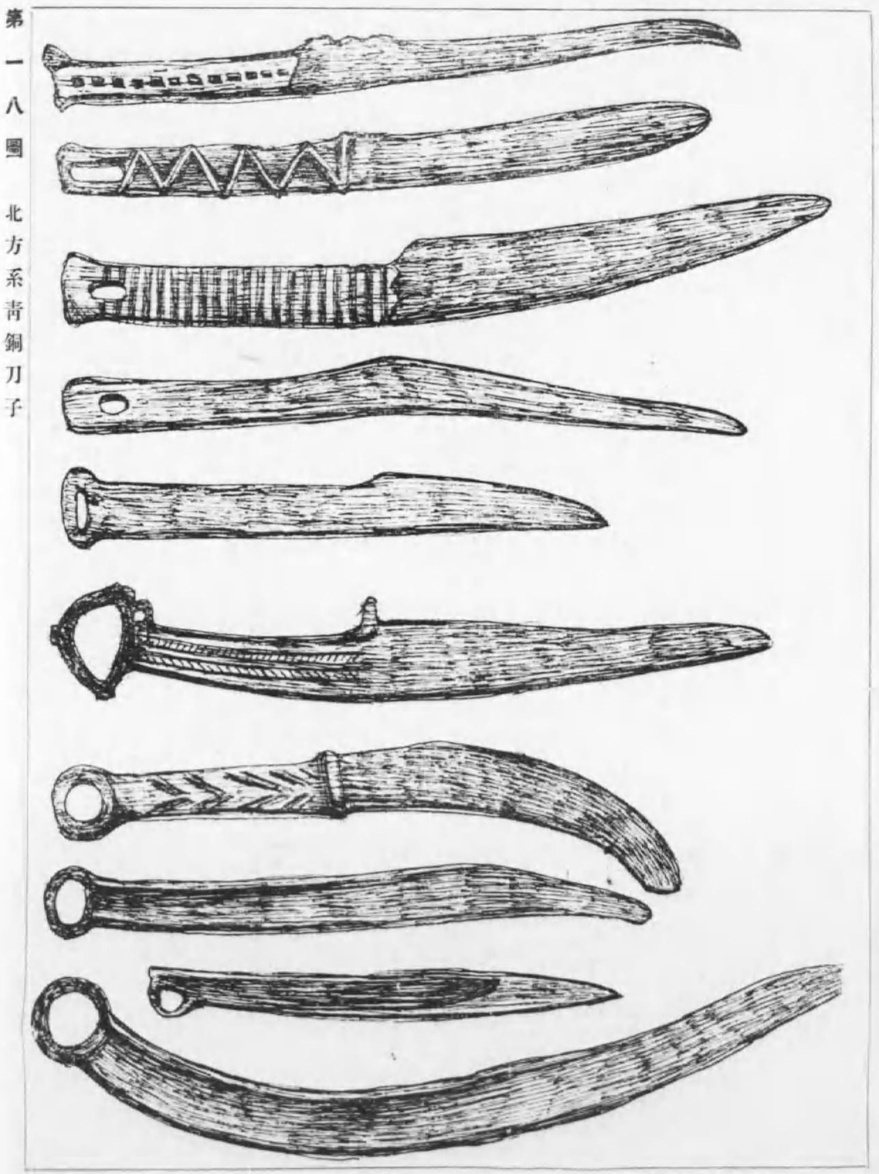

第二一圖　北支那發見北方系青銅兜

第二〇圖　熱河赤峯附近發見青銅兜及銅劍等

第二二圖　北方系綏遠式銅器（1 2 3獸形垂飾　4 5 鳥頭形小金具　6 9 釦具　7 8 10 鳥形鉞具　11 矩形飾板）

（實　大）

第二三圖　北方系綏遠式銅器（1 2獸形垂飾　3 4 鳥頭形小金具　5 6 獸頭形小金具　7—12飾板）

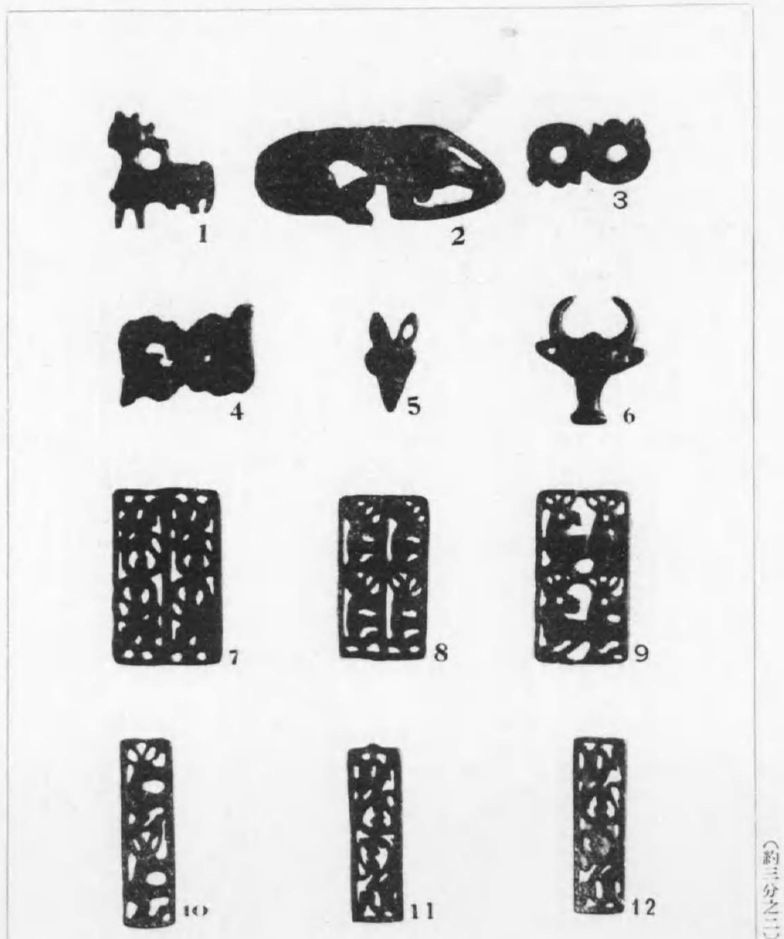

（約三分之二）

第二五圖　北支那發見北方系銅容器

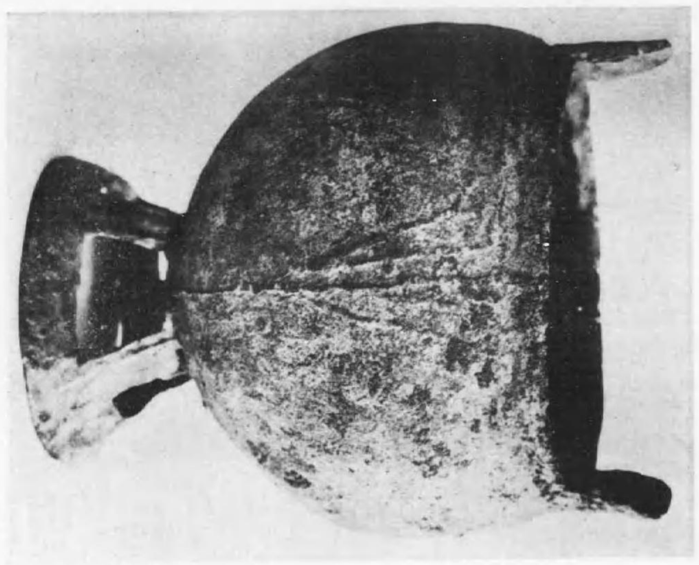

第二四圖　北支那發見北方系銅容器

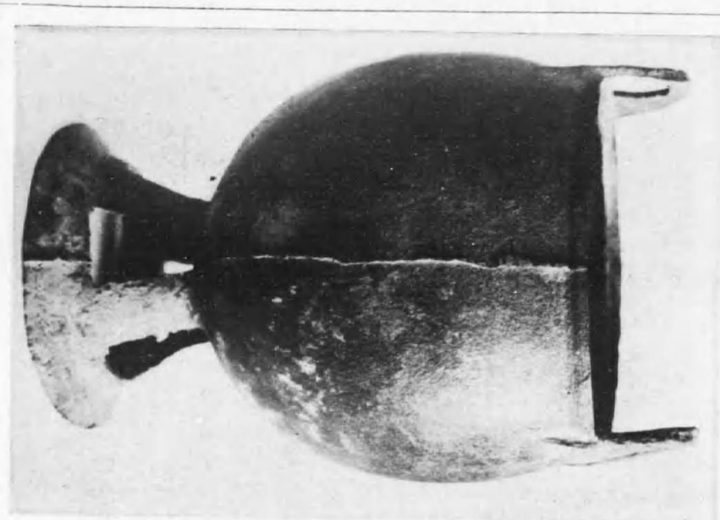

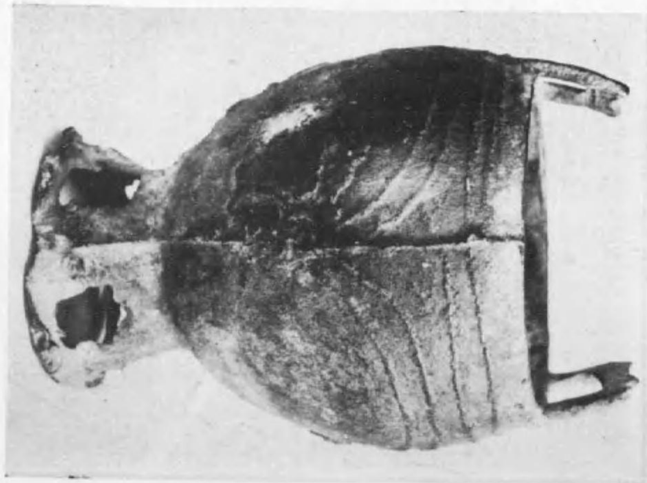

第二七圖　南滿洲龍子窩發見彩文土器（下、復原圖）

第二六圖　北方系絞遠式青銅器（1 2 鞘金具　3 童形垂飾　4 印章　5 6 釦　7 8 獸頭小金具　9 魚形垂飾　10 飾金具　11 連珠形金具　12 辻金具　13 鐸鈴　14 馬面）

第二九圖　熱河赤峰四道井子附近發見彩文土器

第二八圖　熱河赤峰紅山後發見彩文土器破片

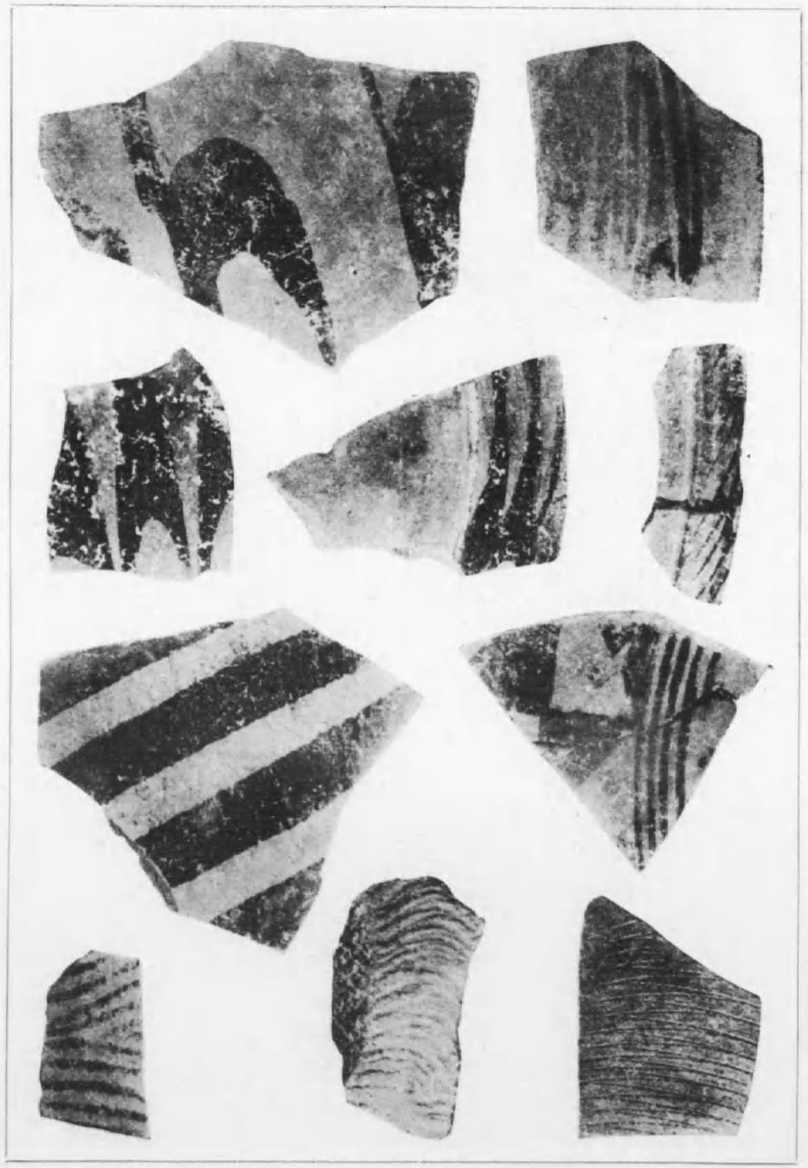

第三一圖　熱河承德附近（河東）發見土器及磨製石器圖

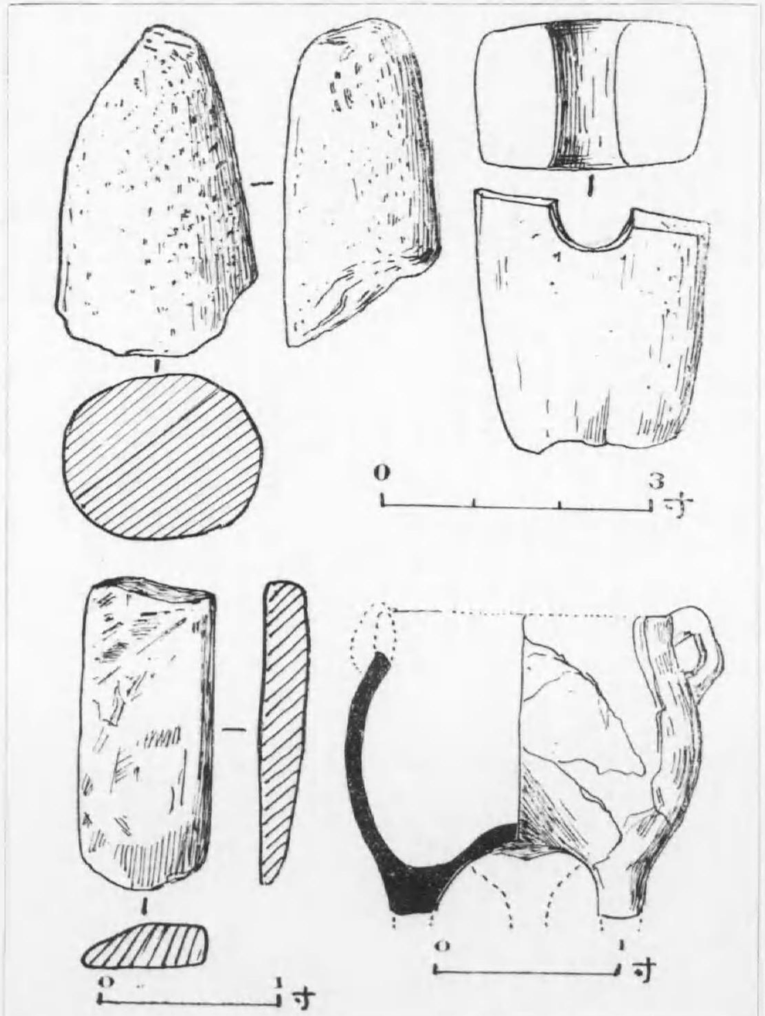

第三〇圖　熱河赤峰四道井子附近發見彩文土器圖

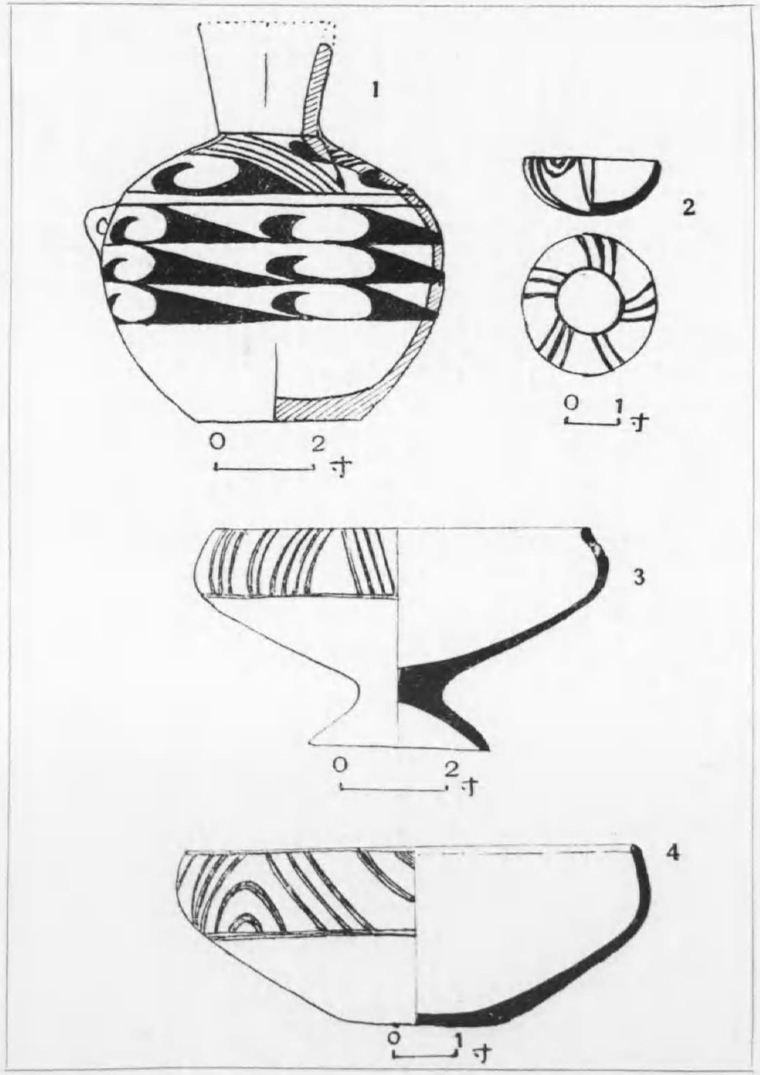

第三二圖　熱河承德附近（伊犁廟臺地）發見石器圖

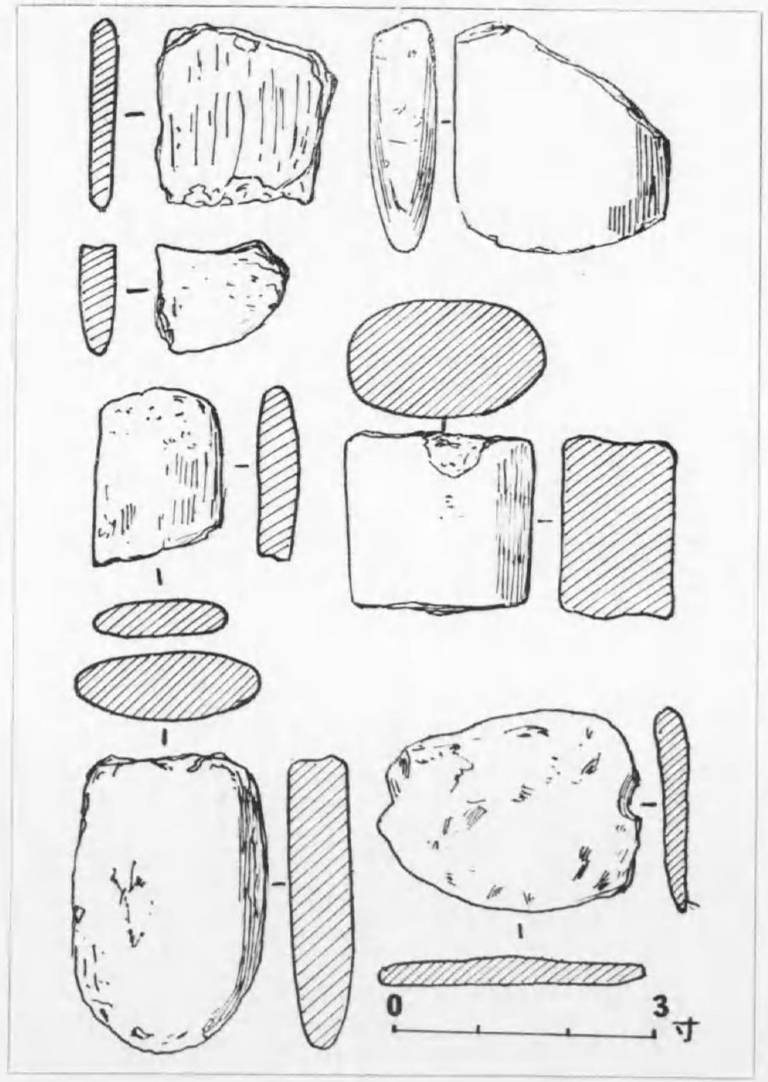

第三三圖　熱河承德（右上、柴河口、左下、獅子溝園）藁平（西北丘陵）隆化（西山）發見石器圖

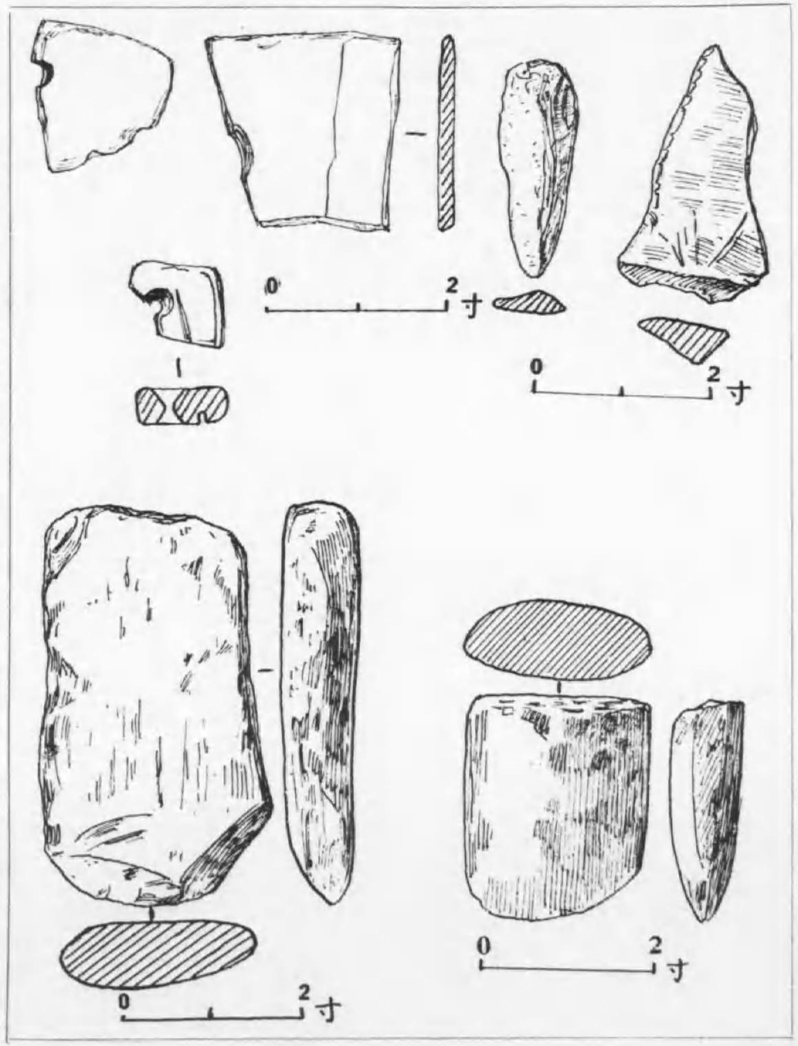

第三五圖　熱河大廟附近（鷄冠子山側）發見打製及磨製石器圖

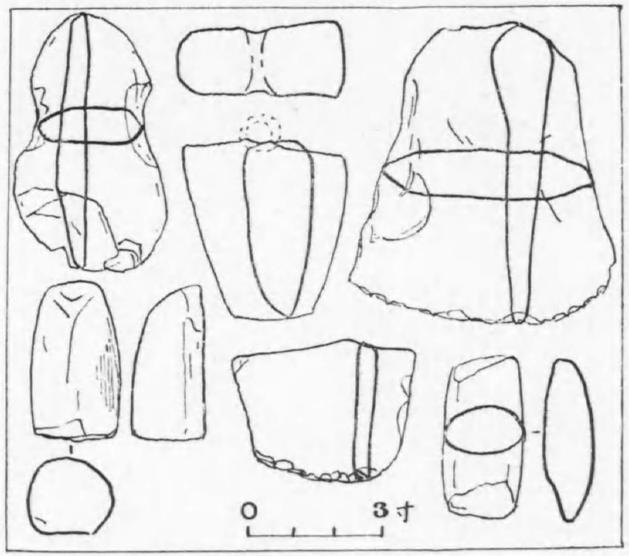

第三四圖　熱河大廟附近發見石器圖　上、元寶山發見細石器（1石刃　2尖石　4－6石匙）下、塔子山側發見

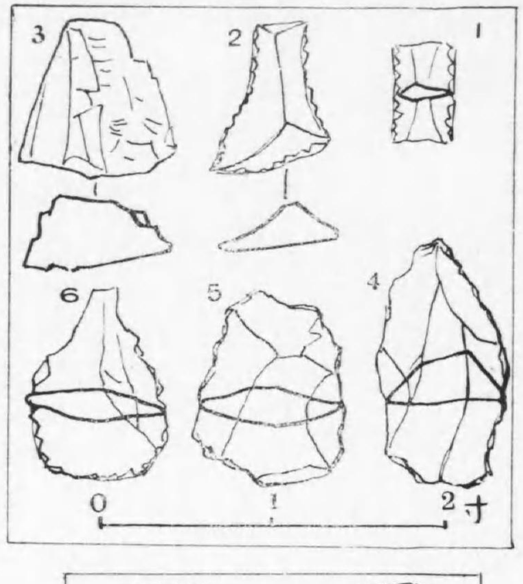

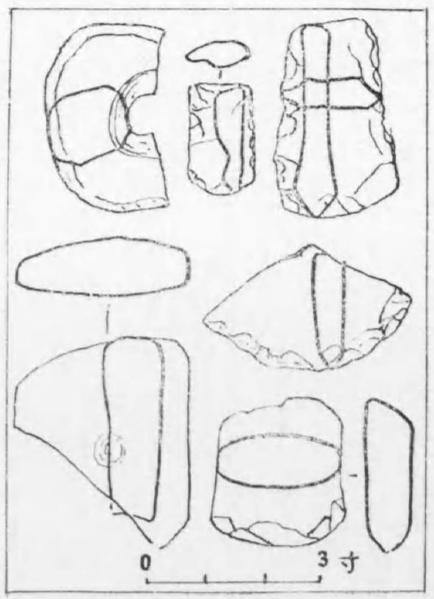

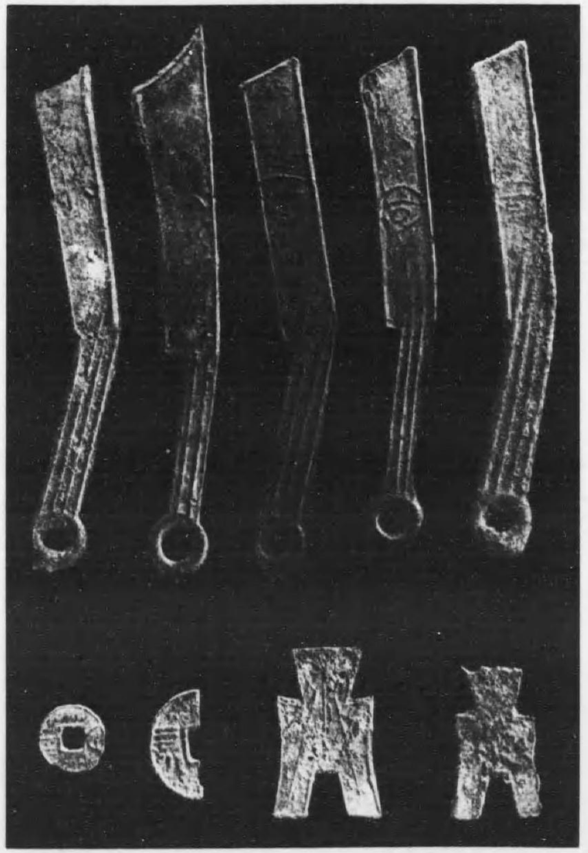

第三六圖　滿洲各地發見錢貨（上、刀錢、右より旅順双台溝、貔子窩、普蘭店附近、奉天潘建台、熱河灤平下、右より普蘭店（布錢）旅順南山裡（布錢）同上（圓錢）貔子窩（一刀錢）

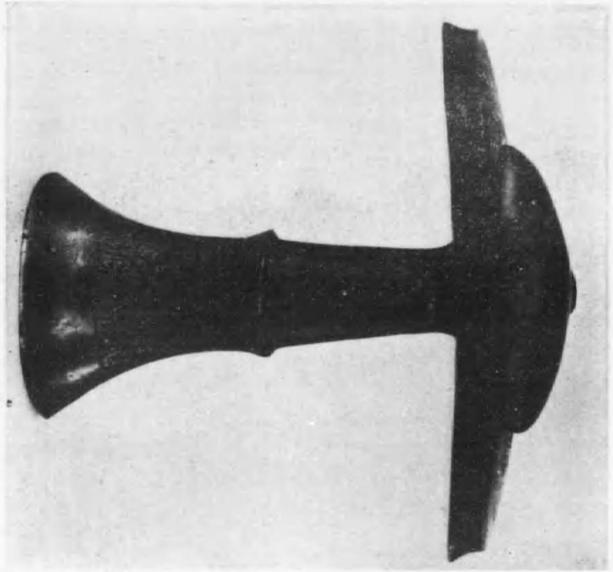

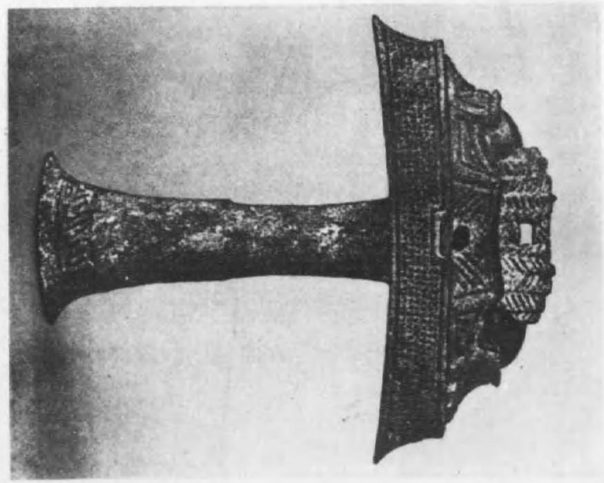

第三七圖　滿洲發見劍柄形銅器

第三八圖　熱河大名城址大塔

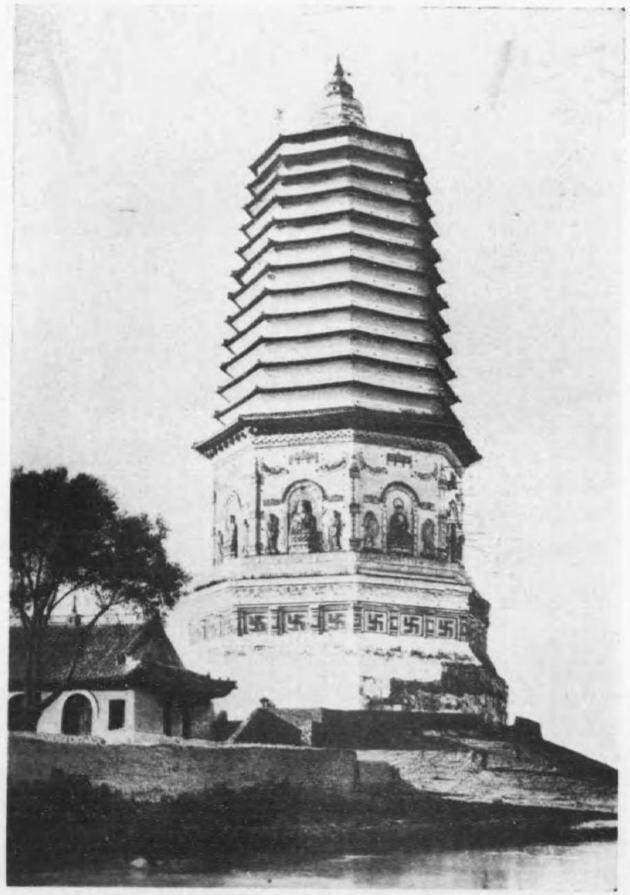

第三九圖　熱河老西營子塼墓計測圖（上、立面　下、平面）

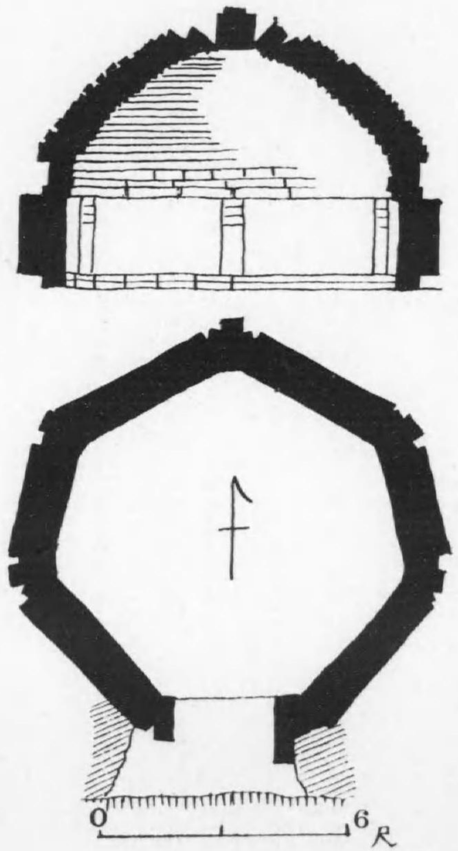

第四一圖　熱河凌源附近發見塼墓羨門表飾塼

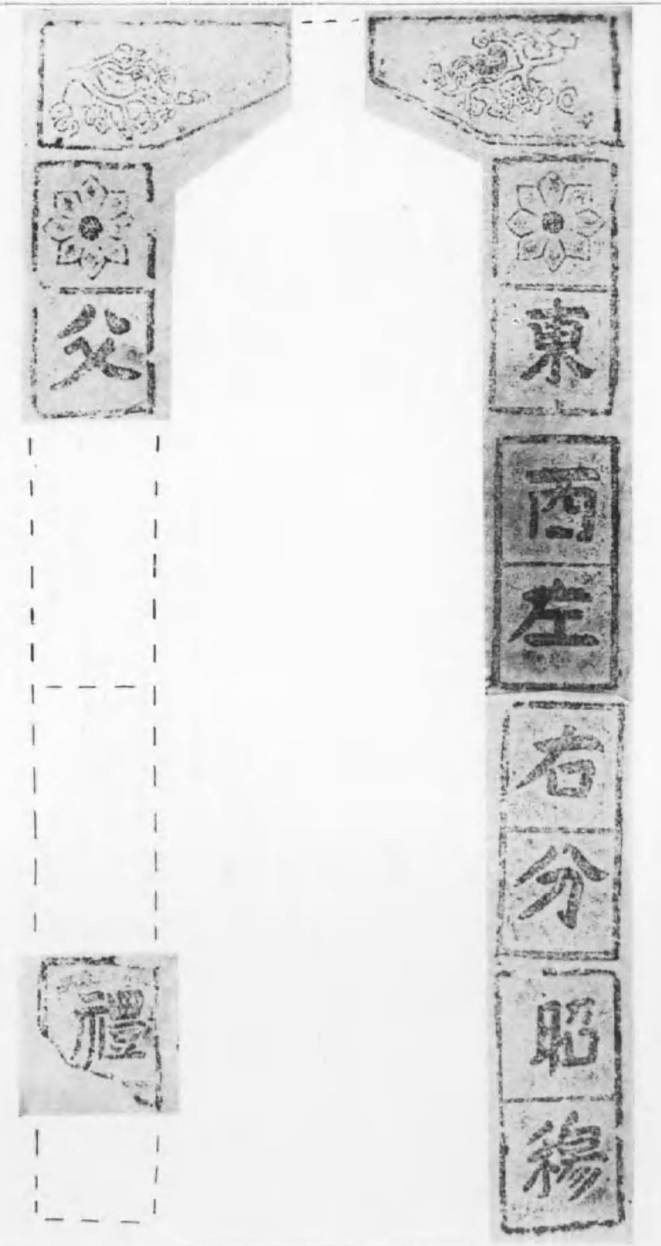

第四〇圖　熱河老虎營子塼墓（右上、天井部側面、左上、天井部頂上、下、側壁一部）

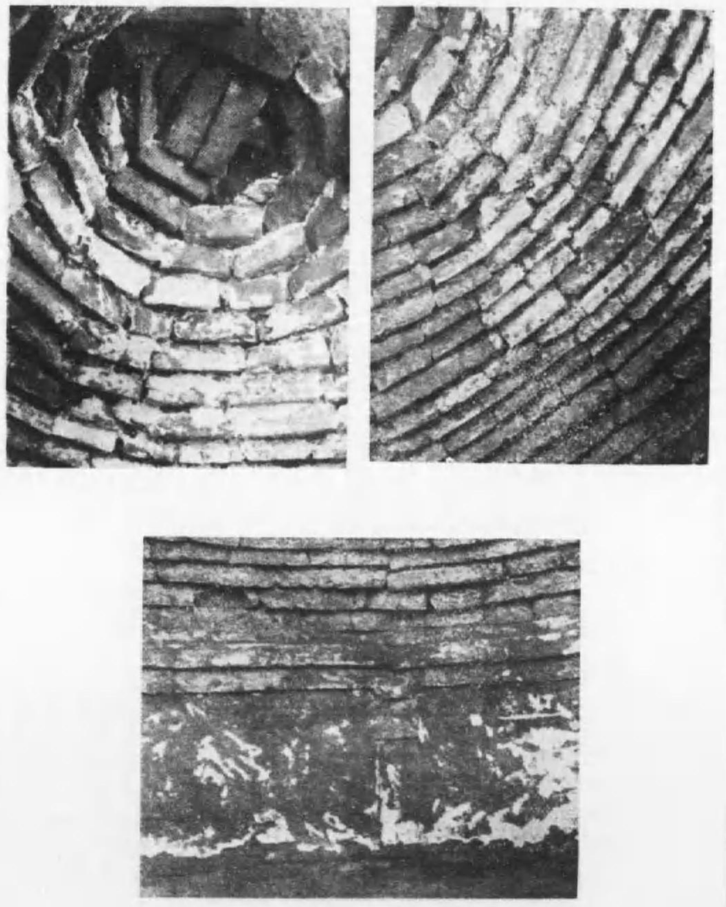

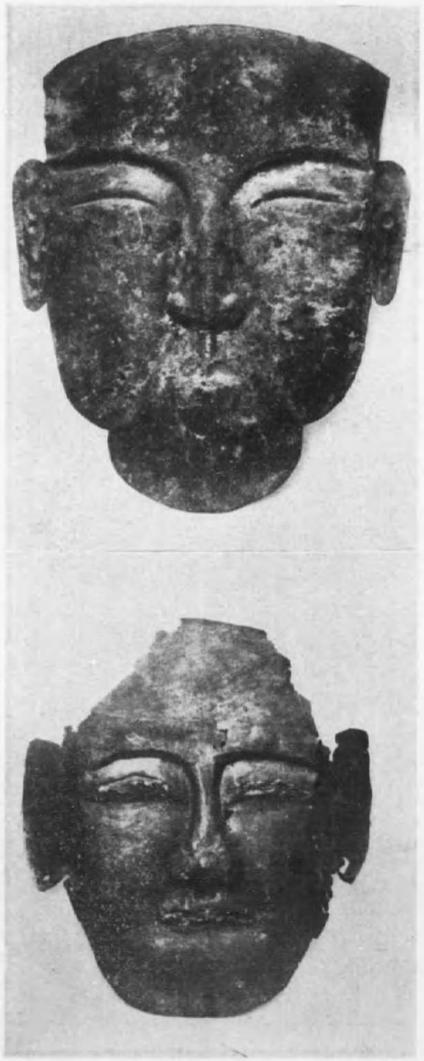

第四三圖　蒙疆發見古銀銅面

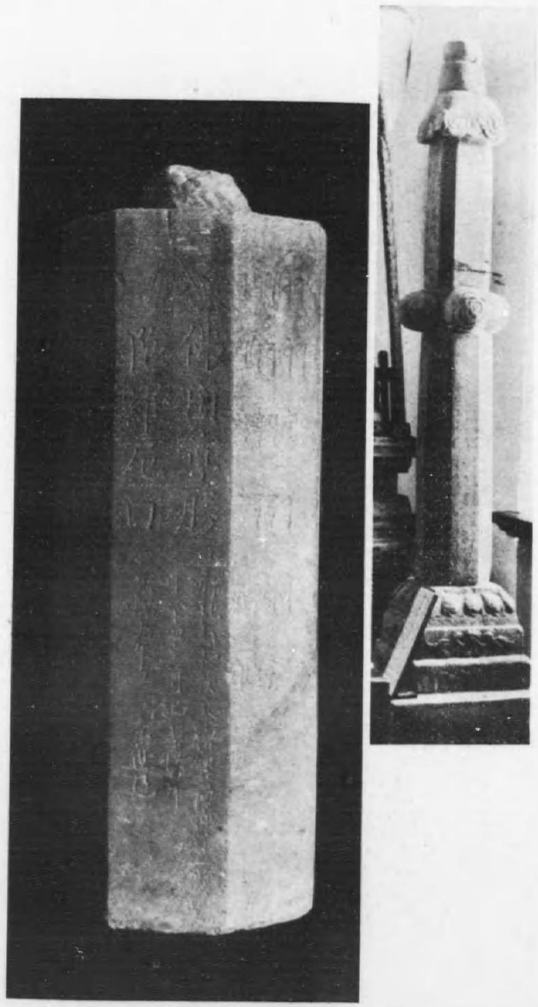

第四二圖　熱河發見普勝陀羅尼經幢（左、遼乾統九年　右、金大定二年造）

第四四圖　熱河發見古銀銅面（上、建平縣鳳凰山附近　下、建平縣）

第四五圖　熱河發見古銀銅面（上下共赤峰附近）

第四七圖　滿洲吉林省高麗城址發見金銅製假面

約實大

第四六圖　熱河發見銅製手足網及銀製腕輪

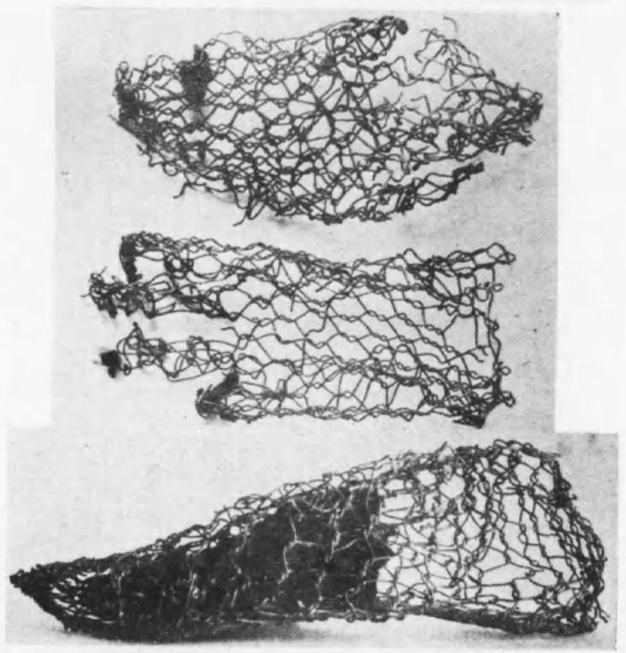

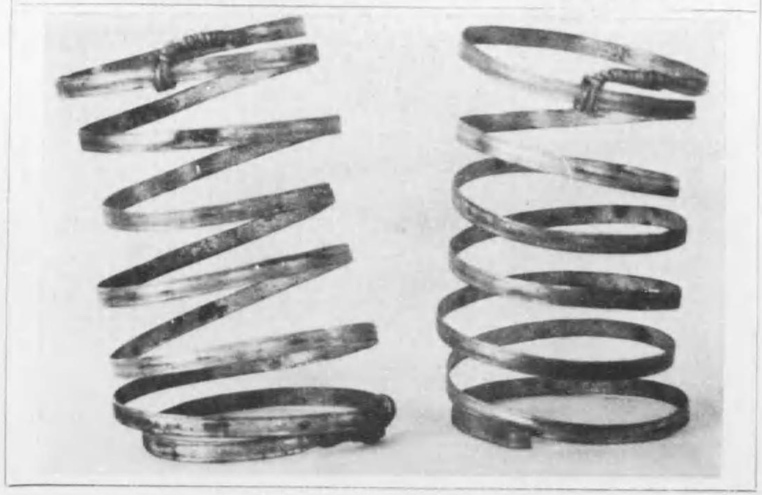

第四九圖　熱河凌源縣石羊石虎溝所在石人石獸

第四八圖　熱河各地發見鷄冠壺瓶

第五一圖　熱河發見成吉思皇帝聖旨牌（右、表　左、裏）

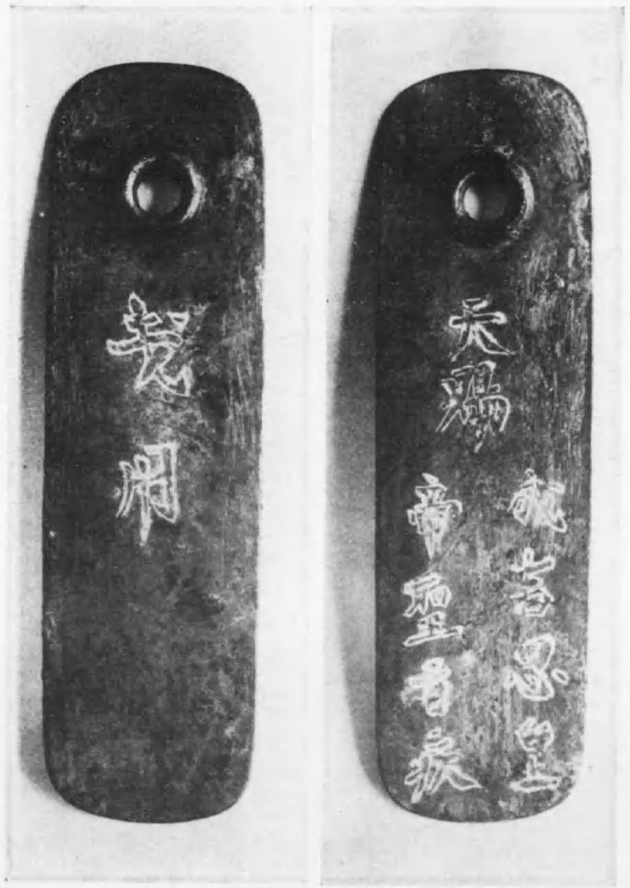

（約三分之二）

第五〇圖　熱河凌源縣石羊石虎溝所在石人石獸

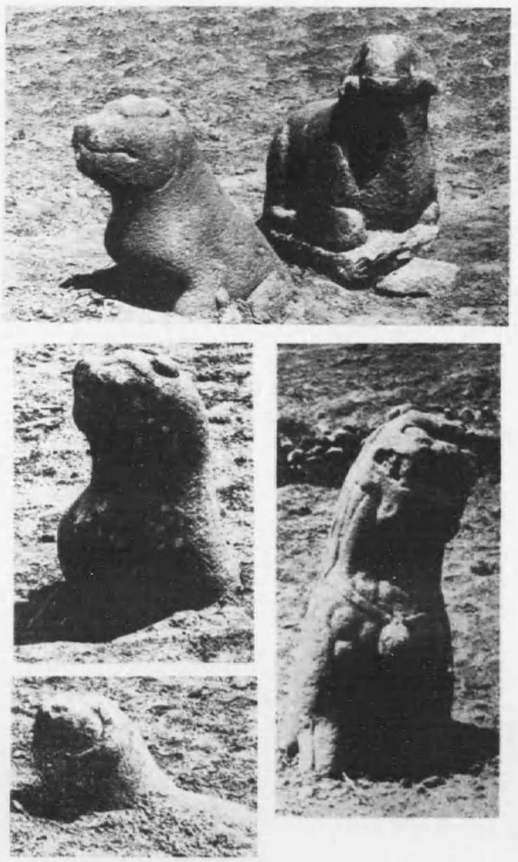

第五三圖　熱河遼代墳墓發見孟公墓誌拓影

第五二圖　元代牌（左、成吉思皇帝聖旨牌殘缺）